第１８節の３　特定技能

第１　概要

１　「特定技能」の創設の趣旨

在留資格「特定技能」は，中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため，生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において，一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるために設けられたものである。

（注）詳細は，第８「応用・資料編」の１「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する資料」を参照。

２　該当範囲

法別表第１の２の表の「特定技能」の項の下欄は，本邦において行うことができる活動を以下のとおり規定している。

法別表第１の２の表（「特定技能」）

１号　法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第２条の５第１項から第４項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動

２号　法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動

出入国管理及び難民認定法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令

出入国管理及び難民認定法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄に規定する法務省令で定める産業上の分野は，次に掲げる分野とし，同項の下欄第１号に規定する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能及び同項の下欄第２号に規定する法務省令で定める熟練した技能は，基本方針にのっとりそれぞれ当該分野（同項の下欄第２号に規定する法務省令で定める熟練した技能にあっては，第６号及び第

７号に掲げるものに限る。）に係る分野別運用方針及び運用要領（当該分野を所管する関係行政機関，法務省，警察庁，外務省及び厚生労働省が共同して定める運用要領をいう。）で定める水準を満たす技能とする。

１号　介護分野

２号　ビルクリーニング分野

３号　素形材産業分野

４号　産業機械製造業分野

５号　電気・電子情報関連産業分野

６号　建設分野

７号　造船・舶用工業分野

８号　自動車整備分野

９号　航空分野

１０号　宿泊分野

１１号　農業分野

１２号　漁業分野

１３号　飲食料品製造業分野

１４号　外食業分野

（１）　要件の内容

ア　特定技能外国人の契約の相手方である本邦の公私の機関（以下「特定技能所属機関」という。）が，特定技能外国人に行わせる業務内容が，人手不足が深刻な分野において，生産性の向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお，当該分野の存続・発展のために外国人材の受入れが必要と認められる分野として法務省令で定めるもの（以下「特定産業分野」という。）に該当し，特定技能外国人が技能を有するものとして，その内容を確認された所定の業務に該当するものであることを求めるもの。

イ　なお，特定産業分野及び従事する業務区分とは，第３１節別表の「特定産業分野・業務区分に係る業務内容・試験・技能実習対応表」のとおりである。

（２）審査のポイント及び立証資料

ア　特定技能所属機関に特定技能外国人の受入れ実績がない場合には，登記事項証明書の目的欄等に関する記載から，当該機関の事業内容が第３１節別表の「特定産業分野・業務区分に係る業務内容・試験・技能実習対応表」の「①分野」に対応する「②特定技能

外国人が従事する業務」に明らかに該当しないものでないことを確認した上，特段の疑義があれば分野所管省庁に相談するよう指導する。

イ　特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照しつつ，特定分野の要件適合性審査チェックリストに従って審査を行う。

（３）その他留意事項

ア　特定技能外国人が，複数の特定産業分野における技能水準及び日本語能力水準を満たした上で，特定技能所属機関において，対応する複数の特定産業分野の業務を行わせるための各基準に適合するときは，法務大臣が当該複数の特定産業分野の業務を指定することで，特定技能外国人は当該複数の特定産業分野の業務に従事する活動を行うことが可能である。

イ　複数の特定産業分野の業務を行わせる場合には，在留諸申請における各申請書の所属機関等作成用１の「２　特定技能雇用契約（２）従事すべき業務の内容」欄のうち，主に従事することとなる特定産業分野の業務について記載欄の最上段に「主たる分野」と記載した上で当該特定産業分野名を記載し，それ以外の特定産業分野の活動を２段目以降に「従たる分野」と記載した上で当該特定産業分野名を記載するよう案内する。

ウ　特定技能所属機関は，特定技能外国人との間で特定技能雇用契約を締結する必要があるところ，「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について」（平成３０年１２月２５日閣議決定。以下「基本方針」という。）においては，「受け入れる外国人の雇用形態については，フルタイムとした上で，原則として直接雇用とする。」と規定し，分野の特性に応じ，派遣形態を一部認める以外は，特定技能所属機関が直接雇用する制度としており，複数の機関が一人の特定技能外国人に係る特定技能所属機関となることは想定していない。したがって，「出向」のうち，「在籍型出向」については出向元と出向先双方が労働者との間で雇用契約関係があるものであり，上記のとおり，一人の特定技能外国人に対し複数の機関が特定技能所属機関となることは認められないことから，「在籍型出向」での受入れが認められない。他方で，労働者が出向先との間でのみ雇用契約を締結することとなる「移籍型出向」については，出向先が外国人との間で特定技能雇用契約を締結することで特定技能所属機関となることは認め得るものである（入国・在留審査要領第１２編第２章第３参照）。

エ　分野の該当性については，基本的に，分野ごとに設置される協議会への加入に当たって判断されることとなっていることに留意する。

第２　「特定技能１号」

１　特定技能１号外国人の基準（上陸基準省令）

上陸基準省令

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第７条第１項第２号の基準は，法第６条第２項の申請を行った者（以下「申請人」という。）が本邦において行おうとする次の表の上欄に掲げる活動に応じ，それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号に掲げる活動）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第２条の５第１項及び第２項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第３項及び第４項の規定に適合すること並びに申請人に係る１号特定技能外国人支援計画が同条第６項及び第７項の規定に適合することのほか，申請人が次のいずれにも該当していること。

１号　申請人が次のいずれにも該当していること。ただし，申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成２８年法律第８９号）第２条第２項第２号に規定する第２号企業単独型技能実習又は同条第４項第２号に規定する第２号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり，かつ，当該修了している技能実習において修得した技能が，従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては，ハ及びニに該当することを要しない。

イ　１８歳以上であること。

ロ　健康状態が良好であること。

ハ　従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ　本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ホ　退去強制令書の円滑な執行に協力するとして法務大臣が告示で定める外国政府又は地域（出入国管理及び難民認定法施行令（平成１０年政令第１７８号）第１条に定める地域をいう。以下同じ。）の権限ある機関の発行した旅券を所持していること。

ヘ　特定技能（法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号に係るものに

限る。）の在留資格をもって本邦に在留したことがある者にあっては，当該在留資格をもって在留した期間が通算して５年に達していないこと。

２号　申請人又はその配偶者，直系若しくは同居の親族その他申請人と社会生活において密接な関係を有する者が，特定技能雇用契約に基づく申請人の本邦における活動に関連して，保証金の徴収その他名目のいかんを問わず，金銭その他の財産を管理されず，かつ，特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約が締結されておらず，かつ，締結されないことが見込まれること。

３号　申請人が特定技能雇用契約の申込みの取次ぎ又は外国における法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号に掲げる活動の準備に関して外国の機関に費用を支払っている場合にあっては，その額及び内訳を十分に理解して当該機関との間で合意していること。

４号　申請人が国籍又は住所を有する国又は地域において，申請人が本邦で行う活動に関連して当該国又は地域において遵守すべき手続が定められている場合にあっては，当該手続を経ていること。

５号　食費，居住費その他名目のいかんを問わず申請人が定期に負担する費用について，当該申請人が，当該費用の対価として供与される食事，住居その他の利益の内容を十分に理解した上で合意しており，かつ，当該費用の額が実費に相当する額その他の適正な額であり，当該費用の明細書その他の書面が提示されること。

６号　前各号に掲げるもののほか，法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては，当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が，法務大臣と協議の上，当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

（１）年齢基準

上陸基準省令第１号（特定技能１号）

申請人が次のいずれにも該当していること。ただし，申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成２８年法律第８９号）第２条第２項第２号に規定する第２号企業単独型技能実習又は同条第４項第２号に規定する第２号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり，かつ，当該修了している技能実習において修得した技能が，従事しようとする業

務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては，ハ及びニに該当することを要しない。

イ　１８歳以上であること。

ア　要件の内容

我が国の労働法制上，法定時間外労働や休日労働等の規制なく就労が可能となるのは１８歳以上であることから，本制度において受け入れる外国人の年齢も同様に１８歳以上とするもの。

イ　用語の定義

「１８歳以上」とは，本邦入国時において１８歳以上であることを要するものであり，本国において成人であるか否かを問わない。

ウ　審査のポイント

（ア）申請書（申請人作成用）の「生年月日」欄の記載から，申請人が１８歳以上であることを確認する。

（イ）在留資格認定証明書交付申請の時点で１８歳未満であっても，申請書（申請人等作成用）の「入国予定年月日」欄の記載から，上陸許可申請時において，１８歳以上に達していると見込まれるときは，基準適合性があるものとして在留資格認定証明書を交付して差し支えない。

（２）健康状態が良好であること

上陸基準省令第１号（特定技能１号）

申請人が次のいずれにも該当していること。ただし，申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成２８年法律第８９号）第２条第２項第２号に規定する第２号企業単独型技能実習又は同条第４項第２号に規定する第２号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり，かつ，当該修了している技能実習において修得した技能が，従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては，ハ及びニに該当することを要しない。

ロ　健康状態が良好であること

ア　要件の内容

特定技能外国人が，在留資格「特定技能」に係る活動を安定的かつ継続的に行うことが見込まれるだけの健康状態にあることなどを求めるもの。

イ　審査のポイント

（ア）健康診断個人票（参考様式第１－３号）の記載から，申請人が在留資格「特定技能」に係る活動を支障なく行うことが可能であることを確認する。なお，健康診断個人票に申請人が本邦において安定的かつ継続的に就労活動を行うことについて健康上の支障はない旨の記載があれば，明らかな疑義がある場合を除き，基準に適合しているものとして取り扱って差し支えない。

（イ）健康診断個人票（参考様式第１－３号）とは異なる様式で提出があった場合には，健康診断個人票（参考様式第１－３号）に掲げる項目が網羅されていることを確認し，項目に漏れがあれば追加で当該項目について受診した上で健康診断書を提出するよう求める。

（ウ）在留資格認定証明書交付申請においては，申請日の３か月前から申請日までに，医師の診断を受けていることを確認する。

（エ）「技能実習」等からの在留資格変更許可申請においては，申請日の１年前から申請日までに，労働安全衛生法に基づき定期健康診断を受診しているとして当該診断結果が提出されている場合には，健康診断個人票（参考様式第１－３号）と同一の項目の受診内容であることが確認でき，かつ，医師の所見欄に特段の異常がある旨の記載が認められなければ，改めて健康診断を受診させなくても差し支えない。なお，受診者の申告書（参考様式第１－３号（別紙））の提出は求める。

ウ　立証資料

健康診断個人票（参考様式第１－３号）

受診者の申告書（参考様式第１－３号（別紙））

（３）技能水準

上陸基準省令第１号（特定技能１号）

申請人が次のいずれにも該当していること。ただし，申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成２８年法律第８９号）第２条第２項第２号に規定する第２号企業単独型技能実習又は同条第４項第２号に規定する第２号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり，かつ，当該修了している技能実習において修得した技能が，従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては，ハ及びニに該当することを要しない。

ハ　従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を

有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ア　要件の内容

相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験等により証明されていることを求めるもの（試験ルート）。

また，申請人が技能実習２号を良好に修了しており，従事しようとする業務と技能実習２号の職種・作業が関連すると認められるものについては試験が免除されることとされている（技能実習ルート）。

なお，従事しようとする業務と技能実習２号の職種・作業との関連性については，分野別の特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「分野別運用方針」という。），「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領（以下「分野別運用要領」という。）及び第３１節別表の「特定産業分野・業務区分に係る業務内容・試験・技能実習対応表」を参照すること。

イ　用語の解説

（ア）「相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していること」とは，基本方針において，相当期間の実務経験等を要する技能であって，特段の育成・訓練を受けることなく直ちに一定程度の業務を遂行できるだけの水準をいうものとされている。また，具体的な技能水準については，分野別運用方針に定められている。

（イ）「試験その他の評価方法」とは，分野別運用方針において定める試験等をいう。

ａ　分野別運用方針で定める技能試験

分野所管行政機関が実施する試験は，原則として国外で実施されるが，各分野における人材受入れ需要等を考慮し，国内においても実施することができることとされている。

ただし，国内受験対象は，在留資格を有する者としており，試験の実施方法等の詳細は「特定技能」に係る試験の方針について」（令和２年１月３０日出入国在留管理庁。以下「試験方針」という。）及び各試験実施機関が定める試験実施要領に記載された内容に従う。

また，受験資格が認められるからといって「特定技能」への在留資格の変更が当然に認められるものではないことに留意する。

なお，「特定技能」への在留資格の変更を適当と認めるに足りる相当の理由があるとは認められない者の具体的な例は次のとおりである。

・　「退学・除籍留学生」（所属していた教育機関における在籍状況が良好では

ないことを理由とするものをいい，所定の課程を修了して卒業した者を含まない。）

・　「失踪した技能実習生」

・　「短期滞在」の在留資格を有する者

・　在留資格の活動を行うに当たって計画（以下「活動計画」という。）の作成が求められるものであって，その活動計画の性格上，他の在留資格への変更が予定されていないもの（注１），又はその活動計画により，当該活動終了後に特定の在留資格への変更又は在留期間の更新が予定されているもの（注２）

（注１）その活動計画の性格上，他の在留資格への変更が予定されていないもの

・　「技能実習」（計画の途中にあるものに限られ，当該計画を修了したものを除く。（注３）

・　「研修」（計画の途中にあるものに限られ，当該計画を修了したものを除く。）

・　「特定活動（日本料理海外普及人材育成事業）」（計画の途中にあるものに限られ，当該計画を修了したものを除く。）

・　「特定活動（特定伝統料理海外普及事業）」

・　「特定活動（製造業外国従業員受入促進事業）」

・　「特定活動（インターンシップ）」

・　「特定活動（サマージョブ）」

（注２）その活動計画により，当該活動終了後に特定の在留資格への変更又は在留期間の更新が予定されているもの

・　「特定活動（外国人起業活動促進事業）」（計画の途中にあるものに限られ，当該計画を修了したものを除く。）

・　「経営・管理（外国人創業人材受入促進事業）」（計画の途中にあるものに限られ，当該計画を修了したものを除く。）

※　「特定活動（外国人建設就労者）」又は「特定活動（外国人造船就労者）」の在留資格で在留する者に係る適正監理計画は，受入れ企業ごとに策定されるものであり，個々の外国人の活動を定めるものではないことから，上記の活動計画とは性質が異なるものである。

よって，「特定活動（外国人建設就労者）」又は「特定活動（外国人造船就労者）」の在留資格で現に活動中の者が，「特定技能」の在留資格へ

変更することは可能である。

（注３）技能実習計画の途中で移行を希望する旨の相談がされた場合

技能実習計画の途中の者（計画の途中にあるものに限られ，当該計画を修了したものを除く。以下同じ。）から特定技能の在留資格への変更を希望する旨の相談がされた場合は，特定技能外国人受入れに関する運用要領に例示しているようなやむを得ない事情がない限り，同計画の途中にあっては認められないことを十分に説明する。

その上で，やむを得ない事情があると認められる場合には，次の資料を提出するよう案内する。

○　特定技能所属機関が作成した理由書（任意様式）

○　現に当該技能実習生が所属する監理団体又は実習実施者等による理由書（任意様式）

※　いずれかの資料が提出できない場合には，その理由について説明を求める。

なお，計画の途中で技能実習を終了し，特定技能へ移行することにやむを得ない事情があるとして申請があった場合には，意見を添えて本庁に上申する。

※　「やむを得ない事情がある」とは，例えば，

○　本人が技能実習２号修了後に特定技能１号への移行を希望していたものの，特定技能所属機関の経営上の都合により特定技能１号の採用が取りやめになったことに起因して技能実習３号へ移行した場合

などが想定される。

また，次のような技能実習生の意思に反した対応がされた場合も該当する。

○　技能実習２号修了後は特定技能１号への移行を希望していたものの，監理団体や実習実施者等が技能実習３号への移行を求めていたことから，これらの者から特定技能１号への移行のための協力が得られずに技能実習３号へ移行した場合

※　やむを得ない事情の調査に当たっては，申請人本人，監理団体及び実習実施者等の関係者からやむを得ない事情を具体的に説明させ，説明に当たっては事案に応じて実習先変更に向けた調整等を行ったことについ

ても触れるよう案内する。

b　a以外の方法による評価

分野別運用方針においては，各分野の特性に応じて，技能試験によらない方法で技能水準にあると評価される場合があり，この方法を採用している分野等の詳細については，第３１節別表の「特定産業分野・業務区分に係る業務内容・試験・技能実習対応表」を参照すること。

（ウ）「技能実習２号を良好に修了している」とは，技能実習を２年１０か月以上修了し，技能実習２号の技能実習計画における目標である技能検定３級若しくはこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していること，又は，技能検定３級若しくはこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していないものの，特定技能外国人が技能実習を行っていた実習実施者（旧技能実習制度における実習実施機関を含む。）が当該外国人の実習中の出勤状況や技能等の修得状況，生活態度等を記載した評価に関する書面により，技能実習２号を良好に修了したと認められることをいう。

a　技能実習の終了日（出国日）が，開始日（上陸許可日）から起算して２年１０か月経過後であれば，その期間内に，再入国許可（みなし再入国許可を含む。）による出国期間のほか，実習実施者の都合など技能実習生の責めに帰すべき事由によらない事由により実習を行うことができなかった期間があったとしても，当該事情を考慮し，実際に技能実習を行っていなかった期間についても，技能実習を行った期間として２年１０か月に含めて差し支えない。

[redacted]

b　技能実習２号を修了した者には，外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「技能実習法」という。）技能実習法施行前の技能実

習生及び研修・技能実習制度下の「特定活動」の技能実習生も含まれる。

c　なお，自己の責めに帰すべき事由によらず，在留期間の満了日までに技能実習計画の認定を受けることができない事情が認められるとして「特定活動」（令和２年１０月９日付け入管庁管第３９４２号通知）で活動した場合や，新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等の事情により技能実習計画に定めた技能検定又は技能実習評価試験の受検ができず次の段階の技能実習を行うことができないため，従前の実習実施者において引き続き業務に従事しながら当該検定等の受検を目的として，「特定活動」（令和２年３月１９日付け入管庁管第１３３１号通知）で活動した場合のように，当該活動が技能実習と実質的に同一であるものとして取り扱われたものについては，当該期間は技能実習を行ったものとすることに留意する。

ウ　審査のポイント

申請書（申請人等作成用Ｖ）の記載から，技能水準の証明が試験によるもの，その他の評価方法によるもの，技能実習２号を良好に修了したことによるもののいずれに当たるかを確認し，試験によるもの及びその他の評価方法によるものについては，次の（ア）に従い，技能実習２号を良好に修了したことによるものについては次の（イ）に従い技能水準の証明がされていることを確認する。

（ア）試験ルート

技能試験の合格証明書又は合格を証明する資料の記載から，申請人に従事させようとする特定産業分野（業務区分）と当該試験が対応していることを分野別運用方針，特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領及び第３１節別表の「特定産業分野・業務区分に係る業務内容・試験・技能実習対応表」を参照して確認する。

（イ）技能実習ルート

申請人が，過去に技能実習生であった場合には，技能検定３級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験への合格の有無に応じて，以下のとおり取り扱うものとする。

ただし，申請人が特定技能雇用契約を締結する特定技能所属機関が，当該申請人を技能実習生として雇用していた実習実施者と同一であって，過去１年以内に技能実習法上の「改善命令」（技能実習法施行前の旧制度の「改善指導」を含む。）を受けていない場合は，当該特定技能所属機関が適正な評価を行うことができるものと

みなして，以下のａ及びｂによることなく，申請人が技能実習を２年１０か月以上修了していることのみをもって，技能実習２号を良好に修了したものと取り扱う。

ａ　技能検定３級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験に合格した者

（ａ）申請書（申請人等作成用）の記載及び電算記録から，申請人が技能実習を２年１０か月以上修了していることを確認する。

（ｂ）技能検定３級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験に合格したことを証明する資料の記載及び第３１節別表の「特定産業分野・業務区分に係る業務内容・試験・技能実習対応表」から，技能実習２号の職種・作業が申請書（所属機関作成用）の特定産業分野（業務区分）と関連性を有するものとして対応していることを確認する。

（ｃ）なお，複数の職種・作業を組み合わせた技能実習に従事した者が，従たる職種・作業に係る技能実習について，技能検定３級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験に合格した場合には，当該従たる職種・作業に係る技能実習を２年１０か月以上修了していなかった場合（例：技能実習２号から複数の職種・作業を組み合わせた技能実習を行った場合）でも，主たる職種・作業の技能実習で２年１０か月以上修了していることが確認できれば，本要件に適合するものとして差し支えない。

ｂ　技能検定３級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験を受験したが合格していない者（旧制度の技能実習生を含む。）

技能検定３級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験を受験したがこれに合格していない者については，次の（ａ）から（ｆ）に従い，技能実習２号を良好に修了しているか否かを確認する。

（ａ）申請書（申請人等作成用）の記載及び電算記録から，申請人が技能実習を２年１０か月以上修了していることを確認する。

（ｂ）申請人が技能実習２号を行っていた実習実施者（旧制度の実習実施機関を含む。以下同じ。）が作成した技能実習生に関する評価調書（参考様式第１－２号）の記載から，技能検定又は技能実習評価試験を受検した結果，不合格となったものの，技能実習実施中の出勤状況や技能の修得状況，生活態度等を総合的に考慮し，技能実習２号を良好に修了したことを確認する。

なお，技能検定又は技能実習評価試験を受検していない旧制度の技能実習生についても，上記に準じて技能実習２号を良好に修了したことを確認する。

（ｃ）技能実習生に関する評価調書（参考様式第１－２号）における「技能実習実施状況」の記載において，明らかに技能等の修得等が良好でないと認められる場合を除いて，良好に技能実習を修了したと取り扱って差し支えない。[redacted]

なお，実習監理を行っていた監理団体が解散をしている場合など，監理団体が評価調書（参考様式第１－２号）に必要な記載を行うことができない場合には，実習実施者において必要な記載がされていることをもって，技能実習２号を良好に修了したことの有無を確認することとして差し支えない。

（ｄ）技能実習生に関する評価調書（参考様式第１－２号）により基準に適合しているものと評価した場合であっても，[redacted]

（ｅ）なお，複数の職種・作業を組み合わせた技能実習に従事した者が，従たる職種・作業に係る技能実習について，技能検定３級又はこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していない場合には，技能実習生に関する評価調書（参考様式第１－２号）の提出があったとしても，技能実習２号を良好に修了したものとして評価しない。

（ｆ）[redacted]

[redacted]

[redacted]なお，公益財団法人国際研修協力機構（ＪＩＴＣＯ）が発行した「技能実習修了証書」は，出勤や欠勤の状況が明らかでないほか，技能実習の実施状況について評価するものではないことから，評価調書（参考様式第１－２号）の代替として，技能実習２号を良好に修了したことの証明とはならないことに留意する。

エ　立証資料

（ア）試験等により技能水準を証明する場合

- 技能試験の合格証明書又は合格を証明する資料
- 分野別運用方針で定めるその他の評価方法を満たすことを証明する資料

（イ）技能実習２号を良好に修了したことによる技能水準を証明する資料

ｉ　技能検定３級又はこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格した場合

- 技能検定３級又はこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格したことを証明する資料

ii　技能検定３級又はこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していない場合

- 技能実習生に関する評価調書（参考様式第１－２号）

（４）日本語能力水準

上陸基準省令第１号（特定技能１号）

申請人が次のいずれにも該当していること。ただし，申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成２８年法律第８９号）第２条第２項第２号に規定する第２号企業単独型技能実習又は同条第４項第２号に規定する第２号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり，かつ，当該修了している技能実習において修得した技能が，従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては，ハ及びニに該当することを要しない。

ニ　本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ア　要件の内容

申請人が，ある程度の日常会話ができ，生活に支障がない程度の能力を有することを基本としつつ，特定産業分野ごとに業務上必要な日本語能力水準を有していることが試験等により証明されていることを求めるもの。

なお，申請人が技能実習２号を良好に修了している場合は，原則として，修了した技能実習の職種・作業の種類にかかわらず，日本語能力水準について試験その他の評価方法による証明は要しない（試験免除）。ただし，介護分野において証明を求めることとしている介護日本語評価試験の合格については，当該試験が介護業務に従事する上で支障のない程度の水準の日本語能力を有していることを確認するものであることから，介護職種・介護作業の技能実習２号を良好に修了した者を除き，試験免除されないことに留意する（詳細は第３１節別表の「特定産業分野・業務区分に係る業務内容・試験・技能実習対応表」を参照すること。）。

イ　用語の定義

（ア）「本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力」とは，分野別運用方針，分野別運用要領及び試験方針に記載された日本語能力をいい，当該日本語能力水準を有していることの判断は，分野所管行政機関が定める試験等により確認する。

（イ）「試験その他の評価方法」とは，分野別運用方針において定める試験等をいう。

なお，詳細は前記（３）イ（イ）ａを参照する。

（ウ）分野別運用方針で定める日本語試験は，分野所管行政機関が実施することとなり，分野ごとに異なるが，国内外で実施され，受験資格の制限はない。

ウ　審査のポイント

申請書（申請人等作成用Ｖ）の記載から，申請人が試験による証明又はその他の評価方法により日本語能力水準を証明しようとする場合は後記（ア）に従い，技能実習２号を良好に修了したことにより日本語能力水準を証明しようとする場合は後記（イ）に従って確認する。

（ア）試験ルート

日本語試験の合格証明書又は合格したことを証明する資料の記載から，合格した試験が，申請人が従事しようとする業務が属する分野別運用方針に定められた試験と一致することについて，第３１節別表の「特定産業分野・業務区分に係る業務内容・試験・技能実習対応表」を参照して確認する。

（イ）技能実習ルート

前記（３）ウ（イ）を参照する。

ただし，前記アのとおり，技能実習２号を良好に修了している場合は，原則として，修了した技能実習の職種・作業の種類にかかわらず，日本語能力水準について試験その他の評価方法による証明は要しないことに留意する。

エ　立証資料

（ア）試験等により日本語能力水準を証明する場合

・　日本語試験の合格証明書又は合格を証明する資料

・　分野別運用方針で定めるその他の評価方法を満たすことを証明する資料

（イ）技能実習２号を良好に修了したことにより日本語能力水準を証明する場合

ｉ　技能検定３級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験に合格した場合

・　技能検定３級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験に合格したことを証明する資料

ⅱ　技能検定３級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験に合格していない場合

・　技能実習生に関する評価調書（参考様式第１－２号）

（５）出入国管理上の支障がないこと

上陸基準省令第１号（特定技能１号）

申請人が次のいずれにも該当していること。ただし，申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成２８年法律第８９号）第２条第２項第２号に規定する第２号企業単独型技能実習又は同条第４項第２号に規定する第２号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり，かつ，当該修了している技能実習において修得した技能が，従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては，ハ及びニに該当することを要しない。

ホ　退去強制令書の円滑な執行に協力するとして法務大臣が告示で定める外国政府又は地域（出入国管理及び難民認定法施行令（平成１０年政令第１７８号）第１条に定める地域をいう。以下同じ。）の権限ある機関の発行した旅券を所持していること。

出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令の特定技能の在留資格に係る基準の規定に基づき退去強制令書の円滑な執行に協力する外国政府又は出入国管理及び難民認定法施行令第１条に定める地域の権限ある機関を定める

件（平成３１年法務省告示第８５号）

出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令（平成２年法務省令第１６号）の表の法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号に掲げる活動の項の下欄第１号ホ及び法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第２号に掲げる活動の項の下欄第１号ニの法務大臣が告示で定める退去強制令書の円滑な執行に協力する外国政府又は出入国管理及び難民認定法施行令（平成１０年政令第１７８号）第１条に定める地域の権限ある機関は，イラン・イスラム共和国を除いた国の政府又は同条に定める地域の権限ある機関とする。

ア　要件の内容

自国民引取り義務を履行しない等，退去強制令書の円滑な執行に協力しない国・地域からの受入れを認めないもの。

イ　用語の解説

退去強制令書の円滑な執行に協力しない国・地域とは，告示で定める次の国・地域をいう（平成３１年４月１日時点）。

・　イラン・イスラム共和国

ウ　審査のポイント

上記イの国籍を有する者から，在留資格認定証明書交付申請，在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請があった場合には，適合しないこととなる。

（６）在留期間が通算して５年に達していないこと

上陸基準省令第１号（特定技能１号）

申請人が次のいずれにも該当していること。ただし，申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成２８年法律第８９号）第２条第２項第２号に規定する第２号企業単独型技能実習又は同条第４項第２号に規定する第２号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり，かつ，当該修了している技能実習において修得した技能が，従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては，ハ及びニに該当することを要しない。

ヘ　特定技能（法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号に係るものに限る。）の在留資格をもって本邦に在留したことがある者にあっては，当該在留資格をもって在留した期間が通算して５年に達していないこと。

ア　要件の内容

在留資格「特定技能１号」で在留できる期間を通算して５年間とするもの。

イ　用語の定義

（ア）「通算」とは，特定産業分野を問わず，在留資格「特定技能１号」で実際に本邦に在留した期間をいう。また，過去に在留資格「特定技能１号」で在留していた経歴を有する場合は，過去の在留期間も含まれることから，在留が連続した期間に限られず，単純出国した場合にも，通算在留期間が５年に達するまでは，再度新規入国して在留することもできる。

（イ）失業中や育児休暇及び産前産後休暇等による休暇中等，実際に稼動していない期間がある場合であっても，「特定技能１号」で本邦に在留している期間として通算在留期間に計上する。

（ウ）再入国許可による出国（みなし再入国許可による出国を含む。）による出国期間についても，「特定技能１号」で本邦に在留している期間として通算在留期間に計上する。なお，新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための上陸を拒否する措置など，本人の意思にかかわらず，再入国できなかった期間がある場合については，その事情を考慮して通算在留期間に含めない。

（エ）「特定技能１号」を有する者がした在留期間更新許可申請又は在留資格変更許可申請（転職を行うためのものに限る。）に係る特例期間についても，「特定技能１号」で本邦に在留している期間として通算在留期間に計上する。

ウ　審査のポイント

（ア）申請書（申請人等作成用Ｖ）の記載及び電算記録から，「特定技能１号」での通算在留期間が５年に満たないことを確認する。

（イ）通算在留期間については，新規入国から単純出国までの在留期間ごとに算出する在留期間を合算する。なお，合算後，１か月に満たない日数については，３０日をもって１か月とし，その余の日数は切り捨てる。ただし，通算在留期間が３０日に満たない場合は，当該在留期間は１か月とする。

（参考）通算在留期間算出の例

①　１回目の在留期間が２年６か月１５日

②　２回目の在留期間が２５日

③　合算期間は，２年６か月４０日（①＋②）

④　通算在留期間は，２年７か月

（ウ）在留中に通算在留期間が５年に達する場合は，他の在留資格への変更が認められた場合を除き，在留期間の更新を認めない（雇用契約期間が残存している場合であっても，通算在留期間が５年を超える在留は認めない。）。

（エ）[redacted]

（オ）平成３１年４月の特定技能制度施行以後に同年２月２６日付け法務省管在第１２９８号通知等に基づき，「特定技能１号」への移行準備を目的として「特定活動」（告示外）への在留資格変更許可を受けて在留していた者については，当該「特定活動」で在留していた期間も「特定技能１号」で在留したものとみなして通算在留期間に含めることとなることに留意する。

（カ）「特定技能１号」での通算在留期間が４年を超えている者からの在留諸申請については，残余の雇用期間を下回らない在留期間のうちで最短の在留期間を決定することとなる（第５　在留期間を参照すること。）。

（キ）新型コロナウイルス感染症の影響に関する申立書（参考様式第１－２８号）が提出されている場合には，申立てにある出国期間が事実であることを電算記録で確認する。

エ　立証資料

新型コロナウイルス感染症の影響に関する申立書（参考様式第１－２８号）

※　申請時の在留期間の満了日までの通算在留期間が４年を超えている場合などに提出されるものであることに留意する。

（７）保証金・違約金契約の禁止

上陸基準省令（特定技能１号）

２号　申請人又はその配偶者，直系若しくは同居の親族その他申請人と社会生活において密接な関係を有する者が，特定技能雇用契約に基づく申請人の本邦における活動に関連して，保証金の徴収その他名目のいかんを問わず，金銭その他の財産を管理されず，かつ，特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約が締結されておらず，かつ，締結されないことが見込まれること。

ア　要件の内容

申請人又はその親族等密接な関係を有する者が，保証金の徴収を受け又は違約金契約の締結をさせられている場合は，特定技能の適正な活動を阻害するおそれがあることから，これらの契約が締結されておらず，また，今後も締結されないことが見込まれることを求めるもの。

イ　用語の定義

（ア）「保証金」や「違約金」とは，名目のいかんを問わず，実質的に財産の管理に当たる行為の全てを含む。

（イ）「申請人と社会生活において密接な関係を有する者」に該当するか否かについては，その者が金銭的な負担を負うことが，申請人が労働を強制される契機となったり，足止め策として自由に転職できないなどの要因となり得るか否かで決まることとなる。

（ウ）「金銭その他の財産」とは，金銭だけでなく，有価証券，土地，家屋，物品等の金銭的な価値のあるものをいう。

（エ）「不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約」とは，特定技能所属機関から失踪することなど労働契約の不履行に係る違約金を定める契約のほか，当局や労働基準監督官署への法令違反に係る相談をすること，休日に許可を得ずに外出すること，若しくは作業時間中にトイレ等で離席すること等を禁じて，その違約金を定める契約，又は商品若しくはサービスの対価として不当に高額な料金の徴収を予定する契約などが該当する。

ウ　審査のポイント

（ア）申請書（所属機関等作成用Ｖ）の記載から，申請人が保証金の徴収等をされていないことを確認する。

（イ）雇用の経緯に係る説明書（参考様式第１－１６号）の記載から，申請人が保証金の徴収等をされていないこと及び事前ガイダンスを実施していることを確認する。

（ウ）１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）の記載から，事前ガイダンスにおいて「保証金の徴収，契約の不履行について違約金契約等を締結することは禁止されていること」が情報提供項目として含まれていることを確認する。

エ　その他留意事項

保証金の徴収及び違約金契約の締結については，徴収する主体を特定せず，幅広く規制の対象としている。また，特定技能外国人の申告又は関係行政機関からの通報等

を端緒としてじ後に発覚した場合には，この基準を満たしていないものとして，後記第８の応用・資料編「４　特定技能所属機関又は登録支援機関が不適格行為に及んだ場合の措置」に基づき，調査・指導を行う。

オ　立証資料

- 雇用の経緯に係る説明書（参考様式第１－１６号）
- １号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）

（８）費用負担に係る合意

上陸基準省令（特定技能１号） ３号　申請人が特定技能雇用契約の申込みの取次ぎ又は外国における法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号に掲げる活動の準備に関して外国の機関に費用を支払っている場合にあっては，その額及び内訳を十分に理解して当該機関との間で合意していること。 ５号　食費，居住費その他名目のいかんを問わず申請人が定期に負担する費用について，当該申請人が，当該費用の対価として供与される食事，住居その他の利益の内容を十分に理解した上で合意しており，かつ，当該費用の額が実費に相当する額その他の適正な額であり，当該費用の明細書その他の書面が提示されること。

ア　要件の内容

申請人が入国前及び在留中に負担する費用について，その意に反して徴収されるなど不当な費用徴収を防止するため，申請人が負担する費用の額及び内訳を十分に理解して合意していることを求めるもの。

イ　用語の定義

（ア）上陸基準省令第３号の「費用」とは，申請人が本邦に入国するに際して，その準備のために支払ったものをいい，費用を支払った相手方を問わない。

（イ）上陸基準省令第５号の「費用」とは，申請人が入国後に特定技能所属機関等に定期的に支払うこととなるものをいう。

ウ　審査のポイント

（ア）共通事項

申請書（申請人等作成用Ｖ）の記載から，特定技能活動の準備に関し支払った費用及び定期的に負担する費用の額及び内訳を十分に理解して合意していることを確認する。

（イ）本邦外で活動の準備に関して外国の機関に支払っている費用

雇用の経緯に係る説明書（参考様式第１－１６号）の記載から，申請人が特定技能雇用契約の申込みの取次ぎ又は入国若しくは在留資格「特定技能」に係る活動の準備に関し，外国の機関に対し，支払う費用の額及び内訳について合意した上で，当該費用を支払っており，その額及び内訳が，社会通念上不当なものであると解される場合には，申請人が真に合意をしていることについて慎重に審査を行う。

[redacted]

（ウ）本邦在留中に定期に負担する費用

a　雇用条件書の別紙「賃金の支払」（参考様式第１－６号）から，食費，居住費その他名目のいかんを問わず申請人が定期に負担する費用の額及び内訳についての記載があることを確認する。

b　徴収費用の説明書（参考様式第１－９号）の記載内容から，徴収費用の額及び内訳が，社会通念上不当なものであるか否かについて，以下のとおり確認する。

（a）食費

i　徴収費用の説明書（参考様式第１－９号）の「２食費①食事，食材等の提供の有無」の内容から，食事，食材等の提供の有無を確認し，有の場合には，後記ⅱからⅳのとおり更に確認する。

ii　徴収費用の説明書（参考様式第１－９号）の「２食費②食費として徴収する費用」と雇用条件書（参考様式第１－６号）の「別紙賃金の支払４．賃金支払時に控除する項目」の食費の額が同一であることを確認する。

iii　徴収費用の説明書（参考様式第１－９号）の「２食費③提供する食事，食材等の具体的な内容」及び「④費用が実費に相当する額その他の適正な額であることの説明」の記載内容から，その食事，食材等の提供内容に照らしても，前記ⅱで確認した金額が実費に相当する額その他の適正な額であることを確認する。なお，適正な額であることについて疑義がある場合には，追加で説明を求める。

iv　提供される食事，食材等の内容が実費に相当する額その他の適正な額であることを確認する上では，徴収費用の説明書（参考様式第１－９号）の注意書きに記載された例を参考とすること。

（b）居住費

i　徴収費用の説明書（参考様式第１－９号）の「３居住費①居住費として徴収する費用」欄の額及び雇用条件書（参考様式第１－６号）の「別紙賃金の支払４．賃金支払時に控除する項目」欄の居住費の額が同一であることを確認する。

ii　徴収費用の説明書（参考様式第１－９号）の「３居住費②提供する宿泊施設の具体的な内容」が「自己所有物件」の場合は，実際に建設・改装等に要した費用，物件の耐用年数，入居する特定技能外国人の人数等を勘案して算出した合理的な額であることの説明がされていることを確認する。

iii　徴収費用の説明書（参考様式第１－９号）の「３居住費②提供する宿泊施設の具体的な内容」が「借上物件」の場合は，借上げに要する賃料（管理費・共益費，借上物件に対する損害保険・火災保険等を含み，敷金・礼金・保証金・仲介手数料，更新手数料等は含まれない。以下同じ。）を，入居する特定技能外国人の人数で除した額であることの説明がされていることを確認する。

iv [redacted]

（ｃ）水道光熱費

ｉ　徴収費用の説明書（参考様式第１－９号）の「４水道光熱費①水道・光熱費の徴収の有無」の内容から，水道光熱費の徴収の有無を確認し，有の場合には，後記ⅱ及びⅲのとおり更に確認する。

ⅱ　徴収費用の説明書（参考様式第１－９号）の「４水道光熱費②水道光熱費として徴収する費用の内容」と雇用条件書（参考様式第１－６号）の「別紙賃金の支払４．賃金支払時に控除する項目」の水道光熱費の額が同一であることを確認する。

ⅲ　徴収費用の説明書（参考様式第１－９号）の「４水道光熱費②水道光熱費として徴収する費用の内容」欄に記載された額が，明らかに高額であるなど不合理でないかを確認する。なお，特定技能所属機関の家族や他の特定技能外国人と同居している場合などで，個々の利用状況を区分けできない場合でも，差し支えない。また，適正な額であることについて疑義がある場合には，追加で説明を求める。

（ｄ）その他特定技能外国人が定期に負担する費用

ｉ　徴収費用の説明書（参考様式第１－９号）の「５その他特定技能外国人が定期に負担する費用」の内容から，その他特定技能外国人が定期に負担する費用の徴収の有無を確認し，有の場合には，後記ⅱ及びⅲのとおり更に確認する。

ⅱ　徴収費用の説明書（参考様式第１－９号）の「５その他特定技能外国人が定期に負担する費用」と雇用条件書（参考様式第１－６号）の「別紙賃金の支払４．賃金支払時に控除する項目」欄に記載されている「その他」の費用の項目及び額が同一であることを確認する。

ⅲ　徴収費用の説明書（参考様式第１－９号）の「５その他特定技能外国人が

定期に負担する費用」に記載された額が，明らかに高額であるなど不合理でないかを確認する。なお，適正な額であることについて疑義がある場合には，追加で説明を求める。

（エ）１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）の記載から，事前ガイダンスにおいて，支援に要する費用を申請人に負担させないことを情報提供項目としていることを確認する。

エ　その他留意事項

（ア）宿泊施設の具体的な内容が「自己所有物件」である場合において，周辺の家賃相場等を勘案し，借り上げた場合の賃料の額を基礎額として，特定技能外国人から徴収する居住費を算出することは，原則としてこの観点からの説明のみでは認められないものである。これは，一般的に家賃の市場価格は賃貸することで得られる利益も含まれているものであることから，特定技能外国人から徴収する居住費を算出する際の基礎額とすることが望ましくないと考えられるためである。このような説明を申請者が行ってきた場合には，あくまで判断の一要素として勘案するにとどめ，実際に建設・改装等に要した費用，物件の耐用年数，入居する特定技能外国人の人数等からの説明を求めるものとする。

（イ）宿泊施設として「自己所有物件」を選択している場合で耐用年数を踏まえた説明がされているものについては，必ずしも，国税庁が定める減価償却資産の耐用年数に従わなければならないものではなく，特定技能所属機関の説明を総合的に判断する。

（ウ）特定技能外国人が宿泊施設を退去するに際して，要する室内の現状回復費用は，「定期に負担する費用」には該当しないが，徴収する場合にあっては，本基準の趣旨に照らし，特定技能外国人と合意がされており，実費に相当する適正な金額を徴収するよう指導する。

オ　立証資料

- 雇用条件書別紙「賃金の支払」（参考様式第１－６号）
- 徴収費用の説明書（参考様式第１－９号）
- 雇用の経緯に係る説明書（参考様式第１－１６号）
- １号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）

（９）本国で「特定技能」の活動に関して必要な手続を行っていること

上陸基準省令（特定技能１号）

４号　申請人が国籍又は住所を有する国又は地域において，申請人が本邦で行う活動に関連して当該国又は地域において遵守すべき手続が定められている場合にあっては，当該手続を経ていること。

ア　要件の内容

申請人が特定技能外国人として本邦で就労を行うに際して，本国において，海外に渡航して労働を行う場合に当該本国で許可等が必要である場合に，当該許可等に係る手続を遵守していることを求めるもの。

イ　用語の定義

「申請人が本邦で行う活動に関連して当該国又は地域において遵守すべき手続」とは，申請人の本国において，海外に渡航して労働を行う場合に当該本国で許可等が必要である場合の当該許可等に係る手続をいう。

ウ　審査のポイント

（ア）申請書の記載から，申請人が本邦で行う活動に関連して当該国又は地域において遵守すべき手続を履行していることについて誓約していることを確認する。

（イ）前記イに定める国については，国籍国政府から発行される書類をもって，「遵守すべき手続」が履行されていることを確認する。

エ　その他留意事項

本制度では，悪質な仲介事業者の排除を目的として，外国政府との情報共有の枠組みの構築を目的とする二国間取決めを送出国政府との間で作成することとしているところ，二国間取決めにおいて，「遵守すべき手続」が定められた場合には，別途通知する。また，入管ＷＡＮに掲示している関係情報を参照する。

（１０）分野の特性に応じた基準に適合すること

上陸基準省令（特定技能１号）

６号　前各号に掲げるもののほか，法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては，当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が，法務大臣と協議の上，当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

ア　要件の内容

特定産業分野ごとの特有の事情に鑑みて上乗せ基準を設けることができるもの。なお，詳細については，特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参

照すること。

イ　用語の定義

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照すること。

ウ　審査のポイント

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照しながら，特定分野の要件適合性審査チェックリストに従って審査を行う。

２　特定技能雇用契約に関する基準

（特定技能雇用契約等）

法第２条の５　別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号又は第２号に掲げる活動を行おうとする外国人が本邦の公私の機関と締結する雇用に関する契約（以下この条及び第４章第１節第２款において「特定技能雇用契約」という。）は，次に掲げる事項が適切に定められているものとして法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。

１号　特定技能雇用契約に基づいて当該外国人が行う当該活動の内容及びこれに対する報酬その他の雇用関係に関する事項

２号　前号に掲げるもののほか，特定技能雇用契約の期間が満了した外国人の出国を確保するための措置その他当該外国人の適正な在留に資するために必要な事項

第２項　前項の法務省令で定める基準には，外国人であることを理由として，報酬の決定，教育訓練の実施，福利厚生施設の利用その他の待遇について，差別的取扱いをしてはならないことを含むものとする。

特定技能基準省令第１条

第１項　出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第２条の５第１項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは，労働基準法（昭和２２年法律第４９号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか，次のとおりとする。

１号　出入国管理及び難民認定法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成３１年法務省令第６号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人を従事させるものであること。

２号　外国人の所定労働時間が，特定技能所属機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であること。

３号　外国人に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること。

４号　外国人であることを理由として，報酬の決定，教育訓練の実施，福利厚生施設の利用その他の待遇について，差別的な取扱いをしていないこと。

５号　外国人が一時帰国を希望した場合には，必要な有給休暇を取得させるものとしていること。

６号　外国人を労働者派遣等（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号。以下「労働者派遣法」という。）第２条第１号に規定する労働者派遣及び船員職業安定法（昭和２３年法律第１３０号）第６条第１１項に規定する船員派遣をいう。以下同じ。）の対象とする場合にあっては，当該外国人が労働者派遣等をされることとなる本邦の公私の機関の氏名又は名称及び住所並びにその派遣の期間が定められていること。

７号　前各号に掲げるもののほか，法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては，当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が，法務大臣と協議の上，当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

第２項　法第２条の５第１項の法務省令で定める基準のうち外国人の適正な在留に資するために必要な事項に係るものは，次のとおりとする。

１号　外国人が特定技能雇用契約の終了後の帰国に要する旅費を負担することができないときは，当該特定技能雇用契約の相手方である特定技能所属機関が，当該旅費を負担するとともに，当該特定技能雇用契約の終了後の出国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていること。

２号　特定技能所属機関が外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていること。

３号　前各号に掲げるもののほか，法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては，当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が，法務大臣と協議の上，当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

（１）雇用関係に関する事項

ア　相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務に従事させること

特定技能基準省令第１条第１項

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第２条の５第１項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは，労働基準法（昭和２２年法律第４９号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか，次のとおりとする。

１号　出入国管理及び難民認定法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成３１年法務省令第６号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人を従事させるものであること。

（ア）要件の内容

申請人が従事する業務における特定産業分野ごとの技能水準として，特定技能１号については，「相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能」，特定技能２号については，「熟練した技能」を要することを求めるもの。

（イ）用語の定義

a　「相当程度の知識若しくは経験を要する技能」とは，基本方針において，相当期間の実務経験等を要する技能であって，特段の育成・訓練を受けることなく直ちに一定程度の業務を遂行できるだけのものをいうこととされている（技能実習２号修了者と同等程度の技能水準）。

b　「熟練した技能」とは，基本方針において，長年の実務経験等により身につけた熟達した技能をいい，自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行できる，又は監督者として業務を統括しつつ，熟練した技能で業務を遂行できるだけのものをいうこととされている（在留資格「技術・人文知識・国際業務」等の専門的・技術的分野の在留資格を有する外国人と同等以上の技能水準）。

（ウ）審査のポイント

申請書（所属機関等作成用Ⅴ），特定技能雇用契約書（参考様式第１－５号）及び雇用条件書（参考様式第１－６号）の記載から，申請人が行おうとする業務の分野及び業務区分が第３１節別表の「特定産業分野・業務区分に係る業務内容・試験・技能実習対応表」の分野に対応するものであることを確認する。

（エ）その他留意事項

ｉ　特定産業分野又は特定技能所属機関が変更となった場合は，指定書の指定内容に変更が生じることから，在留資格変更許可申請を行わなければならない。

ii　特定産業分野及び特定技能所属機関に変更はないが，業務区分が変更となった場合は，変更後の業務区分における相当程度の知識若しくは経験を要する技能を有していること又は熟練した技能を有していることを確認する必要があることから，当該業務区分が変更された後の最初の在留期間更新許可申請時に，当該業務区分に応じた技能を有していることを確認する。

なお，業務区分が変更された場合は，特定技能雇用契約の変更を伴うことから，特定技能雇用契約に係る届出（法第１９条の１８第１項第１号）を行わなければならない。

（オ）立証資料

- 特定技能雇用契約書（参考様式第１－５号）
- 雇用条件書（参考様式第１－６号）

イ　同一の業務に従事する通常の労働者と所定労働時間が同等であること

特定技能基準省令第１条第１項

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第２条の５第１項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは，労働基準法（昭和２２年法律第４９号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか，次のとおりとする。

２号　外国人の所定労働時間が，特定技能所属機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であること。

（ア）要件の内容

特定技能外国人の雇用形態はフルタイム従業員であることを求めることから，所定労働時間が特定技能所属機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であることを求めるもの。

（イ）用語の解説

ａ　「所定労働時間」とは，雇用契約や就業規則で定められた労働時間（休憩時間は含まない。）をいう。

ｂ　「通常の労働者」とは，特定技能外国人が従事する業務と同種の業務に従事する特定技能外国人以外の労働者であって，最も適用者数が多い所定労働時間が適

用されるものをいう。

（ウ）審査のポイント

a　特定技能外国人の雇用形態として求めるフルタイムとは，原則，労働日数が週５日以上かつ年間２１７日以上であって，かつ，週労働時間が３０時間以上であることをいうものとする。

b　雇用条件書（参考様式第１－６号）の記載から，申請人の雇用条件がフルタイムでの雇用であることを確認する。

なお，特定技能所属機関が就業規則を作成している場合，労働時間が就業規則に基づいていることが必要である。

c　雇用条件書（参考様式第１－６号）の記載から，申請人がフルタイムに該当しない場合，通常の労働者の所定労働時間やフルタイムにできないやむを得ない特別な事情について，理由書（任意様式）の提出を求めるなどし，当該説明に合理性があるか確認する。

（エ）その他留意事項

所定労働時間について，労働者によって所定労働時間が異なる場合は，最も多くの労働者に適用されるものを所定労働時間とし，変形労働時間制を採用している場合は，特定技能外国人が十分理解できる言語を併記した年間のカレンダーの写し又は労働基準監督署へ届け出た変形労働時間制に関する協定書の写しを確認し，一定期間内で平均したものを所定労働時間とする。

（オ）立証資料

・雇用条件書（参考様式第１－６号）

（以下，変形労働時間制で雇用する場合）

・特定技能外国人が十分理解できる言語を併記した年間のカレンダーの写し

・労働基準監督署へ届け出た変形労働時間制に関する協定書の写し

ウ　同等の業務に従事する日本人の報酬の額と同等以上であること

特定技能基準省令第１条第１項

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第２条の５第１項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは，労働基準法（昭和２２年法律第４９号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか，次のとおりとする。

３号　外国人に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上で

あること。

４号　外国人であることを理由として，報酬の決定，教育訓練の実施，福利厚生施設の利用その他の待遇について，差別的な取扱いをしていないこと。

（ア）要件の内容

申請人の報酬額が同等の業務に従事する日本人労働者の報酬額と同等以上であること及び外国人であることを理由として待遇等に差別的な取扱いをしないことを求めるもの。

（イ）用語の定義

a　「日本人」とは，申請人と同等の業務に従事する者であって，申請人と責任の程度や経験年数等が同等程度の者をいう。

b　「報酬」の定義は，本編第２章第１節第２の項番２を参照すること。

（ウ）審査のポイント

a　申請書（所属機関等作成用Ｖ）の記載から，外国人であることを理由として，報酬の決定，教育訓練の実施，福利厚生施設の利用その他の待遇について，差別的な取扱いをしていないことを確認すること。

b　次の方法により同等報酬であることを確認する。

（ａ）賃金規定がある場合

特定技能所属機関が賃金規定（申請人（外国人）と役職や責任の程度が同等の日本人労働者に支払われる額と同一であるとの考え方に沿って定められているものに限る。以下同じ。）を作成している場合は，賃金規定の写しの提出を求め，申請人を含む労働者が同賃金規定に基づいて報酬が決定されている場合は，同等報酬であるものとする。

（ｂ）賃金規定がない場合

ｉ　比較対象となる日本人労働者がいる場合

（ｉ）特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第１－４号）の「１　申請人に対する報酬」と「２　比較対象となる日本人労働者がいる場合」の記載から，比較対象となる日本人労働者の役職，職務内容，責任の程度等が，申請人と同等であることを確認する。

（ⅱ）雇用条件書（参考様式第１－６号）及び特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第１－４号）の２欄の「③　比較対象となる日本人労働者の報酬」の記載から，申請人の報酬額と比較対象となる日本人労働者の

報酬額とを比較し，同等以上であることを確認する。

ii　比較対象となる日本人労働者がいない場合

（ｉ）申請人と近い業務等を担う業務に従事する日本人労働者がいる場合

①　特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第１－４号）の「１　申請人に対する報酬」と「３　比較対象となる日本人労働者がいない場合」の記載から，最も近い職務を担う日本人労働者の役職，職務内容，責任の程度について，申請人との差が合理的に説明されていることを確認する。

②　雇用条件書（参考様式第１－６号）及び特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第１－４号）の３欄の「③　最も近い職務を担う日本人労働者の報酬」の記載から，申請人の報酬額と最も近い職務を担う業務に従事する日本人労働者の報酬額とを比較し，前記①において確認した差を考慮して，報酬額が妥当であるかを確認する。

（ii）前記（ｉ）に該当しない場合

申請人に対する報酬額が日本人の報酬額と同等以上であることについて，特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第１－４号）の提出を求めた上で，電算記録で近隣同業他社において同等の業務に従事する特定技能外国人の報酬額を調査し，申請人の雇用契約書上の報酬額と申請人に対する報酬額が近隣同業他社において同等の業務に従事する特定技能外国人の報酬額の差が妥当であることを確認する。

（ｃ）前記（ｂ）によっても判断が困難な場合で，特定技能外国人の職場に技能実習２号修了者がいる場合は，当該技能実習修了者の報酬と同等又はそれ以上であることを確認する。

（ｄ）同等報酬の審査に当たり，特定技能外国人は，技能実習２号修了者であればおおむね３年間，技能実習３号修了者であればおおむね５年間，日本に在留し技能実習を修了した者であることから，従事しようとする業務について，おおむね３年程度又は５年程度の経験者として取り扱うことが求められる。技能実習生として受け入れられていたことがある者を特定技能外国人として雇用する場合，技能実習２号修了時の報酬額を上回っていることはもとより，実際に３年程度又は５年程度の経験を積んだ日本人の技能者に支払っている報酬額とも比較し，適切に設定されることが求められる。なお，留学生等であった者や他

の受入れ機関において受け入れられていた技能実習生が新たに雇用される場合には，雇用する特定技能所属機関の就業規則等に従って賃金が決定されることとなるから，全ての申請人について，おおむね３年程度又は５年程度の経験者として取り扱わなければならないものではないことに留意する。

（ｅ）特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第１－４号）において，申請人の報酬額及び日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であるとして比較対象となる日本人労働者（最も近い職務を担う日本人労働者を含む。以下同じ。）の報酬額のいずれについても，申請人が従事する事業場が所在する都道府県における最低賃金額と同一であるものについては，以下の方法により審査する。

ｉ　比較対象となる日本人労働者に関する次の資料の提出を求めた上，特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第１－４号）に記載されている比較対象となる日本人労働者に関する記載内容に誤りがないことを確認する。

（ｉ）比較対象となる日本人労働者の役職，職務内容，責任の程度を明らかにする資料（申請人及び当該日本人労働者を記載した社内の組織図，履歴書等）

（ii）比較対象となる日本人労働者の経験年数が分かる資料（健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し，雇用保険被保険者証の写し，雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し等）

（iii）比較対象となる日本人労働者の報酬の支給状況を明らかにする資料（賃金台帳の写し等）

ii　前記ｉの資料から，「特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第１－４号）」に記載されている比較対象となる日本人労働者に関する記載内容について特段の疑義がない場合には，基準適合性があるものとして取り扱うこととする。

また，申請人の報酬が日本人が従事する場合の報酬と同等のものとして決定されていないと認められる場合には，申請人の報酬を適切に決定するよう指導を行うこととし，その結果，適切に設定される場合には基準適合性が認められるものとして取り扱う。

なお，報酬が最低賃金と同額で決定されていることをもって基準適合性がないとして取り扱うものではないことに留意する。

c　差別的な取扱いの有無

申請書（所属機関等作成用Ｖ）の記載から，外国人であることを理由として待遇について差別的な取扱いをしていないことを確認する。

（エ）立証資料

- 特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第１－４号）
- 雇用条件書（参考様式第１－６号）
- 賃金規定の写し
- 比較対象となる日本人労働者の報酬体系を明らかにする資料
- 比較対象となる日本人労働者がいない場合は，最も役職や責任の程度が近い日本人労働者の報酬体系を明らかにする資料

エ　一時帰国休暇の取得

特定技能基準省令第１条第１項

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第２条の５第１項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは，労働基準法（昭和２２年法律第４９号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか，次のとおりとする。

５号　外国人が一時帰国を希望した場合には，必要な有給休暇を取得させるものとしていること。

（ア）要件の内容

特定技能所属機関に対し，申請人から一時帰国の申出があった場合は，事業の正常な運営を妨げる場合等業務上やむを得ない事情がある場合を除き，何らかの有給の休暇を取得することができるよう配慮を求めるもの。なお，例えば，既に労働基準法上の年次有給休暇を全て取得した者から，一時帰国を希望する申出があった場合にも，追加的な有給休暇の取得や無給休暇を取得することができるよう配慮が望まれる。

（イ）用語の定義

「有給休暇」とは，労働基準法第３９条に定める年次有給休暇を含め，有給休暇一般をいう。

（ウ）審査のポイント

a　申請書（所属機関等作成用Ｖ）の記載から，外国人が一時帰国を希望した場合に必要な有給休暇を付与することとしていることを確認する。

b　雇用条件書（参考様式第１－６号）の「Ⅵ　休暇」欄の記載から，外国人が一時帰国を希望した場合には必要な有給休暇を取得させることとなっていることを確認する。

c　申請人が一時帰国のために休暇を取得したことを理由に，就労上の不利益な扱いをした場合は，本基準に適合しないものとして取り扱う。

（エ）その他留意事項

a　特定技能外国人から，一時帰国休暇の取得が認められなかった旨の申告があった場合は，特定技能所属機関から事情を聴取し，必要に応じて指導及び助言を行う。

b　事業の正常な運営を妨げる場合等業務上やむを得ない事情により，一時帰国休暇を取得させることが困難である場合は，代替日を提案するなどの代替措置を講じることを要する。

業務上やむを得ない事情とは，当該外国人が従事する業務が代替性を有さない業務であって，休暇取得希望日において当該外国人以外に担当可能な者がおらず，当該希望日以外に代替日を設けることが不可能であることについて合理的な理由があるものをいう。

（オ）立証資料

雇用条件書（参考様式第１－６号）

オ　派遣先が定まっていること

特定技能基準省令第１条第１項

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第２条の５第１項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは，労働基準法（昭和２２年法律第４９号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか，次のとおりとする。

６号　外国人を労働者派遣等（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号。以下「労働者派遣法」という。）第２条第１号に規定する労働者派遣及び船員職業安定法（昭和２３年法律第１３０号）第６条第１１項に規定する船員派遣をいう。以下同じ。）の対象とする場合にあっては，当該外国人が労働者派遣等をされることとなる本邦の公私の機関の氏名又は名称及び住所並びにその派遣の期間が定められていること。

（ア）要件の内容

特定技能外国人を派遣労働者として雇用する場合は，雇用期間の全てにおいて，当該外国人の派遣先及び派遣期間が定められていることを求めるもの。なお，労働者派遣によることができるのは，分野別運用方針において，雇用形態として労働者派遣を採ることとしているもの（農業分野及び漁業分野）に限られる。

（イ）用語の定義

「労働者派遣」とは，労働者派遣事業の適正な運営の確保及び労働派遣者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第２条第１号に規定されている「自己の雇用する労働者を当該雇用関係の下に，かつ，他人の指揮命令を受けて，当該他人のために労働に従事させることをいい，当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まない」ことをいう。

（ウ）審査のポイント

a　特定技能雇用契約書（参考様式第１－５号）及び労働者派遣契約書の記載から，申請人と特定技能所属機関の間で特定技能雇用契約が締結されており，かつ，当該特定技能所属機関と派遣先の事業主の間で労働者派遣契約が締結されていることを確認する。

b　派遣計画書（参考様式第１－１２号）及び就業条件明示書（参考様式第１－１３号）の記載から，派遣先（派遣先が複数ある場合は，その全てについて）の氏名又は名称及び住所並びに派遣の期間が定められていることを確認する。

（エ）その他留意事項

a　派遣元である特定技能所属機関は，申請人に対し，労働者派遣法第３４条に基づき，派遣期間等を明示する必要がある。

（参考１）労働者派遣法第３４条第１項

派遣元事業主は，労働者派遣をしようとするときは，あらかじめ，当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し，厚生労働省令で定めるところにより，次に掲げる事項を明示しなければならない。

二　第２６条第１項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項であつて当該派遣労働者に係るもの

（参考２）労働者派遣法第２６条第１項

労働者派遣契約の当事者は，厚生労働省令で定めるところにより，当該労働者派遣契約の締結に際し，次に掲げる事項を定めるとともに，その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

四　労働者派遣の期間及び派遣就業をする日

b　労働者派遣については，本基準に加えて，後記３（１）クの基準にも該当しなければならない。

（オ）立証資料

- 特定技能雇用契約書（参考様式第１－５号）
- 派遣計画書（参考様式第１－１２号）
- 就業条件明示書（参考様式第１－１３号）
- 労働者派遣契約書

カ　分野の特性に応じた基準

特定技能基準省令第１条第１項

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第２条の５第１項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは，労働基準法（昭和２２年法律第４９号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか，次のとおりとする。

７号　前各号に掲げるもののほか，法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては，当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が，法務大臣と協議の上，当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

（ア）要件の内容

特定産業分野ごとの特有の事情に鑑みて上乗せ基準を設けることができるもの。なお，詳細については，特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照すること。

（イ）用語の定義

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照すること。

（ウ）審査のポイント

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照しながら，特定分野の要件適合性審査チェックリストに従って審査を行う。

（２）適正な在留に資するために必要な事項

ア　帰国担保措置を講じていること

特定技能基準省令第１条第２項

法第２条の５第１項の法務省令で定める基準のうち外国人の適正な在留に資するために必要な事項に係るものは，次のとおりとする。

１号　外国人が特定技能雇用契約の終了後の帰国に要する旅費を負担することができないときは，当該特定技能雇用契約の相手方である特定技能所属機関が，当該旅費を負担するとともに，当該特定技能雇用契約の終了後の出国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていること。

（ア）要件の内容

申請人が特定技能雇用契約の終了後に帰国するに当たり，申請人が帰国費用を捻出できないときは，特定技能所属機関が帰国費用を負担することを含め帰国担保措置を講ずるよう求めるもの。

なお，帰国費用は，原則として申請人本人が負担することとなっている。

（イ）用語の定義

a　「旅費を負担することができないとき」とは，申請人が自ら帰国費用を捻出できない場合をいい，帰国することとなった原因（行方不明となった場合を除く。）を問わない。

b　「必要な措置」とは，帰国費用を負担することにとどまらず，帰国のための航空券の予約及び購入を行うなどの措置を含むものである。

（ウ）審査のポイント

a　申請書（所属機関等作成用Ⅴ）の記載から，申請人が契約終了後の帰国に要する費用について負担することができないときは，当該費用を負担するとともに，出国が円滑にされるよう必要な措置を講じることとしていることを確認する。

b　雇用条件書（参考様式第１－６号）の記載から，帰国担保措置に関する条項が含まれていることを確認する。

（エ）その他留意事項

特定技能外国人受入れに関する運用要領において，特定技能所属機関の倒産といった不測の事態に備えて，第三者（登録支援機関や関連企業等）と協定を結ぶなど

して，帰国費用を確保することを推奨している。

なお，協定を結んでいないことのみをもって，本基準に適合しないこととはならないものの，帰国費用の負担が困難であることが疑われる場合は，理由書等の提出を求め，帰国担保措置の実効性を確保する。

（オ）立証資料

雇用条件書（参考様式第１－６号）

イ　特定技能外国人の健康状況その他の生活状況の把握のための措置

特定技能基準省令第１条第２項 法第２条の５第１項の法務省令で定める基準のうち外国人の適正な在留に資するために必要な事項に係るものは，次のとおりとする。 ２号　特定技能所属機関が外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていること。

（ア）要件の内容

特定技能所属機関に対し，特定技能外国人の健康状況及び生活状況の把握を求め，もって当該外国人の安定的かつ継続的な在留を確保するもの。

（イ）用語の定義

a　「健康状況の把握のための措置」とは，労働安全衛生法に定める雇入れ時の健康診断や雇用期間中の定期健康診断を適切に実施すること，健康状況に問題がないかを定期的に特定技能外国人から聞き取りを行う等の措置を講ずることをいう。

b　「その他の生活状況の把握のための措置」とは，緊急連絡網を構築したり，定期的な面談において，日常生活上の問題がないかを把握する等の措置を講ずることをいう。

（ウ）審査のポイント

a　申請書（所属機関等作成用Ⅴ）の記載から，外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていることを確認する。

b　雇用条件書（参考様式第１－６号）の記載から，雇入れ時の健康診断及び定期健康診断を実施することとしていることを確認する。

c　特定技能外国人から，健康診断を受けることができなかった旨の申告があった場合や，病気・怪我を理由とする受入れ困難に係る届出書（参考様式第３－４号）の提出があった場合は，必要に応じて，特定技能所属機関に対し，当該外国人の定期健康診断書の写しの提出を求めるなどして，当該機関が健康状況の把握を適

切に行っているかを確認する。

（エ）立証資料

雇用条件書（参考様式第１－６号）

ウ　分野の特性に応じた基準

特定技能基準省令第１条第２項

法第２条の５第１項の法務省令で定める基準のうち外国人の適正な在留に資するために必要な事項に係るものは，次のとおりとする。

３号　前各号に掲げるもののほか，法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては，当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が，法務大臣と協議の上，当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

（ア）要件の内容

特定産業分野ごとの特有の事情に鑑みて上乗せ基準を設けることができるもの。なお，詳細については，特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照すること。

（イ）用語の定義

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照すること。

（ウ）審査のポイント

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照しながら，特定分野の要件適合性審査チェックリストに従って審査を行う。

３　特定技能所属機関に関する基準

法第２条の５第３項

特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関は，次に掲げる事項が確保されるものとして法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。

１号　前２項の規定に適合する特定技能雇用契約（第１９条の１９第２号において「適合特定技能雇用契約」という。）の適正な履行

２号　第６項及び第７項の規定に適合する第６項に規定する１号特定技能外国人支援計画（第５項及び第４章第１節第２款において「適合１号特定技能外国人支援計画」という。）の適正な実施

特定技能基準省令第２条第１項

法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な

履行の確保に係るものは，次のとおりとする。

１号　労働，社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していること。

２号　特定技能雇用契約の締結の日前１年以内又はその締結の日以後に，当該特定技能雇用契約において外国人が従事することとされている業務と同種の業務に従事していた労働者（次に掲げる者を除く。）を離職させていないこと。

イ　定年その他これに準ずる理由により退職した者

ロ　自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇された者

ハ　期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）の期間満了時に当該有期労働契約を更新しないことにより当該有期労働契約を終了（労働者が当該有期労働契約の更新の申込みをした場合又は当該有期労働契約の期間満了後遅滞なく有期労働契約の締結の申込みをした場合であって，当該有期労働契約の相手方である特定技能所属機関が当該労働者の責めに帰すべき重大な理由その他正当な理由により当該申込みを拒絶することにより当該有期労働契約を終了させる場合に限る。）された者

ニ　自発的に離職した者

３号　特定技能雇用契約の締結の日前１年以内又はその締結の日以後に，当該特定技能雇用契約の相手方である特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させていないこと。

４号　次のいずれにも該当しないこと。

イ　禁錮以上の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者

ロ　次に掲げる規定又はこれらの規定に基づく命令の規定により，罰金の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者

（１）労働基準法第１１７条（船員職業安定法第８９条第１項又は労働者派遣法第４４条第１項の規定により適用される場合を含む。），第１１８条第１項（労働基準法第６条及び第５６条の規定に係る部分に限る。），第１１９条（同法第１６条，第１７条，第１８条第１項及び第３７条の規定に係る部分に限る。）及び第１２０条（同法第１８条第７項及び第２３条から第２７条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第１２１条の規定

（２）船員法（昭和２２年法律第１００号）第１２９条（同法第８５条第１項の規定に係る部分に限る。），第１３０条（同法第３３条，第３４条第１項，第３５条，第４５条及び第６６条（同法第８８条の２の２第４項及び第５項並びに第８８条の３第４項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分に限る。）及び第１３１条（第１号（同法第５３条第１項及び第２項，第５４条，第５６条並びに第５８条第１項の規定に係る部分に限る。）及び第３号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第１３５条第１項の規定（これらの規定が船員職業安定法第９２条第１項の規定により適用される場合を含む。）

（３）職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）第６３条，第６４条，第６５条（第１号を除く。）及び第６６条の規定並びにこれらの規定に係る同法第６７条の規定

（４）船員職業安定法第１１１条から第１１５条までの規定

（５）法第７１条の３，第７１条の４，第７３条の２，第７３条の４から第７４条の６の３まで，第７４条の８及び第７６条の２の規定

（６）最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）第４０条の規定及び同条の規定に係る同法第４２条の規定

（７）労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和４１年法律第１３２号）第４０条第１項（第２号に係る部分に限る。）の規定及び当該規定に係る同条第２項の規定

（８）建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和５１年法律第３３号）第４９条，第５０条及び第５１条（第２号及び第３号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第５２条の規定

（９）賃金の支払の確保等に関する法律（昭和５１年法律第３４号）第１８条の規定及び同条の規定に係る同法第２０条の規定

（１０）労働者派遣法第５８条から第６２条までの規定

（１１）港湾労働法（昭和６３年法律第４０号）第４８条，第４９条（第１号を除く。）及び第５１条（第２号及び第３号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第５２条の規定

（１２）中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成３年法律第５７号）第１９条，

第２０条及び第２１条（第３号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第２２条の規定

（１３）育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第６２条から第６５条までの規定

（１４）林業労働力の確保の促進に関する法律（平成８年法律第４５号）第３２条，第３３条及び第３４条（第３号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第３５条の規定

（１５）外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成２８年法律第８９号。以下「技能実習法」という。）第１０８条，第１０９条，第１１０条（同法第４４条の規定に係る部分に限る。），第１１１条（第１号を除く。）及び第１１２条（第１号（同法第３５条第１項の規定に係る部分に限る。）及び第６号から第１１号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第１１３条の規定

（１６）労働者派遣法第４４条第４項の規定により適用される労働基準法第１１８条，第１１９条及び第１２１条の規定，船員職業安定法第８９条第７項の規定により適用される船員法第１２９条から第１３１条までの規定並びに労働者派遣法第４５条第７項の規定により適用される労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）第１１９条及び第１２２条の規定

ハ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）の規定（同法第５０条（第２号に係る部分に限る。）及び第５２条の規定を除く。）により，又は刑法（明治４０年法律第４５号）第２０４条，第２０６条，第２０８条，第２０８条の２，第２２２条若しくは第２４７条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正１５年法律第６０号）の罪を犯したことにより，罰金の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者

ニ　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第２０８条，第２１３条の２若しくは第２１４条第１項，船員保険法（昭和１４年法律第７３号）第１５６条，第１５９条若しくは第１６０条第１項，労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）第５１条前段若しくは第５４条第１項（同法第５１条前段の規定に係る部分に限る。），厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第１０２条，第１０３条の２若しくは第１０４条第１項（同法第１０２条又は第１０３条の

２の規定に係る部分に限る。），労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和４４年法律第８４号）第４６条前段若しくは第４８条第１項（同法第４６条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第８３条若しくは第８６条（同法第８３条の規定に係る部分に限る。）の規定により，罰金の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者

ホ　精神の機能の障害により特定技能雇用契約の履行を適正に行うに当たっての必要な認知，判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ヘ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ト　技能実習法第１６条第１項の規定により実習認定を取り消され，当該取消しの日から起算して５年を経過しない者

チ　技能実習法第１６条第１項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合（同項第３号の規定により実習認定を取り消された場合については，当該法人がロ又はニに規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において，当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者をいい，相談役，顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず，法人に対し業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ヲにおいて同じ。）であった者で，当該取消しの日から起算して５年を経過しないもの

リ　特定技能雇用契約の締結の日前５年以内又はその締結の日以後に，次に掲げる行為その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

（１）外国人に対して暴行し，脅迫し又は監禁する行為

（２）外国人の旅券又は在留カードを取り上げる行為

（３）外国人に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為

（４）外国人の外出その他私生活の自由を不当に制限する行為

（５）（１）から（４）までに掲げるもののほか，外国人の人権を著しく侵害する行為

（６）外国人に係る出入国又は労働に関する法令に関して行われた不正又は著しく不当な行為に関する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し外国人に

法第３章第１節若しくは第２節の規定による証明書の交付，上陸許可の証印若しくは許可，同章第４節の規定による上陸の許可若しくは法第４章第１節若しくは第２節若しくは第５章第３節の規定による許可を受けさせる目的で，偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し，又は提供する行為

（７）特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して，保証金の徴収若しくは財産の管理又は当該特定技能雇用契約の不履行に係る違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結する行為

（８）外国人若しくはその配偶者，直系若しくは同居の親族その他当該外国人と社会生活において密接な関係を有する者との間で，特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して，保証金の徴収その他名目のいかんを問わず金銭その他の財産の管理をする者若しくは当該特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結した者又はこれらの行為をしようとする者からの紹介を受けて，当該外国人と当該特定技能雇用契約を締結する行為

（９）法第１９条の１８の規定による届出をせず，又は虚偽の届出をする行為

（１０）法第１９条の２０第１項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず，若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし，又は同項の規定による質問に対して答弁をせず，若しくは虚偽の答弁をし，若しくは同項の規定による検査を拒み，妨げ，若しくは忌避する行為

（１１）法第１９条の２１第１項の規定による処分に違反する行為

ヌ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

ル　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって，その法定代理人がイからヌまで又はヲのいずれかに該当するもの

ヲ　法人であって，その役員のうちにイからルまでのいずれかに該当する者があるもの

ワ　暴力団員等がその事業活動を支配する者

５号　特定技能雇用契約に係る外国人の活動の内容に係る文書を作成し，当該外国人に当該特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所に当該特定技能雇用契約の終了の日から１年以上備えて置くこととしていること。

６号　特定技能雇用契約を締結するに当たり，外国人又はその配偶者，直系若しくは同居の親族その他当該外国人と社会生活において密接な関係を有する者が，当該特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して，他の者に，保証金の徴収その他名目のいかんを問わず金銭その他の財産の管理をされている場合，又は，他の者との間で，当該特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結している場合にあっては，そのことを認識して当該特定技能雇用契約を締結していないこと。

７号　他の者との間で，特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して，当該特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していないこと。

８号　法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号に掲げる活動を行おうとする外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする本邦の公私の機関にあっては，１号特定技能外国人支援に要する費用について，直接又は間接に当該外国人に負担させないこととしていること。

９号　外国人を労働者派遣等の対象としようとする本邦の公私の機関にあっては，次のいずれにも該当すること。

イ　外国人を労働者派遣等の対象としようとする本邦の公私の機関が，次のいずれかに該当し，かつ，外国人が派遣先において従事する業務の属する特定産業分野を所管する関係行政機関の長と協議の上で適当であると認められる者であること。

（１）当該特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っている者であること。

（２）地方公共団体又は（１）に掲げる者が資本金の過半数を出資していること。

（３）地方公共団体の職員又は（１）に掲げる者若しくはその役員若しくは職員が役員であることその他地方公共団体又は（１）に掲げる者が業務執行に実質的に関与していると認められる者であること。

（４）外国人が派遣先において従事する業務の属する分野が農業である場合にあ

っては，国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号）第１６条の５第１項に規定する特定機関であること。

ロ　外国人を労働者派遣等の対象としようとする本邦の公私の機関が，第１号から第４号までのいずれにも該当する者に当該外国人に係る労働者派遣等をすることとしていること。

１０号　事業に関する労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険に係る保険関係の成立の届出その他これに類する措置を講じていること。

１１号　特定技能雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていること。

１２号　特定技能雇用契約に基づく外国人の報酬を，当該外国人の指定する銀行その他の金融機関に対する当該外国人の預金口座又は貯金口座への振込み又は当該外国人に現実に支払われた額を確認することができる方法によって支払われることとしており，かつ，当該預金口座又は貯金口座への振込み以外の方法によって報酬の支払をした場合には，出入国在留管理庁長官に対しその支払の事実を裏付ける客観的な資料を提出し，出入国在留管理庁長官の確認を受けることとしていること。

１３号　前各号に掲げるもののほか，法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては，当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が，法務大臣と協議の上，当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

第２項　法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合１号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは，次のとおりとする。

１号　次のいずれかに該当すること。

イ　過去２年間に法別表第１の１の表，２の表及び５の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。ロにおいて同じ。）をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績があり，かつ，役員又は職員の中から，適合１号特定技能外国人支援計画の実施に関する責任者（以下「支援責任者」という。）及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに１名以上の適合１号特定技能外国人支援計画に基づく支援を担当する者（以下「支援担当者」という。）を選任していること（ただし，支援責任者は支援担当者を兼ねるこ

とができる。以下同じ。)。

ロ　役員又は職員であって過去２年間に法別表第１の１の表，２の表及び５の表の上欄の在留資格をもって在留する中長期在留者の生活相談業務に従事した経験を有するものの中から，支援責任者及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに１名以上の支援担当者を選任していること。

ハ　イ又はロの基準に適合する者のほか，これらの者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者として認めたもので，役員又は職員の中から，支援責任者及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに１名以上の支援担当者を選任していること。

２号　特定技能雇用契約の当事者である外国人に係る１号特定技能外国人支援計画に基づく職業生活上，日常生活上又は社会生活上の支援を当該外国人が十分に理解することができる言語によって行うことができる体制を有していること。

３号　１号特定技能外国人支援の状況に係る文書を作成し，当該１号特定技能外国人支援を行う事業所に特定技能雇用契約の終了の日から１年以上備えて置くこととしていること。

４号　支援責任者及び支援担当者が，外国人を監督する立場にない者その他の１号特定技能外国人支援計画の中立な実施を行うことができる立場の者であり，かつ，第１項第４号イからルまでのいずれにも該当しない者であること。

５号　特定技能雇用契約の締結の日前５年以内又はその締結の日以後に，法第１９条の２２第１項の規定に反して適合１号特定技能外国人支援計画に基づいた１号特定技能外国人支援を怠ったことがないこと。

６号　支援責任者又は支援担当者が特定技能雇用契約の当事者である外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施することができる体制を有していること。

７号　前各号に掲げるもののほか，法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては，当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が，法務大臣と協議の上，当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

（１）特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準

ア　労働，社会保険及び租税に関する法令の遵守

特定技能基準省令第２条第１項

法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは，次のとおりとする。

１号　労働，社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していること。

（ア）要件の内容

特定技能所属機関に対し，労働関係法令，社会保険関係法令及び租税関係法令を遵守していることを求めるもの。

（イ）用語の定義

ａ　労働関係法令

（ａ）「労働関係法令」とは，労働基準法，労働契約法，労働安全衛生法，労働者派遣法，最低賃金法，雇用保険法及び労働者災害補償保険法等の労働に関する法令一般をいう。

（ｂ）「労働関係法令を遵守している」とは，具体的には以下の場合をいう。

ｉ　雇用契約が労働基準法等に違反していないこと。

ii　雇用保険及び労災保険（以下「労働保険」という。）の適用事業所である場合は，当該保険の加入手続を適切に行い，保険料を適切に納付していることが求められる。

なお，労災保険の適用事業所でない場合は，特定技能基準省令第２条第１項第１０号の規定により，特定技能外国人を労働保険に代わる民間保険に加入させていることを求めることとしている。

iii　特定技能外国人と特定技能所属機関の雇用関係の成立のあっせんを行う者が存在する場合にあっては，職業安定法第３０条，第３３条及び第３３条の３の規定に基づく無料職業紹介の届出若しくは許可又は有料職業紹介事業の許可を得ている者から求人のあっせんを受けていること（特定技能外国人が船員職業安定法上の船員に該当する場合は，職業紹介事業者が同法第３４条の規定に基づく無料の船員職業紹介事業の許可を得ていること）。

ｂ　社会保険関係法令

（ａ）「社会保険関係法令」とは，健康保険法，厚生年金保険法，国民健康保険法，国民年金法等の社会保険に関する法令一般をいう。

（ｂ）「社会保険関係法令を遵守している」とは，健康保険及び厚生年金保険の適用事業所である場合には，当該保険の加入手続を行っていること，及び雇用する従業員の健康保険及び厚生年金保険の資格取得手続を行い，保険料を適切に納

付（換価の猶予，納付の猶予又は納付受託の適用を受けている場合を含む。）していることが求められる。

なお，特定技能所属機関が個人事業主である場合は，当該個人事業主自身が国民健康保険及び国民年金保険に加入し，所定の保険料を適切に納付（換価の猶予，納付の猶予又は納付受託の適用を受けている場合を含む。）していることが求められる。

ｃ　租税関係法令

（ａ）「租税関係法令」とは，所得税法，法人税法，地方税法等の租税に関する法令一般をいう。

（ｂ）「租税関係法令を遵守している」とは，国税（所得税，法人税等）又は地方税（住民税等）を適切な時期に納付していることをいい，特定技能外国人から特別徴収（注）制度に基づき徴収をした所得税や住民税を納入していない場合等は，租税関係法令を遵守しているとは認められない。

（注）特別徴収とは，税や社会保険料を本来の納税義務者である個人から直接徴収し納付させるものではなく，当該納税義務者が得る給与や公的年金を支払う事業者（特別徴収義務者）が税金等を代わって預かり（天引き），その徴収すべき税金等を納入するもの。

（ウ）審査のポイント

申請書（所属機関等作成用Ｖ）の記載から，労働関係法令，社会保険関係法令及び租税関係法令を遵守していることを確認するとともに，立証資料に基づいて以下のａからｃまでについて確認する。なお，保険料を納付したことを証明する領収証等による確認は，特定技能外国人を初めて受け入れる場合には必ず行うこととし，以後受入れが継続されている場合には，以下のａからｃまでのいずれにも滞納がない限り原則として２年に１回行うこととする。

ａ　労働関係法令の遵守

（ａ）[redacted]特定技能所属機関が労働関係法令の規定に違反する行為を行っていないことを確認する。その結果，労働基準監督機関から，労働基準関係法令に違反するとして是正勧告を受けている場合には，労働基準監督機関に是正報告書を提出し，労働基準関係法令に違反している状況を是正していることを確認する。

（ｂ）申請書（所属機関作成用Ｖ）の記載から，特定技能所属機関が労働保険の適用事業所である場合であって，特定技能外国人を初めて受け入れる場合にあっては労働保険料等納付証明書（未納なし証明）の記載から労働保険に加入していること及び保険料の未納がないことを確認する。

また，受入れを継続している場合にあっては直近２年分の領収証書の写し及び労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（事業主控）の写しの記載から，労働保険に加入していること及び保険料の未納がないことを確認する。なお，労働保険事務組合に事務委託している事業場については，直近２年分の領収書及び労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（事業主控え）に替えて，事務組合が発行した直近２年分の労働保険領収書の写し及び労働保険料等納入通知書の写しの提出を求めることとする。おって，労働保険の適用状況に疑義がある場合は，労働保険適用事業所検索システム（厚労省ホームページから確認可能）を活用し，当該機関の労災保険の適用状況を確認する。

（ｃ）労働保険料等納付証明書（未納なし証明）等の記載から，保険料の滞納がないことを確認し，保険料の滞納がある場合には速やかに保険料を納付するよう指導するとともに，当該指導からおおむね１か月後又は特例期間の満了日の１か月前のいずれか早い日までを目安に保険料を納付したことを示す資料の提出を求める。

（ｄ）指定した期間内に，保険料を納付したことを示す資料が提出された場合には，保険料の納付義務を履行しているものと評価する。

（ｅ）公的義務履行に関する説明書（参考様式第１－２７号）が提出されている場合には，[redacted]

（ｆ）なお，申請人に係る在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請後最初の在留期間更新許可申請の際には，電算記録（雇用状況届出情報）から，申請人について外国人雇用状況届出がされていることにより，申請人が雇用保険に加入していることを確認する。なお，当該届出がされていない場合には届け出るよう指導した上で，届け出たことを示す資料及び雇用保険被保険者資格取得確認通知書（事業主控）の写しの提出を求める。

（ｇ）申請書（所属機関等作成用Ｖ）及び雇用の経緯に係る説明書（参考様式第１

－１６号）の記載から，特定技能外国人と特定技能所属機関の雇用関係の成立のあっせんを行う者の氏名又は名称，所在地等を確認し，当該者が職業安定法の届出を行っていること，又は無料若しくは有料の職業紹介事業許可を得ていることの立証資料として，厚生労働省職業安定局ホームページの「人材サービス総合サイト」における当該職業紹介事業者の許可に係るページの画面の写しが提出されていることを確認する。

なお，申請人が特定技能所属機関に過去に雇用されておらず，今回初めて雇用される場合には，あっせん者の存在が疑われることから，関係者から事情を聴取するなど，必要な調査を実施する。当該あっせん者が職業安定法の届出を行っていなかったり，又は許可を受けていないと認められる場合には，公共職業安定所（ハローワーク）に情報提供する。

（ｈ）また，当該あっせんを行う者が存在する場合であって，国外に取次機関が存在する場合には，本制度又は技能実習制度に係る二国間取決めに基づき，相手国政府が認定した送出機関に該当することを確認し，該当しない場合には，当該取次機関が保証金徴収を行っていないことについて，慎重に審査を行う。

ｂ　社会保険関係法令の遵守

（ａ）健康保険及び厚生年金保険の適用事業所である場合

ｉ　申請書（所属機関作成用Ｖ）の記載から，特定技能所属機関が健康保険及び厚生年金保険の適用事業所であることを確認する。

ii　健康保険・厚生年金保険料領収証書の写し（在留諸申請の日の属する月の前々月までの２４か月分全て）又は社会保険料納入状況照会回答票の記載から，健康保険及び厚生年金保険に加入していること及び[redacted]を確認する。

なお，健康保険・厚生年金保険料の納付から社会保険料納入状況照会回答票への納付記録の反映までに時間を要することから，納付状況の反映前に同回答票を提出している場合には，社会保険料納入状況回答票に加え，該当する月の健康保険・厚生年金保険料領収証書の写しも提出するよう指示する。

iii　健康保険・厚生年金保険料領収証書の写し（在留諸申請の日の属する月の前々月までの２４か月分全て）又は社会保険料納入状況照会回答票（健康保険組合管掌の適用事業所であって，領収証書の写しの提出が困難である場合は，社会保険料納入状況照会回答票に加え，管轄の健康保険組合が発行する

健康保険組合管掌健康保険料の納付状況を証明する書類を求める。）の記載から[redacted]が判明した場合には速やかに保険料を納付するよう指導するとともに，当該指導からおおむね１か月後又は特例期間の満了日の１か月前のいずれか早い日までを目安に保険料を納付したことを示す資料の提出を求める。

iv　なお，速やかに保険料の納付ができない場合には日本年金機構の年金事務所に保険料の納付に係る相談を行わせた上，猶予制度（分割納付）の許可を受けた場合には，納付の猶予許可通知書の写し又は換価の猶予許可通知書の写しを提出するよう案内する。

v　指定した期間内に，保険料を納付したことを示す資料，又は納付の猶予許可通知書の写し若しくは換価の猶予許可通知書が提出された場合には，保険料の納付義務を履行しているものと評価する。

vi　公的義務履行に関する説明書（参考様式第１－２７号）が提出されている場合には，[redacted]

（ｂ）健康保険及び厚生年金保険の適用事業所でない場合

ｉ　申請書（所属機関作成用Ｖ）の記載から，特定技能所属機関が健康保険及び厚生年金保険の適用事業所でないことを確認する。

ii　国民健康保険

・　特定技能所属機関の事業主本人の国民健康保険被保険者証の写しの記載から，国民健康保険に加入していることを確認する。

・　国民健康保険料（税）納付証明書の記載から，[redacted]を確認する。[redacted]

・　[redacted]速やかに保険料を納付するよう指導するとともに，当該指導からおおむね１か月後又は特例期間の満了日の１か月前のいずれか早い日までを目安に保険料を納付したことを示す資料の提出を求める。

・　なお，速やかに保険料の納付ができない場合には市町村役場に保険料の納付に係る相談を行わせた上，納付（税）緩和措置（換価の猶予，納付の猶予又は納付受託）を受けた場合には，納付（税）緩和措置（換価の猶予，納付の猶予又は納付受託）の適用がある旨の記載がある納付（税）証明書又は納税緩和措置（換価の猶予，納付の猶予又は納付受託）に係る通知書の写しを提出するよう案内する。

・　指定した期間内に国民健康保険料（税）納付証明書，納付（税）緩和措置（換価の猶予，納付の猶予又は納付受託）の適用がある旨の記載がある納付（税）証明書又は納付（税）緩和措置（換価の猶予，納付の猶予又は納付受託）に係る通知書の写しが提出された場合には，保険料の納付義務を履行しているものと評価する。

iii　国民年金保険

・　特定技能所属機関（事業主）の被保険者記録照会回答票の記載から，特定技能所属機関（事業主）が国民年金保険に加入していること及び過去２年間に国民年金保険への加入期間を有していることを確認する。

・　特定技能所属機関（事業主）の国民年金保険料領収証書の写し（在留諸申請のあった日の属する月の前々月までの２４か月分全て）又は被保険者記録照会（納付Ⅱ）の記載から，[redacted]を確認する。

・　国民年金保険料領収証書の写し（在留諸申請のあった日の属する月の前々月までの２４か月分全て）又は被保険者記録照会（納付Ⅱ）の記載から[redacted]速やかに保険料を納付するよう指導するとともに，当該指導からおおむね１か月後又は特例期間の満了日の１か月前のいずれか早い日までを目安に保険料を納付したことを示す資料の提出を求める。

・　指定した期間内に保険料を納付したことを示す資料が提出された場合には，保険料の納付義務を履行しているものと評価する。

iv　公的義務履行に関する説明書（参考様式第１－２７号）が提出されている場合には，[redacted]

ｃ　租税関係法令の遵守

（ａ）特定技能所属機関が法人の場合

ｉ　国税に係る税目を源泉所得税及び復興特別所得税，法人税，消費税及び地方消費税とする納税証明書（その３）並びに地方税に係る税目を法人住民税とする納税証明書の記載から，当該税目に係る税の未納がないことを確認する。

ii　各納税証明書の記載から各税目に未納があることが判明した場合には速やかに未納がある税を納付するよう指導するとともに，当該指導からおおむね１か月後又は特例期間の満了日の１か月前のいずれか早い日までを目安に未納がある税を納税したことを示す資料の提出を求める。

iii　なお，速やかに税の納付ができない場合には管轄の税務署又は市町村に税の納付に係る相談を行わせた上，法定の納税緩和措置（換価の猶予，納税の猶予又は納付受託）の適用を受けた場合には，未納がある税目に係る「未納税額のみ」の納税証明書で備考欄に換価の猶予，納税の猶予又は納付受託中である旨の記載があるもの又は納税緩和措置（換価の猶予，納税の猶予又は納付受託）に係る通知書の写しを提出するよう案内する。

iv　指定した期間内に，未納があった税目に係る納税証明書，納税緩和措置（換価の猶予，納税の猶予又は納付受託）の適用がある旨の記載がある納税証明書又は納税緩和措置（換価の猶予，納税の猶予又は納付受託）に係る通知書の写しが提出された場合には，納税義務を履行しているものと評価する。

v　公的義務履行に関する説明書（参考様式第１－２７号）が提出されている場合には，[redacted]

（ｂ）特定技能所属機関が個人事業主の場合

ｉ　国税に係る税目を源泉所得税及び復興特別所得税，申告所得税及び復興特別所得税，消費税及び地方消費税，相続税，贈与税とする納税証明書（その３）並びに地方税に係る税目を個人住民税とする納税証明書の記載から，当該税目に係る税の未納がないことを確認する。

ii　各納税証明書の記載から各税目に未納があることが判明した場合には速やかに未納がある税を納付するよう指導するとともに，当該指導からおおむね

１か月後又は特例期間の満了日の１か月前のいずれか早い日までを目安に未納がある税を納税したことを示す資料の提出を求める。

iii　なお，速やかに税の納付ができない場合には管轄の税務署又は市町村に税の納付に係る相談を行わせた上，法定の納税緩和措置（換価の猶予，納税の猶予又は納付受託）の適用を受けた場合には，未納がある税目に係る「未納税額のみ」の納税証明書で備考欄に換価の猶予，納税の猶予又は納付受託中である旨の記載があるもの又は納税緩和措置（換価の猶予，納税の猶予又は納付受託）に係る通知書の写しを提出するよう案内する。

iv　指定した期間内に，未納があった税目に係る納税証明書，納税緩和措置（換価の猶予，納税の猶予又は納付受託）の適用がある旨の記載がある納税証明書又は納税緩和措置（換価の猶予，納税の猶予又は納付受託）に係る許可通知書の写しが提出された場合には，納税義務を履行しているものと評価する。

v　なお，後記第７の２（２）のとおり，特定技能外国人本人の納税義務の履行状況を確認するに際して，特定技能外国人が提出した個人住民税の納税証明書の記載から，特定技能所属機関が特定技能外国人から特別徴収をした個人住民税を納付していないことが判明した場合には，特定技能所属機関が，特定技能基準省令第２条第１項第１号の規定に基づき，労働，社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守している旨の基準に適合していないものとして取り扱うこととし，特定技能外国人本人が納税義務を履行していないものと評価しないこととする。

vi　公的義務履行に関する説明書（参考様式第１－２７号）が提出されている場合には，[redacted]

（エ）その他留意事項

ａ　適用事業所

（ａ）労働保険の適用事業所

原則として，労働者を１人でも使用していれば，法律上，当然に労働保険に加入することとなるが，次のいずれかに該当する場合は，暫定任意適用事業所とされ，労災保険が当然に適用されるものではない。

ｉ　労働者数５人未満の個人経営の農業であって，特定の危険又は有害な作業

を主として行う事業以外のもの

ii　労働者を常時は使用することなく，かつ，年間使用延労働者数が３００人未満の個人経営の林業

iii　労働者数５人未満の個人経営の畜産，養蚕又は水産（総トン数５トン未満の漁船による事業等）の事業

（b）健康保険及び厚生年金保険の適用事業所

健康保険及び厚生年金保険の加入が義務付けられている以下の事業所をいう。

i　法人事業所で常時従業員（事業主のみの場合を含む。）を使用するもの

ii　常時５人以上いる従業員が働いている事務所，工場，商店等の個人事業所

※　ただし，５人以上の個人事業所であっても，サービス業の一部（クリーニング業，飲食店，ビル清掃業等）や農林漁業等はその限りでない。

iii　なお，適用事業所以外の事業所であっても，従業員の半数以上が適用事業所となることに同意し，事業主が申請して厚生労働大臣の認可を受けることにより適用事業所となることは可能である。

b　特別徴収

税や社会保険料を本来の納付義務者である個人から直接徴収し納付させるものではなく，当該納付義務者が得る給与や公的年金を支払う事業者（特別徴収義務者）が税金等を代わって預かり（天引き），その徴収すべき税金等を納入させるものである。

c　なお，立証資料については，地方自治体等における各種証明書の発行時期を考慮し，発行可能な直近の証明書を求めるものとする。

（オ）立証資料

a　労働関係法令の遵守

（a）労働保険

i　初めて受け入れる場合

・　労働保険料等納付証明書（未納なし証明）

※　労働保険料等納付証明書（未納なし証明）は，「特定技能」の施行に合わせて，厚生労働省において，「特定技能」に係る在留諸申請用に過去全期間において労働保険料等の未納がないことの証明書を発行することとしたもの。

ii　受入れを継続している場合

・　直近２年分の領収書の写し又は口座振替結果通知ハガキ

※　口座振替結果通知ハガキを紛失した場合には都道府県労働局が発行する「労働保険料等口座振替結果のお知らせ」の提出を求める。

・　労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（事業主控）の写し

※　労働保険事務組合に事務委託している事業場については，直近２年分の領収書の写し及び労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（事業主控）に替えて，事務組合が発行した直近２年分の労働保険領収書の写し及び労働保険料等納入通知書の写しの提出を求める。

（ｂ）雇用の経緯

・　雇用の経緯に係る説明書（参考様式第１－１６号）

・　厚生労働省職業安定局ホームページの「人材サービス総合サイト」の画面を印刷したもの

ｂ　社会保険関係法令の遵守

（ａ）健康保険・厚生年金保険の適用事業所である場合

・　健康保険・厚生年金保険料領収証書の写し（在留諸申請の日の属する月の前々月から２４月分全て）又は社会保険料納入状況照会回答票

（[redacted]）

・　納付の猶予許可通知書の写し又は換価の猶予許可通知書の写し

（ｂ）健康保険・厚生年金保険の適用事業所でない場合

・　特定技能所属機関（事業主）の国民年金被保険者記録照会回答票（基礎年金番号にマスキングが施されたものに限る。）

・　特定技能所属機関（事業主）の国民年金保険料領収証書の写し（在留諸申請の日の属する月の前々月から２４か月分）又は被保険者記録照会（納付Ⅱ）（基礎年金番号にマスキングが施されたものに限る。）

※　国民年金保険料領収証書の写し（在留諸申請の日の属する月の前々月から２４か月分）を提出する場合は，被保険者記録照会回答票の提出は不要

・　特定技能所属機関の国民健康保険被保険者証の写し（保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングが施されたものに限る。）

・　特定技能所属機関の国民健康保険料（税）納付証明書（初めて特定技能外国人を受け入れる場合には直近１年分，受入れを継続している場合には直近２年分）

（[redacted]）

・　納付（税）緩和措置（換価の猶予，納付の猶予又は納付受託）に係る通知書の写し

c　租税関係法令の遵守

（ａ）法人の場合

ⅰ　国税

・　税目を源泉所得税及び復興特別所得税，法人税，消費税及び地方消費税とする納税証明書（その３）

（未納があった場合）

・　未納があった税目に係る納税証明書（その１）【備考欄に法定の納税緩和措置（換価の猶予，納税の猶予又は納付受託）の適用がある旨記載がある場合のみ】又は納税緩和措置（換価の猶予，納税の猶予又は納付受託）に係る通知書の写し

ⅱ　地方税

・　税目を法人住民税とする納税証明書（初めて特定技能外国人を受け入れる場合には直近１年分，受入れを継続している場合には直近２年分）

（未納があった場合）

・　未納があった税目に係る納税証明書【備考欄に法定の納税緩和措置（換価の猶予，納税の猶予又は納付受託）の適用がある旨記載がある場合のみ】又は納税緩和措置（換価の猶予，納税の猶予又は納付受託）に係る通知書の写し

（ｂ）個人事業主の場合

ⅰ　国税

・　税目を源泉所得税及び復興特別所得税，申告所得税及び復興特別所得税，消費税及び地方消費税，相続税，贈与税とする納税証明書（その３）

（未納があった場合）

・　未納があった税目に係る納税証明書（その１）【備考欄に法定の納税緩和措置（換価の猶予，納税の猶予又は納付受託）の適用がある旨記載がある場合のみ】又は納税緩和措置（換価の猶予，納税の猶予又は納付受託）に係る通知書の写し

ⅱ　地方税

・　税目を個人住民税とする納税証明書（初めて特定技能外国人を受け入れる場合には直近１年分，受入れを継続している場合には直近２年分）

（未納があった場合）

・　未納があった税目に係る納税証明書【備考欄に法定の納税緩和措置（換価の猶予，納税の猶予又は納付受託）の適用がある旨記載がある場合のみ】又は納税緩和措置（換価の猶予，納税の猶予又は納付受託）に係る通知書の写し

ｄ　上記ａからｃまでについて領収書や証明書等の提出の省略が認められる場合

公的義務履行に関する説明書（参考様式第１－２７号）

イ　非自発的離職者を発生させていないこと

特定技能基準省令第２条第１項

法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは，次のとおりとする。

２号　特定技能雇用契約の締結の日前１年以内又はその締結の日以後に，当該契約において外国人が従事することとされている業務と同種の業務に従事していた労働者（次に掲げる者を除く。）を離職させていないこと。

イ　定年その他これに準ずる理由により退職した者

ロ　自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇された者

ハ　期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）の期間満了時に当該有期労働契約を更新しないことにより当該有期労働契約を終了（労働者が当該有期労働契約の更新の申込みをした場合又は当該有期労働契約の期間満了後遅滞なく有期労働契約の締結の申込みをした場合であって，当該有期労働契約の相手方である特定技能所属機関が当該労働者の責めに帰すべき重大な理由その他正当な理由により当該申込みを拒絶することにより当該有期労働契約を終了させる場合に限る。）された者

ニ　自発的に離職した者

（ア）要件の内容

現に雇用している国内労働者を非自発的に離職させ，その補填として特定技能外国人を受け入れることを排除するため，雇用契約締結の１年前及び当該契約締結後に申請人に従事させる業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないことを求めるもの。

（イ）用語の定義

a　「特定技能雇用契約の締結の日前１年以内又はその締結の日以後」とは，特定技能雇用契約の締結の日の１年前のみならず，特定技能雇用契約の締結後も含むものである。

b　「外国人が従事することとされている業務と同種の業務に従事していた労働者」とは，特定技能所属機関にフルタイムで雇用されている日本人，中長期在留者及び特別永住者の従業員（パートタイムやアルバイトを含まない。）であって，特定技能外国人が従事する業務と同種の業務に従事していた者をいう。

c　「非自発的に離職させた」とは，以下のような事情に起因して離職させた場合が想定される。

ここでいう離職には，雇止め（期間の定めのある雇用契約を更新しないこと）及び特定技能所属機関による労働者派遣契約の解除に基づくものも含まれる。

（ａ）人員整理を行うための希望退職の募集又は退職勧奨を行った場合（天候不順や自然災害の発生，又は，新型コロナウイルス感染症等の感染症の影響により経営上の努力を尽くしても雇用を維持することが困難な場合は除く。）

（ｂ）労働条件に係る重大な問題（賃金低下，賃金遅配，過度な時間外労働，採用条件との相違等）があったと労働者が判断した場合

（ｃ）就業環境に係る重大な問題（故意の排斥，嫌がらせ等）があった場合

（ウ）審査のポイント

a　初めて受け入れる場合

（ａ）申請書（所属機関等作成用Ｖ「特定技能」）の記載から，非自発的離職者を発生させていないことを確認する。

（ｂ）特定技能所属機関の概要書（参考様式第１－１１号）の「３　基準適合性に係る事項」の記載から，特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者の離職状況を確認し，非自発的離職者を発生させていないことを確認する。

（ｃ）非自発的離職者はないものの，自発的離職者が多数に及んでいる場合など，非自発的離職者を発生させている疑いがある場合は，労働者名簿（労働基準法施行規則様式第１９号）の写しのほか，必要に応じて，公共職業安定所（ハローワーク）に提出した雇用保険被保険者離職証明書の控えの提出を求めるなどして，離職の理由を確認し，非自発的離職者を発生させていないことを確認する。

（ｄ）非自発的離職者の発生人数についての多寡は問わず，１名でも発生させてい

れば，本基準に適合しないものとして取り扱う。

b　受入れを継続している場合

（a）特定技能所属機関の概要書（参考様式第１－１１号）は，原則として３年に１回の提出となっており，基本的に基準の適合性の確認は３か月ごとの届出時にも行うこととなっているところ，特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１号）の提出の省略が認められる場合には，次の（b）のとおり確認することとなる。

（b）[redacted]

（エ）その他留意事項

a　「労働者名簿」とは，使用者が事業場ごとに作成し，３年間の保存が義務付けられているものである（労働基準法第１０７条，第１０９条）。

b　受入れ後に非自発的離職者を発生させた場合は，当該特定技能所属機関が雇用する他の特定技能外国人も含め，在留期間更新許可が受けられないこととなるため，特定技能外国人の在留期間満了までに転職を行うことができるよう必要な支援を実施することが必要である旨指導・助言を行う。

（オ）立証資料

・　特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１号）

（以下，離職者を発生させている疑いがある場合に求める資料）

・　労働者名簿の写し

・　雇用保険被保険者離職証明書（事業主控え）の写し

ウ　行方不明者の発生

特定技能基準省令第２条第１項 法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは，次のとおりとする。 ３号　特定技能雇用契約の締結の日前１年以内又はその締結の日以後に，当該特定技能雇用契約の相手方である特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させていないこと。

（ア）要件の内容

雇用する外国人について行方不明者が発生している場合は，特定技能所属機関の

受入れ態勢に疑義が持たれることから，雇用契約締結の１年前及び当該契約締結後に行方不明者を発生させていないことを求めるもの。

（イ）用語の定義

a　「特定技能雇用契約の締結の日前１年以内又はその締結の日以後」とは，特定技能雇用契約の締結の日の１年前のみならず，特定技能雇用契約の締結後も含むものである。

b　「外国人」とは，特定技能所属機関として受け入れた特定技能外国人及び実習実施者として受け入れた技能実習生をいう。

c　「責めに帰すべき事由」とは，特定技能所属機関が雇用条件どおりに賃金を適正に支払っていない場合や１号特定技能外国人支援計画を適正に実施していない場合など，法令違反や基準に適合しない行為が行われていた期間内に，特定技能外国人が行方不明となった場合をいう。そのような法令違反や基準に適合しない行為が行われていた場合には，人数に関係なく，特定技能外国人の行方不明者を１名でも発生させていれば，本基準に適合しないこととなる。

（ウ）審査のポイント

a　初めて受け入れる場合

（ａ）申請書（所属機関等作成用Ｖ）及び特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１号）の「３　基準適合性に係る事項」の記載から，受け入れた技能実習生（特定技能所属機関が実習実施者を兼ねている場合に限る。）について，特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させていないことを確認する。

（ｂ）技能実習生を受け入れたことがある場合には，[redacted]おって，技能実習生について行方不明事案が発生した場合には[redacted]

b　受入れを継続している場合

（ａ）受け入れた特定技能外国人及び技能実習生（特定技能所属機関が実習実施者を兼ねている場合に限る。）について，特定技能所属機関の責めに帰すべき事由

により行方不明者を発生させていないことを次のとおり確認する。なお，特定技能所属機関の概要書（参考様式第１－１１号）は，原則として３年に１回の提出となっており，基本的に基準適合性の確認は３か月ごとの届出時にも行うこととなっているところ，特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１号）の提出の省略が認められる場合には，次の（ｂ）及び（ｃ）のとおり確認することとなる。

（ｂ）[redacted]

（ｃ）[redacted]おって，技能実習生について行方不明事案が発生した場合には[redacted]

（エ）立証資料

特定技能所属機関の概要書（参考様式第１－１１号）

エ　欠格事由

（ア）関係法令による刑罰を受けたことによる欠格事由

特定技能基準省令第２条第１項

法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは，次のとおりとする。

４号　次のいずれにも該当しないこと。

イ　禁錮以上の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者

ロ　次に掲げる規定又はこれらの規定に基づく命令の規定により，罰金の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者

（１）労働基準法第１１７条（船員職業安定法第８９条第１項又は労働者派遣法第４４条第１項の規定により適用される場合を含む。），第１１８条第１項（労働基準法第６条及び第５６条の規定に係る部分に限

る。），第１１９条（同法第１６条，第１７条，第１８条第１項及び第３７条の規定に係る部分に限る。）及び第１２０条（同法第１８条第７項及び第２３条から第２７条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第１２１条の規定

（２）船員法（昭和２２年法律第１００号）第１２９条（同法第８５条第１項の規定に係る部分に限る。），第１３０条（同法第３３条，第３４条第１項，第３５条，第４５条及び第６６条（同法第８８条の２の２第４項及び第５項並びに第８８条の３第４項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分に限る。）及び第１３１条（第１号（同法第５３条第１項及び第２項，第５４条，第５６条並びに第５８条第１項の規定に係る部分に限る。）及び第３号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第１３５条第１項の規定（これらの規定が船員職業安定法第９２条第１項の規定により適用される場合を含む。）

（３）職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）第６３条，第６４条，第６５条（第１号を除く。）及び第６６条の規定並びにこれらの規定に係る同法第６７条の規定

（４）船員職業安定法第１１１条から第１１５条までの規定

（５）法第７１条の３，第７１条の４，第７３条の２，第７３条の４から第７４条の６の３まで，第７４条の８及び第７６条の２の規定

（６）最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）第４０条の規定及び同条の規定に係る同法第４２条の規定

（７）労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和４１年法律第１３２号）第４０条第１項（第２号に係る部分に限る。）の規定及び当該規定に係る同条第２項の規定

（８）建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和５１年法律第３３号）第４９条，第５０条及び第５１条（第２号及び第３号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第５２条の規定

（９）賃金の支払の確保等に関する法律（昭和５１年法律第３４号）第１８条の規定及び同条の規定に係る同法第２０条の規定

（１０）労働者派遣法第５８条から第６２条までの規定

（１１）港湾労働法（昭和６３年法律第４０号）第４８条，第４９条（第１号を除く。）及び第５１条（第２号及び第３号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第５２条の規定

（１２）中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成３年法律第５７号）第１９条，第２０条及び第２１条（第３号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第２２条の規定

（１３）育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第６２条から第６５条までの規定

（１４）林業労働力の確保の促進に関する法律（平成８年法律第４５号）第３２条，第３３条及び第３４条（第３号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第３５条の規定

（１５）外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成２８年法律第８９号。以下「技能実習法」という。）第１０８条，第１０９条，第１１０条（同法第４４条の規定に係る部分に限る。），第１１１条（第１号を除く。）及び第１１２条（第１号（同法第３５条第１項の規定に係る部分に限る。）及び第６号から第１１号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第１１３条の規定

（１６）労働者派遣法第４４条第４項の規定により適用される労働基準法第１１８条，第１１９条及び第１２１条の規定，船員職業安定法第８９条第７項の規定により適用される船員法第１２９条から第１３１条までの規定並びに労働者派遣法第４５条第７項の規定により適用される労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）第１１９条及び第１２２条の規定

ハ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）の規定（同法第５０条（第２号に係る部分に限る。）及び第５２条の規定を除く。）により，又は刑法（明治４０年法律第４５号）第２０４条，第２０６条，第２０８条，第２０８条の２，第２２２条若しくは第２４７条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正１５年法律第６０号）の罪を犯したことにより，罰金の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者

ニ　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第２０８条，第２１３条の２若しくは第２１４条第１項，船員保険法（昭和１４年法律第７３号）第１５６条，第１５９条若しくは第１６０条第１項，労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）第５１条前段若しくは第５４条第１項（同法第５１条前段の規定に係る部分に限る。），厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第１０２条，第１０３条の２若しくは第１０４条第１項（同法第１０２条又は第１０３条の２の規定に係る部分に限る。），労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和４４年法律第８４号）第４６条前段若しくは第４８条第１項（同法第４６条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第８３条若しくは第８６条（同法第８３条の規定に係る部分に限る。）の規定により，罰金の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者

a　要件の内容

一定の刑罰法令に違反し，刑に処せられてから，所定の期間を経過していない者については，特定技能雇用契約の相手方となることができない旨を定めたもの。

b　審査のポイント

（a）申請書（所属機関等作成用Ⅴ）の記載から，欠格事由に該当しないことを確認する。

（b）[redacted]特定技能所属機関が欠格事由に該当していないことを確認する。

（c）疑義がある場合にあっては，地方検察庁に対し，前科照会することにより確認する。

（d）特定技能雇用契約の相手方になろうとする者又はその役員が未成年者であり，当該未成年者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しないときは，その法定代理人について前記（b）と同様に確認する。

c　その他留意事項

（a）４号イに関し，刑の執行を猶予された者は，執行猶予期間が経過すれば，４号イに該当しないことに留意する。

（b）特定技能雇用契約の相手方になろうとする者が検察庁から起訴され，裁判中

のため刑が確定していない場合については，今後，刑が確定した場合に欠格事由に該当する可能性があるため，在留資格認定証明書交付申請については，刑が確定するまで欠格事由に係る判断を留保する。

d　立証資料

・　住民票写し（特定技能所属機関が個人事業主の場合）

・　登記事項証明書及び役員の住民票写し（特定技能所属機関が法人の場合）

※　役員の住民票写しについては，特定技能外国人受入れに関する業務執行に直接的に関与しない役員に関しては，住民票写しに代えて，特定技能所属機関の役員に関する誓約書（参考様式１－２３号）の提出でも差し支えない。

（イ）行為能力等の観点からの欠格事由

特定技能基準省令第２条第１項

法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは，次のとおりとする。

４号　次のいずれにも該当しないこと。

ホ　精神の機能の障害により特定技能雇用契約の履行を適正に行うに当たっての必要な認知，判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ヘ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ル　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって，その法定代理人がイからヌまで又はヲのいずれかに該当するもの

ヲ　法人であって，その役員のうちにイからルまでのいずれかに該当する者があるもの

a　要件の内容

特定技能所属機関となる上で必要な能力等を欠くと類型的に認められる者については，特定技能雇用契約の相手方となることができない旨を定めたもの。

b　審査のポイント

（a）申請書（所属機関等作成用Ｖ）の記載から，欠格事由に該当しないことを確認する。

（b）[redacted]特定

技能所属機関が欠格事由に該当していないことを確認する。

（ウ）実習認定を取り消されたことによる欠格事由

特定技能基準省令第２条第１項

法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは，次のとおりとする。

４号　次のいずれにも該当しないこと。

ト　技能実習法第１６条第１項の規定により実習認定を取り消され，当該取消しの日から起算して５年を経過しない者

チ　技能実習法第１６条第１項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合（同項第３号の規定により実習認定を取り消された場合については，当該法人が前記ロ又はニに規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において，当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者をいい，相談役，顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず，法人に対し業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。後記ヲにおいて同じ。）であった者で，当該取消しの日から起算して５年を経過しないもの

a　要件の内容

技能実習法の規定により実習認定を取り消された者及び実習認定を取り消された者が法人の場合には，当該法人の役員であった者については，所定の期間が経過するまで，特定技能雇用契約の相手方となることができない旨を定めたもの。

b　審査のポイント

（ａ）申請書（所属機関等作成用Ｖ）の記載から，欠格事由に該当しないことを確認する。

（ｂ）[redacted]

[redacted]特定技能所属機関が欠格事由に該当していないことを確認する。

（ｃ）法人の役員については，疑義がある場合にあっては，外国人技能実習機構に照会を行うことにより確認する。

（ｄ）特定技能雇用契約の相手方になろうとする者又はその役員が未成年者であり，当該未成年者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しないときは，その法定代理人について前記（ｂ）及び（ｃ）と同様に確認する。

ｃ　立証資料

・　住民票写し（個人事業主の場合）

・　登記事項証明書及び役員の住民票写し（法人の場合）

※　役員の住民票写しについては，特定技能外国人受入れに関する業務執行に直接的に関与しない役員に関しては，住民票写しに代えて，特定技能所属機関の役員に関する誓約書（参考様式１－２３号）の提出でも差し支えない。

（エ）出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことによる欠格事由（第４号リ，ル及びヲ）

特定技能基準省令第２条第１項

法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは，次のとおりとする。

４号　次のいずれにも該当しないこと。

リ　特定技能雇用契約の締結の日前５年以内又はその締結の日以後に，次に掲げる行為その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

（１）外国人に対して暴行し，脅迫し又は監禁する行為

（２）外国人の旅券又は在留カードを取り上げる行為

（３）外国人に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為

（４）外国人の外出その他私生活の自由を不当に制限する行為

（５）（１）から（４）までに掲げるもののほか，外国人の人権を著しく侵害する行為

（６）外国人に係る出入国又は労働に関する法令に関して行われた不正又は著しく不当な行為に関する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し外国人に法第３章第１節若しくは第２節の規定による証明書の交付，上陸許可の証印若しくは許可，同章第４節の規定による上陸の許可若しくは法第４

章第１節若しくは第２節若しくは第５章第３節の規定による許可を受けさせる目的で，偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し，又は提供する行為

（７）特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して，保証金の徴収若しくは財産の管理又は当該特定技能雇用契約の不履行に係る違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結する行為

（８）外国人若しくはその配偶者，直系若しくは同居の親族その他当該外国人と社会生活において密接な関係を有する者との間で，特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して，保証金の徴収その他名目のいかんを問わず金銭その他の財産の管理をする者若しくは当該特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結した者又はこれらの行為をしようとする者からの紹介を受けて，当該外国人と当該特定技能雇用契約を締結する行為

（９）法第１９条の１８の規定による届出をせず，又は虚偽の届出をする行為

（１０）法第１９条の２０第１項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず，若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし，又は同項の規定による質問に対して答弁をせず，若しくは虚偽の答弁をし，若しくは同項の規定による検査を拒み，妨げ，若しくは忌避する行為

（１１）法第１９条の２１第１項の規定による処分に違反する行為

（特定技能外国人受入れに係る運用要領第５章第２節第１（７）に掲げるその他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為）

出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為	
イ	外国人に法第２４条第３号の４イからハまでに掲げるいずれかの行為を行い，唆し，またはこれを助ける行為
ロ	外国人の就労に関し労働基準法又は労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）その他これらに類する法令の規定に違反する行為
ハ	出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平

	成２９年法務省令第１９号）による改正前の出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令（以下「改正前の上陸基準省令」という。）の表の法別表第１の２の表の技能実習の項の下欄第１号イに掲げる活動の項の下欄第１８号の表に掲げる行為又は同号ロに掲げる活動の項の下欄第１６号の表に掲げる行為（技能実習の適正な実施を妨げるものとして「不正行為」の通知を受けており，当該「不正行為」が終了した日後，改正前の上陸基準省令に規定されていた受入れ停止期間が経過していないものに限る。）
ニ	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成２８年１１月２８日法律第８９号）第３７条第１項の規定により監理許可を取り消された法人である場合の当該取消しの処分を受ける原因となった行為
ホ	他の機関が出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行った当時，当該他の機関の経営者，役員又は管理者として外国人の受入れ，雇用の管理又は運営に係る業務に従事していた行為

ａ　要件の内容

特定技能雇用契約の締結の日前５年以内又はその締結の日以後に，出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者は，特定技能雇用契約の相手方となることができない旨を定めたもの。

特定技能所属機関における出入国又は労働に関する法令に関する不正又は著しく不当な行為（以下「不正行為」という。）として想定されるものは，特定技能基準省令第２条第４号リに列挙されているもののほか，特定技能外国人受入れに係る運用要領第５章第２節第１（７）に規定する行為である。

不正行為の類型としては，以下のとおりのものが想定される。

（ａ）外国人に対して暴行し，脅迫し又は監禁する行為

雇用している外国人に対して暴行，脅迫又は監禁を行っている場合をいう。なお，当該行為によって刑事罰に処せられているか否かを問わない。

（ｂ）外国人の旅券又は在留カードを取り上げる行為

雇用する外国人の旅券や在留カードを，その意思に反して保管している場合

をいう。例えば，逃走防止等の名目で旅券・在留カードを取り上げた場合が想定される。

（ｃ）外国人に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為

雇用する外国人に対し，手当若しくは報酬の一部又は全部を支払わない場合をいう。この「手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為」とは，金額，期間，認識等を勘案して評価されるものであり，計算の誤り等により一部報酬等が支払われなかったことは含まれない。なお，食費・住居費等を賃金から控除している場合であっても，控除している金額が適正でない場合には，賃金不払に当たる可能性があることから，労働基準監督機関に通報する。

（ｄ）外国人の外出その他私生活の自由を不当に制限する行為

外出，外部との通信等を不当に制限している場合をいう。例えば，携帯電話を没収するなどして，外部との連絡を遮断するような行為が該当する。

（ｅ）（ａ）から（ｄ）までに掲げるもののほか，外国人の人権を著しく侵害する行為

雇用する外国人の人権を著しく侵害する行為（上記（ａ）から（ｄ）までの行為を除く。）を行っていた場合をいう。例えば，特定技能外国人から人権侵害の被害を受けた旨の申告があり，人権擁護機関において人権侵犯の事実が認められた場合や，特定技能外国人の意に反して預貯金通帳を取り上げていた場合等が想定される。

（ｆ）偽変造文書等の行使・提供

外国人に係る出入国又は労働に関する法令に関して行われた不正又は著しく不当な行為に関する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し不正に外国人に在留資格認定証明書の交付，上陸許可の証印若しくは在留資格変更許可等を受けさせる目的で偽変造文書等の行使又は提供をしていた場合をいう。

例えば，在留資格認定証明書交付申請において，欠格事由に該当する行為の有無に関して「無」と記載した申請書を提出したところ，じ後，当局の調査によって当該行為が行われていたことが発覚した場合などは該当することとなることから，各種の申請及び届出においては，事実関係の確認を十分に行う必要がある。

（ｇ）保証金の徴収等

特定技能外国人やその親族等から保証金を徴収している場合，特定技能雇用

契約の不履行について違約金を定めている場合等や，これらの行為を行っている者又は行おうとしている者から紹介を受けて特定技能雇用契約を締結した場合をいう。

例えば，特定技能外国人の特定技能所属機関からの逃走を防止するために，特定技能外国人やその家族等から保証金を徴収したり，逃走した際の違約金を定めていた場合が該当する。また，当局や労働基準監督署等に対して不適格行為を通報すること，休日に許可を得ずに外出すること，業務従事時間中にトイレ等で離席すること等を禁じて，その違約金を定める行為や特定技能外国人やその家族等から商品又はサービスの対価として不当に高額な料金の徴収を予定する契約についても，「不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約」に該当する。

（ｈ）届出の不履行又は虚偽の届出

法令上規定する届出事由が生じていながら，地方出入国在留管理局への届出を怠っていた場合や虚偽の届出を行った場合をいう。

例えば，特定技能外国人が失踪したにもかかわらず，これを届け出ることなく，失踪した特定技能外国人が摘発されるなどして初めて，失踪していたことが地方出入国在留管理局で明らかになった場合や，活動状況の届出や支援の実施状況の届出を履行するよう再三指導を受けたにもかかわらず，これを履行しない場合等が該当する。

なお，法第７１条の４第１号の規定により罰金の刑に処せられているか否かを問わない。

（ｉ）報告徴収に対する妨害等

法第１９条の２０第１項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出をせず，若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし，又は同項の規定による質問に対して答弁をせず，若しくは虚偽の答弁をし，若しくは同項の規定による検査を拒み，妨げ，若しくは忌避した場合を指す。

なお，法第７１条の４第２号の規定により罰金の刑に処せられているか否かを問わない。

（ｊ）改善命令違反

法第１９条の２１第１項に基づき，出入国在留管理庁長官から改善命令を受けたにもかかわらず，これに従わなかった場合をいう。

（ｋ）不法就労者の雇用

①事業活動に関し，外国人に不法就労活動をさせる行為，②外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置く行為又は③業として，①及び②の行為に関しあっせんする行為のいずれかを行い，唆し，又はこれを助けた場合をいう。

（ｌ）労働関係法令違反

外国人の就労活動に関し，労働基準法，労働安全衛生法，職業安定法等の労働関係法令について違反があった場合をいう（用語の定義については，第２の３（１）ア（イ）を参照）。

（ｍ）技能実習制度における不正行為

技能実習制度における実習実施者（旧技能実習制度における実習実施機関を含む。）として不正行為を行い，受入れ停止措置となった場合をいう。

ｂ　審査のポイント

（ａ）申請書（所属機関等作成用Ｖ）の記載から，欠格事由に該当しないことを確認する。

（ｂ）[redacted]特定技能所属機関が欠格事由に該当していないことを確認する。

（ｃ）申請書（申請人等作成用Ｖ）の記載から保証金徴収の有無を確認するとともに，雇用の経緯に係る説明書（参考様式第１－１６号）の記載から，特定技能外国人が支払った費用の名目等についても確認をする。

（ｄ）法人の役員については，疑義がある場合にあっては，[redacted]過去５年以内の処分の有無について確認する。

（ｅ）特定技能雇用契約の相手方になろうとする者又はその役員が未成年者であり，当該未成年者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しないときは，その法定代理人について前記（ｂ）及び（ｄ）と同様に確認する。

（ｆ）[redacted]

[redacted]

c　立証資料

・　雇用の経緯に係る説明書（参考様式第１－１６号）

・　登記事項証明書

・　役員の住民票写し

※　役員の住民票写しについては，特定技能外国人受入れに関する業務執行に直接的に関与しない役員に関しては，住民票写しに代えて，特定技能所属機関の役員に関する誓約書（参考様式１－２３号）の提出でも差し支えない。

d　その他留意事項

基準不適合となるものについては，[redacted]

（オ）暴力団排除の観点からの欠格事由

特定技能基準省令第２条第１項

法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは，次のとおりとする。

４号　次のいずれにも該当しないこと。

ヌ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

ヲ　法人であって，その役員のうちにイからルまでのいずれかに該当する者があるもの

ワ　暴力団員等がその事業活動を支配する者

a　要件の内容

暴力団排除の観点から，暴力団員等や暴力団員等が事業活動を支配する者については，特定技能雇用契約の相手方となることができない旨を定めたもの。

b　審査のポイント

（ａ）申請書（所属機関等作成用Ｖ）の記載から，欠格事由に該当しないことを確

認する。

（ｂ）特定技能雇用契約の相手方となろうとする者（個人事業主であれば本人，法人であればその役員）について，特定技能所属機関の所在地を管轄する都道府県警察本部に照会を行う（ただし，都道府県警察本部との調整により，照会先を地方局の所在地を管轄する都道府県警察本部とすることとしても差し支えない。）。

（ｃ）[redacted]

（ｄ）[redacted]

（ｅ）照会の対象とする者については，特定技能雇用契約の相手方になろうとする者又はその役員が未成年者であり，当該未成年者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しないときは，その法定代理人について前記（ｂ）と同様に確認する。

ｃ　その他留意事項

（ａ）都道府県警察本部への照会については，暴力団関係照会書（登録支援機関）（別記第５０号様式及び第５０号様式の２。第５０号様式の２はＣＳＶ形式（エクセル，アクセス等の表計算，データベースソフトウエアで選択できる保存ファイル形式）により作成する必要がある。）により記録した電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）で行うものとする。

（ｂ）地方局と都道府県警察本部との間の文書及び電磁的記録媒体の受渡しについては，手交で行うものとするが，遠隔地であるなど，手交により難いと認められるなどの特段の事情があるときには，都道府県警察本部と協議の上，郵便書留による送付をもって行うことができるものとする。

オ　活動状況に関する帳簿の備え付け

特定技能基準省令第２条第１項

法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは，次のとおりとする。

５号　特定技能雇用契約に係る外国人の活動の内容に係る文書を作成し，当該外国人に当該特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所に当該特定技能雇用契約の終了の日から１年以上備えて置くこととしていること。

（ア）要件の内容

特定技能所属機関に対し，特定技能外国人の活動状況に関する文書（帳簿）を作成して１年間備え付け，保存しておくことを求めるもの。

（イ）用語の定義

「活動の内容に係る文書」とは，少なくとも以下の事項が記載されていなければならない。

ａ　特定技能外国人の管理簿

（ａ）特定技能外国人の名簿（必要的記載事項は以下のとおり）

- 氏名
- 国籍・地域
- 生年月日
- 性別
- 在留資格
- 在留期間
- 在留期間の満了日
- 在留カード番号
- 外国人雇用状況届出の届出日

（ｂ）特定技能外国人の活動状況に関する帳簿（必要的記載事項は以下のとおり）

- 活動（就労）場所（派遣形態の場合，派遣先の名称及び所在地）
- 従事した業務の内容
- 雇用状況（在籍者，新規雇用者，自発的離職者，非自発的離職者，行方不明者）に関する内容
- 労働保険（雇用保険及び労災保険）の適用状況
- 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）の加入状況
- 安全衛生（労働災害及び健康診断を含む。）の確保状況

・　特定技能外国人の受入れに要した費用の額及び内訳
・　特定技能外国人の支援に要した費用の額及び内訳
・　休暇の取得状況（一時帰国休暇の取得状況を含む。）
・　行政機関からの指導又は処分に関する内容

b　特定技能雇用契約の内容に係る書類

c　特定技能外国人の待遇に係る事項が記載がされた書類（賃金台帳（労働基準法第１０８条）等）

d　特定技能外国人の出勤状況に関する書類（出勤簿等の書類）

（ウ）審査のポイント

申請書（所属機関等作成用Ⅴ）の記載から，特定技能外国人の活動状況に係る帳簿を作成して，備え付けておくこととしていることを確認する。

（エ）その他留意事項

他の法令で作成等が義務付けられているものについては，別途作成することまでは求めず，当該他の法令に基づき作成等したものを備え付けることで差し支えない。

カ　保証金関係

特定技能基準省令第２条第１項

法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは，次のとおりとする。

６号　特定技能雇用契約を締結するに当たり，外国人又はその配偶者，直系若しくは同居の親族その他当該外国人と社会生活において密接な関係を有する者が，当該特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して，他の者に，保証金の徴収その他名目のいかんを問わず金銭その他の財産の管理をされている場合，又は，他の者との間で，当該特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結している場合にあっては，そのことを認識して当該特定技能雇用契約を締結していないこと。

７号　他の者との間で，特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して，当該特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していないこと。

（ア）要件の内容

特定技能所属機関に対し，特定技能外国人の受入れに当たって，保証金を徴収し

たり，違約金を定める契約を締結したりする悪質な仲介業者（いわゆるブローカー）が介在していないことを求めるもの。

（イ）用語の定義

前記１（７）「保証金・違約金契約の禁止」を参照。

（ウ）審査のポイント

a　申請書（申請人等作成用及び所属機関等作成用Ⅴ）の記載から，特定技能外国人が保証金の徴収等をされていないこと及び特定技能所属機関による保証金徴収等の事実が無いことを確認して特定技能雇用契約を締結していること並びに特定技能所属機関が特定技能雇用契約の不履行について違約金等の支払契約を締結していないことを確認する。

b　雇用の経緯に係る説明書（参考様式第１－１６号）の記載から，保証金，違約金の支払等の不適切な費用徴収がされていないことの確認を行っていることを確認する。

c　必要に応じて，特定技能外国人に対して聴取を行い，保証金の徴収等がされていないことを確認する。

（エ）立証資料

雇用の経緯に係る説明書（参考様式第１－１６号）

キ　支援に要した費用を特定技能外国人に負担させないこととしていること

特定技能基準省令第２条第１項

法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは，次のとおりとする。

８号　法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号に掲げる活動を行おうとする外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする本邦の公私の機関にあっては，１号特定技能外国人支援に要する費用について，直接又は間接に当該外国人に負担させないこととしていること。

（ア）要件の内容

いかなる名目であっても，支援に要した費用を特定技能外国人に直接又は間接に負担させることを認めないもの。

（イ）用語の定義

「支援に要する費用」とは，特定技能外国人に対して行われる特定技能基準省令第３条第１項各号に規定する各種支援（義務的支援）に必要となる費用をいう（登

録支援機関への委託費用を含む。）。

当該支援（義務的支援）以外の支援を上乗せして実施する場合は，当該支援に係る費用について特定技能外国人から徴収することは差し支えないが，当該外国人が当該支援を受け，費用を徴収されることについて同意していることが必要である。

（ウ）審査のポイント

a　申請書（所属機関等作成用Ｖ）の記載から，支援に要した費用を特定技能外国人に直接又は間接に負担させないこととしていることを確認する。

b　１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）の記載から，事前ガイダンスの情報提供項目として，支援に要する費用を徴収しないことを掲げている及び雇用の経緯に係る説明書（参考様式第１－１６号）の記載から事前ガイダンスが実施されていることを確認する。

c　支援に係る費用を負担させていると疑われるときは，特定技能所属機関に対し，指導・助言を行う（法第１９条の１９）。

（エ）立証資料

・　雇用の経緯に係る説明書（参考様式第１－１６号）

・　１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）

ク　派遣元及び派遣先基準

特定技能基準省令第２条第１項

法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは，次のとおりとする。

９号　外国人を労働者派遣等の対象としようとする本邦の公私の機関にあっては，次のいずれにも該当すること。

イ　外国人を労働者派遣等の対象としようとする本邦の公私の機関が，次のいずれかに該当し，かつ，外国人が派遣先において従事する業務の属する特定産業分野を所管する関係行政機関の長と協議の上で適当であると認められる者であること。

（１）当該特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っている者であること。

（２）地方公共団体又は（１）に掲げる者が資本金の過半数を出資していること。

（３）地方公共団体の職員又は（１）に掲げる者若しくはその役員若しくは職員が役員であることその他地方公共団体又は（１）に掲げる者が業務執行

に実質的に関与していると認められる者であること。

（４）外国人が派遣先において従事する業務の属する分野が農業である場合にあっては，国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号）第１６条の５第１項に規定する特定機関であること。

ロ　外国人を労働者派遣等の対象としようとする本邦の公私の機関が，第１号から第４号までのいずれにも該当する者に当該外国人に係る労働者派遣等をすることとしていること。

（ア）要件の内容

a　特定技能所属機関が派遣元となり特定技能外国人を労働者派遣により受け入れる場合は，特定技能所属機関が以下のいずれかの基準に適合し，かつ，特定産業分野を所管する関係行政機関の長との協議の結果，適当であると認められていることを求めるもの。

なお，労働者派遣によることができるのは，分野別運用方針において，雇用形態として労働者派遣を採ることとしているもの（農業分野及び漁業分野）に限られる。

（ａ）派遣元である特定技能所属機関が，特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っていること。

（ｂ）地方公共団体又は当該特定技能所属機関が，資本金の過半数を出資していること。

（ｃ）地方公共団体又は特定技能所属機関の職員，役員が業務執行に実質的に関与していること。

（ｄ）特定産業分野が農業の場合，国家戦略特区農業支援外国人を受け入れている特定機関であること。

b　派遣先が以下の全ての基準に適合していることを求めるもの。

（ａ）労働，社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していること。

（ｂ）特定技能雇用契約の締結の日前１年以内又はその締結の日以後に，非自発的離職者を発生させていないこと。

（ｃ）特定技能雇用契約の締結の日前１年以内又はその締結の日以後に，行方不明者を発生させていないこと。

（ｄ）欠格事由に該当していないこと。

（イ）用語の定義

ａ　「労働者派遣」については，前記「２（１）オ派遣先が定まっていること」のとおり。

ｂ　「派遣先」とは，派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受ける者をいう。

ｃ　「特定機関」とは，国家戦略特別区域法第１６条の５に規定する本邦の公私の機関であって，農業支援活動を行う外国人の受入れを適正かつ確実に行うために必要なものとして政令で定める基準に適合する機関をいう。

（ウ）審査のポイント

ａ　農業分野について，次のいずれかの方法により派遣元である特定技能所属機関が基準に適合することを確認する。

（ａ）派遣元である特定技能所属機関が農業又は農業に関連する業務を行っていることについては，申請書（所属機関等作成用Ｖ）及び定款，登記事項証明書，有価証券報告書，営農証明書，決算書類（損益計算書等）等の記載から確認する。

（ｂ）地方公共団体又は農業若しくは農業に関連する業務を行っている者が資本金の過半数を出資していることについては，有価証券報告書，株主名簿の写し等資本金の出資者を明らかにする書類の記載から確認する。

（ｃ）地方公共団体の職員，又は，農業又は農業関連業務を行っている者若しくはその役職員等が特定技能所属機関の役職員であることその他地方公共団体又は農業又は農業関連業務を行っている者が業務執行に実質的に関与していることについては，役員名簿，業務方法書，組織体制図等，地方公共団体の職員等が業務執行に実質的に関与していることが確認できる書類の記載から確認する。

（ｄ）国家戦略特区農業支援外国人を受け入れている特定機関であることについては，申請書（所属機関等作成用Ｖ）及び特定機関基準適合通知書の写しの記載から確認する。

ｂ　漁業分野について，次のいずれかの方法により派遣元である特定技能所属機関が基準に適合することを確認する。

（ａ）派遣元である特定技能所属機関が漁業又は漁業に関連する業務を行っていることについては，申請書（所属機関等作成用Ｖ）及び定款，登記事項証明書，有価証券報告書，決算書類（損益計算書等）等の記載から確認する。

（ｂ）地方公共団体又は漁業若しくは漁業に関連する業務を行っている者が資本金の過半数を出資していることについては，有価証券報告書，株主名簿の写し等

資本金の出資者を明らかにする書類の記載から確認する。

（ｃ）地方公共団体の職員，又は，漁業又は漁業関連業務を行っている者若しくはその役職員等が特定技能所属機関の役職員であることその他地方公共団体又は漁業又は漁業関連業務を行っている者が業務執行に実質的に関与していることについては，役員名簿，業務方法書，組織体制図等，地方公共団体の職員等が業務執行に実質的に関与していることが確認できる書類の記載から確認する。

ｃ　派遣計画書（参考様式第１－１２号）及び派遣先の概要書（参考様式第１－１４号又は１－１５号）の記載から，派遣先（派遣予定先が複数ある場合は，その全てについて）が非自発的離職及び行方不明者を発生させていないこと並びに欠格事由に該当しない旨の誓約があることを確認する。

ｄ　上記ａ又はｂ，及びｃにより基準に適合していることを確認した場合は，本庁に上申し，本庁において関係行政機関の長と協議する。本庁において関係行政機関の長と協議した結果，適当であると認めた場合は，[redacted]

なお，運用上，この判断は当該協議の終了の日から３年間有効なものとして取扱うこととし，有効期間内であれば，特段の事情変更（資本関係の解消等）がない限り，本庁への上申を省略して差し支えない。

他方，当該協議の終了の日から３年が経過している場合は，改めて本庁へ上申する必要があることに留意する。

ｅ　また，在留期間更新許可申請の場合であって，当該派遣先への派遣が３年を経過する場合には，派遣先の労働者の代表（過半数により組織され労働組合又は過半数により選任された代表者）の意見を聴取をする義務があるとされていることから（労働者派遣法第４０条の２第３項及び第４項），派遣先の労働者の代表の同意を得ていることを示す書類として意見聴取事項を記した書面の提出を求める。

（エ）その他留意事項

ａ　労働者派遣事業を営む企業等へ派遣労働者として就職する者の取扱いについては，第２章第１節第４を参照する。

ｂ　派遣元である特定技能所属機関は，労働者派遣法における派遣先からの通知（労働者派遣法第４０条第１項）を踏まえ，活動状況に係る届出（法第１９条の１８第２項第１号及び第３号）を行うことが求められる。

ｃ　労働者派遣については，本基準に加えて，特定技能雇用契約に関する基準にも

適合している必要があるところ，審査に当たっては前記２（１）オ「派遣先が定まっていること」を参照する。

ｄ　労働者派遣法上，派遣先への派遣期間は原則として３年であり（労働者派遣法第３５条の３），３年まで延長することが可能であるが，労働者の代表（過半数により組織され労働組合又は過半数により選任された代表者）の意見を聴取する義務があるとされており，同一の派遣先期間は同一業務について通算され，期間を超えて同一の業務を継続する場合，派遣先が派遣労働者を直接雇い入れるよう努めなければならないこととされている（労働者派遣法第４０条の２から第４０条の５まで）。

（オ）立証資料

＜共通＞

・　派遣計画書（参考様式第１－１２号）

・　意見聴取事項を記した書面（同一の派遣先で３年以上派遣する場合）

＜農業分野＞

・　派遣先の概要書（農業分野）（参考様式第１－１４号）

・　定款，登記事項証明書，有価証券報告書，営農証明書，決算書類（損益計算書等）等，特定技能所属機関が農業又は農業に関連する業務を行っていることが確認できる書類

・　有価証券報告書，株主名簿の写し等資本金の出資者を明らかにする書類等，地方公共団体又は農業若しくは農業に関連する業務を行っている者が資本金の過半数を出資していることが確認できる書類

・　役員名簿，業務方法書，組織体制図等，地方公共団体の職員等が業務執行に実質的に関与していることが確認できる書類

・　特定機関基準適合通知書（特定技能所属機関が国家戦略特区の農業支援外国人を受け入れている特定機関である場合）

＜漁業分野＞

・　派遣先の概要書（漁業分野）（参考様式第１－１５号）

・　定款，登記事項証明書，有価証券報告書，決算書類（損益計算書等）等，特定技能所属機関が漁業又は漁業に関連する業務を行っていることが確認できる書類

・　有価証券報告書，株主名簿の写し等資本金の出資者を明らかにする書類等，地方公共団体又は漁業若しくは漁業に関連する業務を行っている者が資本金の過半

数を出資していることが確認できる書類

・　役員名簿，業務方法書，組織体制図等，地方公共団体の職員等が業務執行に実質的に関与していることが確認できる書類

ケ　労働者災害補償保険に係る保険関係の成立のための措置を講じていること

特定技能基準省令第２条第１項 法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは，次のとおりとする。 １０号　事業に関する労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険に係る保険関係の成立の届出その他これに類する措置を講じていること。

（ア）要件の内容

特定技能外国人への確実な労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の適用を確保するため，特定技能所属機関の基準として，労災保険に係る手続を適切に履行していることを求めるもの。

（イ）用語の定義

a　「保険関係の成立の届出」とは，労災保険の適用事業所が履行しなければならない「労働保険／保険関係成立届」及び「労働保険概算保険料申告書」を労働基準監督署等に提出することをいう。

b　「その他これに類する措置」とは，労災保険の適用事業所以外の事業所（労災保険の暫定任意適用事業所をいう。）である場合においては，民間保険に加入していることをいう。

（ウ）審査のポイント

a　申請書（所属機関等作成用Ｖ）の記載から，労災保険に係る保険関係の成立の届出その他これに類する措置を講じていることを確認する。

b　雇用条件書（参考様式第１－６号）の記載から，労災保険の適用状況を確認する。

c　労災保険の適用事業所である場合は，前記ア「労働，社会保険及び租税に関する法令の遵守」の（オ）ａ（ａ）「労働保険」に係る立証資料の提出をもって，所定の手続が適切に履行されているものとして扱う。

d　労災保険の適用事業所でない場合は，民間保険の加入を証明する資料の提出を求め，民間保険に加入していることを確認する（原則として，当該資料の提出があった場合は，所定の手続が適切に履行されているものとして扱う。）。

（エ）その他留意事項

a　労災保険の適用事業所

労災保険制度は，業務上の事由又は通勤による労働者の負傷，疾病，障害又は死亡に対して必要な保険給付を行うとともに，あわせて被災した労働者の社会復帰の促進，被災した労働者と遺族の援護，労働災害の防止などを目的とする社会復帰促進等事業を行う総合的な保険制度である。

原則として，事業主は労働者を１人でも使用していれば，法律上，当然に労災保険に加入することとなるが，次のいずれかに該当する場合は，暫定任意適用事業所とされ，労災保険が当然に適用されるものではない。

（ａ）労働者数５人未満の個人経営の農業であって，特定の危険又は有害な作業を主として行う事業以外のもの

（ｂ）労働者を常時は使用することなく，かつ，年間使用延労働者数が３００人未満の個人経営の林業

（ｃ）労働者数５人未満の個人経営の畜産，養蚕又は水産（総トン数５トン未満の漁船による事業等）の事業

b　労災保険給付の種類と内容

労災保険給付には，療養補償給付（通勤災害の場合には，療養給付。以下に同じ。），休業補償給付（休業給付），障害補償給付（障害給付），遺族補償給付（遺族給付），葬祭料（葬祭給付），傷病補償給付（傷病給付），介護補償給付（介護給付），二次健康診断等給付があり，これらの保険給付とは別に，社会復帰促進等事業の一つとしての特別支給金の支給等がある。

主な給付の内容は以下のとおりである。

（ａ）療養（補償）給付

ｉ　療養の給付

療養の給付は，被災労働者が無料で必要な治療（診察，処置，薬剤等）を受けることができる療養の現物給付である。この療養の給付が行われるのは，労災病院及び都道府県労働局長が指定した病院，診療所，薬局又は訪問看護事業者等（労災指定医療機関等）である。

また，療養の給付は症状が固定（治ゆ）するまで行われるが，症状固定（治ゆ）とは必ずしも全快を意味するわけではなく，医学上一般に認められた医療を行っても医療効果が期待できなくなった状態のことをいう。

ii　療養の費用の支給

被災労働者が労災指定医療機関等以外の医療機関で療養したような場合，療養の現物給付を行うことができないので，この場合，被災労働者はその療養に要した費用全額の立替払を行い，後日，所轄労働基準監督署に請求し，現物給付を受けることになる。

なお，療養の費用が支給される範囲や期間は，療養の給付と同じである。

（ｂ）休業（補償）給付

被災労働者が業務上の傷病による療養のため労働することができず，そのために賃金が受けられないときは，休業補償給付（通勤災害の場合は，休業給付）が休業４日目から支払われる（通勤災害の場合は，初回給付額から２００円一部負担金を控除されて支給）。給付額は，１日につき給付基礎日額（原則として労働基準法第１２条の平均賃金相当額）の６０％相当額が，所定労働時間の一部を休業したような場合は，給付基礎日額と実労働時間に対して支給される賃金の差額が６０％相当額となる。

休業初日から３日間は待機期間とされているが，業務災害の場合，この３日間について使用者が労働基準法上の休業補償（平均賃金の６０％相当額）を行わなければならない。

なお，休業（補償）給付の受給者については，１日につき給付基礎日額の２０％相当額の「休業特別支給金」が併給されることになっており，実質的な休業補償給付額は給付基礎日額の８割となる。

（ｃ）障害（補償）給付

業務上・通勤途上の疾病の症状固定（治ゆ）時に障害が残っている場合に，厚生労働省令で定める障害等級に応じ，年金又は一時金が支給される。

（ｄ）遺族（補償）給付

業務上・通勤途上で労働者が死亡した場合は，その遺族に対し，死亡労働者との続柄・生計維持関係によって，年金又は一時金が支払われる。

（ｅ）傷病（補償）給付

この傷病（補償）年金は，労働者の業務上又は通勤による負傷又は疾病に係る療養の開始後１年６か月を経過した日，又はその日以後において，当該負傷又は疾病が治らず，それによる障害の程度が傷病等級（第１級～第３級）に該当するときは，休業（補償）給付から傷病（補償）年金に切り替えられ，その

障害の程度に応じて年金が支給される（該当しない場合には，引き続き休業（補償）給付が支給される。）

（ｆ）労災保険の給付請求

労災保険の給付請求は，被災者又は遺族が直接行うことになっているが，特定技能外国人が被災した場合，労災保険制度についての理解が不十分であること，日本語が堪能でないこと等もあり，特定技能所属機関は，支援を通じて本制度について理解の向上に努め，万が一事故が発生した場合には，被災者や遺族に対し，積極的な支援を行うことが求められる。

具体的には，業務災害又は通勤災害等が発生した場合には，①保険給付の請求手続を支援すること，②保険給付の請求に当たり，必要事項等の記入に際して手助けすること，③場合によっては，請求に当たって労働基準監督署へ同行すること，④受給に伴う金融機関等の口座開設を支援すること等が考えられる。

（ｇ）第三者行為災害

保険関係の当事者以外の者の行為や他の建物の設備等によって発生した災害をいう。第三者行為災害も，業務災害又は通勤災害として扱われるところ，被災労働者又はその遺族は，所轄労働基準監督署に対して労働保険の保険給付を請求できることはもちろんのこと，災害を発生させた第三者に対して民事上の損害賠償を請求することができる。また，第三者行為災害が自動車事故である場合は，自動車損害賠償責任保険等から保険金を受けることもできる。

しかし，これらの場合には，同一の事由について重複して損害のてん補を受けると，実際の損害額よりも多く支払を受けることとなり不合理であることから，労災保険法において支給調整が定められている。また，第三者行為災害に伴う労災保険給付請求の際には，「第三者行為災害届」を所轄労働基準監督署に提出することになっている。

（ｈ）保険給付の請求等についての支援

特定技能外国人に係る労働災害等が発生した場合は，特定技能所属機関に対し，労災保険給付の請求その他の手続に関し，特定技能外国人からの相談に応じるほか，当該手続を支援するなど必要な支援を講ずるよう指導する。

（ｉ）労災と思われる事案を認知した場合

労災と思われる事案を認知した場合は，速やかに特定技能所属機関に対し，労働基準監督署へ相談するよう指導する。

（ｊ）労働者災害補償保険に類する措置

労災保険に類する措置として加入しなければならない民間の任意保険の内容については，特段基準を設けてはおらず，何らかの民間の任意保険に加入している事実があれば基準適合として取り扱う。

しかしながら，契約した民間の任意保険の補償内容では適切に補償がされない場合（例えば，業務上の事由又は通勤による労働者の負傷は補償するものの，疾病については補償をしない場合）には，その補償の範囲外の項目について特定技能所属機関が自ら補償することが必要となることに留意する。

ｃ　労災保険の適用事業所でない場合

労災保険の適用事業所でない場合は，これに準ずる民間保険に加入しなければならないが，加入する保険の種類については特段定めはないものの，明らかに労働者災害の補填には十分でない保険内容である場合は，特定技能所属機関に対して必要な指導・助言を行う。

（オ）立証資料

ａ　労災保険の適用事業所である場合

・　雇用条件書（参考様式第１－６号）

・　前記ア「労働，社会保険及び租税に関する法令の遵守」の（オ）ａ（ａ）「労働保険」と同様。

ｂ　労災保険の適用事業所でない場合

・　雇用条件書（参考様式第１－６号）

・　民間保険の加入を証明する資料

コ　特定技能雇用契約を継続して履行する体制を有していること

特定技能基準省令第２条第１項 法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは，次のとおりとする。 １１号　特定技能雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていること。

（ア）要件の内容

特定技能所属機関に対し，特定技能雇用契約を継続して履行する体制を備えていることを求め，もって特定技能外国人の安定的かつ継続的な在留を確保するもの。

（イ）用語の定義

「特定技能雇用契約を継続して履行する体制」とは，特定技能所属機関が事業を

安定的に継続し，特定技能外国人と締結した特定技能雇用契約を確実に履行し得る財政的基盤を有していることをいう。

（ウ）審査のポイント

a　申請書（所属機関等作成用Ｖ）の記載から，特定技能雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていることを確認する。

b　特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１号）の記載から，次の方法に従って事業を安定的に継続するに足りる財政的基盤を有していることを確認する。なお，特定技能所属機関の概要書（参考様式第１－１１号）は，原則として３年の１回の提出となっていることに留意する。

（ａ）前事業年度において債務超過がないことの確認

特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１号）の記載から，前事業年度における純資産（元入金）の額がマイナス（債務超過）になっていないことを確認する。債務超過となっていない場合には，基準適合と判断し，債務超過となっている場合には，後記（ｂ）により判断する。

なお，前事業年度において債務超過でなければ，前々事業年度において債務超過であっても基準適合と判断して差し支えない。

（ｂ）前事業年度において債務超過がある場合の確認

ⅰ　特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１号）の記載から，前々事業年度における純資産（元入金）の額がマイナス（債務超過）になっていないことを確認する。

ⅱ　中小企業診断士，公認会計士等の企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する第三者が，改善の見通し（一定期間以内に債務超過の状態でなくなることの見通しを含む。）について評価を行った書面（評価の根拠となる理由が記載されているものに限る。）が提出されており，同書面に特段の疑義がないことを確認する。

ⅲ　前々事業年度が債務超過となっておらず，改善の見通しについて第三者の評価が適切にされている場合には，基準適合と判断する。前々事業年度も債務超過となっている場合については，後記（ｃ）により判断する。

（ｃ）前事業年度及び前々事業年度において債務超過がある場合の確認

ⅰ　中小企業診断士，公認会計士等の企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する第三者が，改善の見通し（一定期間以内に債務超過の状

態でなくなることの見通しを含む。）について評価を行った書面（評価の根拠となる理由が記載されているものに限る。）が提出されていることを確認する。

ii　前事業年度及び前々事業年度のいずれも債務超過となっている場合には，安定的かつ継続的に事業を行っていると判断し難いことから，第三者の評価が適切であり，特段の疑義がないことを審査する。第三者の評価の確認に当たっては，次の点などを踏まえて総合的に判断する。

①　直近に増資，親会社などからの救済等の債務超過を改善する具体的な予定があるか否か

②　債務超過の原因が借入金である場合であって，短期間に返済を求められるものでないことが明らかとされているか否か（５年以内など短期間に返済を求められるものでないことが明らかとされており，かつ，その借入先が親会社，銀行，代表者の親族等である場合等には，直ちに事業の継続性を否定し得るものでない。）

③　労働保険料，社会保険料及び租税の納付に関する領収書や証明書等が提出されており，滞納がないことを本節第２の３（１）ア（ウ）に従って確認する。

（ｄ）第三者の評価に特段の疑義がある場合

上記（ａ）ないし（ｃ）の確認において，提出書類に特段の疑義がある場合には，決算文書（損益計算表及び貸借対照表）の写し及び法人税の確定申告書の控え（納税地の所轄税務署長の受付印のあるもの）の写し（個人事業主にあっては，所得税青色申告決算書（貸借対照表を含む。納税地の所轄税務署長の受付印があるものに限る。）の写し）の提出を求めた上で，法人税の確定申告書，納税証明書の写し等から，貸借対照表の資産の部の合計と負債の部の合計が正しく記載されていることなどを確認して審査する。

c　設立後最初の決算期（確定申告時期）を経ていない場合（特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１号）の２欄に記載できない場合）については，当該決算時期（確定申告時期）を経た直後の在留諸申請において，特定技能所属機関概要書（第１－１１号）の提出を求めた上で審査する。

（エ）立証資料

・　特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１号）

（以下，直近期末において債務超過がある場合に求める資料）

・　中小企業診断士，公認会計士等の企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する第三者が改善の見通しについて評価を行った書面

（以下，直近２期末のいずれにおいても債務超過がある場合に求める資料）

・　中小企業診断士，公認会計士等の企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する第三者が改善の見通しについて評価を行った書面

・　労働保険料，社会保険料及び租税の納付に関する領収書や証明書等（本節第２の３（１）ア（ウ）参照）

サ　特定技能外国人の報酬を指定する銀行口座等へ振り込むこととしていること

特定技能基準省令第２条第１項

法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは，次のとおりとする。

１２号　特定技能雇用契約に基づく外国人の報酬を，当該外国人の指定する銀行その他の金融機関に対する当該外国人の預金口座又は貯金口座への振込み又は当該外国人に現実に支払われた額を確認することができる方法によって支払われることとしており，かつ，当該預金口座又は貯金口座への振込み以外の方法によって報酬の支払をした場合には，出入国在留管理庁長官に対しその支払の事実を裏付ける客観的な資料を提出し，出入国在留管理庁長官の確認を受けることとしていること。

（ア）要件の内容

報酬の支払方法について，特定技能外国人との合意の上で，当該外国人の指定する預金口座又は貯金口座に振り込む方法とすること及び当該外国人の希望により通貨払をする場合は，報酬の支払事実を裏付ける客観的資料の提出を求め，報酬の確実な支払を確保し，不当な控除を防止するもの。

（イ）用語の定義

「預金口座又は貯金口座への振込み以外の方法によって報酬の支払をした場合」とは，賃金の支払方法について，特定技能外国人から通貨直接払を希望する旨の申出があった場合に，預金口座等への振込みによらず通貨により直接支払うことをいう。

（ウ）審査のポイント

ａ　申請書（所属機関等作成用Ⅴ）及び雇用条件書（参考様式第１－６号）の記載から，特定技能外国人への報酬の支払方法を口座振込み又は通貨直接払のいずれ

かとすることとしていることを確認することとなる。

b　上記ａにおいて，通貨直接払とする場合にあっては，申請書（所属機関等作成用Ⅴ）の記載から，出入国在留管理庁長官に対し，その支払の事実を裏付ける客観的な資料を提出し確認を受けることとしていることとしていることを確認する。

c　在留期間更新許可申請においては，下記（エ）ｂで本基準の適合性が維持されていることを踏まえて審査を行う。

（エ）その他の留意事項

a　労働基準法第２４条第１項において，賃金の支払については「通貨で，直接労働者に，その全額を支払わなければならない」と規定されており，通貨直接払を原則とし，例外として，同法施行規則第７条の２において，「使用者は，労働者の同意を得た場合」には，当該労働者が指定する銀行その他の金融機関に対する当該労働者の預金又は貯金への振込みとすることができるとされていることから，賃金の支払方法を預金口座等への振込みとするに当たっては，労使間でこれを合意していることが前提であることに留意する。

b　なお，賃金の支払方法を「通貨払」とした場合には，活動状況に係る届出（法第１９条の１８第２項第３号）において，給与明細の写し及び報酬支払証明書（参考様式第５－７号）の提出を求め，報酬の支払及び受領事実があることを確認する（賃金の支払方法を「口座振込」とした場合には，必要に応じて，実地調査を実施した際などに，特定技能所属機関が申請人の指定する口座に振り込んだ額を証明する資料（振込領収書）及び申請人の口座等に実際に振り込まれた額を証明する資料（当該外国人の預金口座又は貯金口座に振り込まれたことを証明する通帳の写し若しくは取引明細書の写し）の提出（提示）を求め，振込額と入金額に差異がないことを確認する。）。

（オ）立証資料

雇用条件書（参考様式第１－６号）

（以下活動状況に係る届出時のみ）

報酬支払証明書（参考様式第５－７号）

シ　分野の特性に応じた基準

特定技能基準省令第２条第１項

法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは，次のとおりとする。

１３号　前各号に掲げるもののほか，法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては，当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が，法務大臣と協議の上，当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

（ア）要件の内容

特定産業分野ごとの特有の事情に鑑みて上乗せ基準を設けることができるもの。なお，詳細については，特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照すること。

（イ）用語の定義

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照すること。

（ウ）審査のポイント

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照しながら，特定分野の要件適合性審査チェックリストに従って審査を行う。

（２）適合１号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るもの

ア　支援を適正に実施するための実績に関する基準

（ア）特定技能所属機関の実績

特定技能基準省令第２条第２項

法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合１号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは，次のとおりとする。

１号　次のいずれかに該当すること。

イ　過去２年間に法別表第１の１の表，２の表及び５の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。ロにおいて同じ。）をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績があり，かつ，役員又は職員の中から，適合１号特定技能外国人支援計画の実施に関する責任者（以下「支援責任者」という。）及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに１名以上の適合１号特定技能外国人支援計画に基づく支援を担当する者（以下「支援担当者」という。）を選任していること（ただし，支援責任者は支援担当者を兼ねることができる。以下同じ。）。

ａ　要件の内容

特定技能所属機関について，申請日から過去２年間にわたって，法別表第１の１

の表，２の表及び５の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。）をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績があり，かつ，１号特定技能外国人支援計画の実施に関する支援責任者及び事務所ごとに１名以上の支援担当者を選任していることを求めるもの。

b　用語の定義

（a）「過去２年間」とは，申請日の２年前に当たる日から申請日までの２年間をいう。

なお，実績は，過去２年間の全期間に渡ることを要するものではなく，過去２年間に一度でも実績があれば足りるものとする。

（b）「法別表第一の一の表，二の表及び五の表の上欄の在留資格」とは，収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限定していることから，「特定活動」の在留資格を有する者については，ＥＰＡ看護師，同看護師候補者，同介護福祉士，同介護福祉士候補者，ワーキングホリデーとしての活動を指定されている者などが対象となり得る。

（c）「適正に行った実績」とは，少なくとも１名以上，法別表第１の１の表，２の表及び５の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。）をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を行っており，その間，入管法，技能実習法及び労働関係法令等の規定を遵守していることをいう。

そのため，特定技能所属機関が技能実習制度における実習実施者（実習実施機関）である（あった）場合に，技能実習法施行前の旧技能実習制度における「改善指導」（技能実習１号イの基準第１８号の表イからヨまで及び技能実習１号ロの基準第１６号の表イからソまでのいずれかに該当するもの。）や技能実習法施行後の技能実習制度における「改善命令」を受けている場合には，「適正に行った」者とは認められない。

（d）「支援責任者」とは，特定技能所属機関の役員又は職員（常勤であることを問わない。）であり，次の事項を統括管理し，支援担当者を監督する立場にある者をいう。

なお，支援責任者は，後記（e）に記載する「支援担当者」と兼任することとして差し支えない。

①　１号特定技能外国人支援計画の作成に関すること

② 支援担当者その他支援業務に従事する職員の管理に関すること

③ 支援の進捗状況の確認に関すること

④ 支援状況の届出に関すること

⑤ 支援状況に関する帳簿の作成及び保管に関すること

⑥ 制度所管省庁，分野所管省庁その他関係機関との連絡調整に関すること

⑦ その他支援に必要な一切の事項に関すること

（ｅ）「支援担当者」とは，特定技能所属機関の役員又は職員であり，１号特定技能外国人支援計画に沿った支援を担当する者をいい，業務の性質上，常勤であることが望まれるものの，事業所に専任して所属していることまでは求めない。

なお，支援担当者は，業務の性質上，常勤であることが望ましいが，必須ではない。

ｃ　審査のポイント

（ａ）申請書（所属機関等作成用Ⅴ）の記載から，過去２年間に法別表第１の１の表，２の表及び５の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。）をもって在留する中長期在留者の受入れ実績を有していること，及び役員又は職員の中から支援責任者及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに１名以上の支援担当者を選任していることを確認する。

（ｂ）特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１号）の「中長期在留者の受入れ実績等」欄の記載及び電算記録（雇用状況届出情報を含む。）から，過去２年間に中長期在留者の受入れを適正に行った実績を有することを確認する。

（ｃ）[redacted]

[redacted]申請人が技能実習法施行前の旧技能実習制度における「改善指導」や技能実習法施行後の技能実習制度における「改善命令」を受けていないことを確認する。

（ｄ）特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１号）及び１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）の記載から，役員又は職員の中から支援責任者が選任されていることを確認する。

（ｅ）特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１号）及び１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）の記載から，役員又は職員の中から１名以上の支援担当者が選任されていることを確認する。

ｄ　立証資料

・　特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１号）

・　１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）

（イ）特定技能所属機関になろうとする者の役職員の実績

特定技能基準省令第２条第２項

法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合１号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは，次のとおりとする。

１号　次のいずれかに該当すること。

ロ　役員又は職員であって過去２年間に法別表第１の１の表，２の表及び５の表の上欄の在留資格をもって在留する中長期在留者の生活相談等に従事した経験を有するものの中から，支援責任者及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに１名以上の支援担当者を選任していること。

ａ　要件の内容

特定技能所属機関が中長期在留者の受入れ又は管理を行った実績がない場合は，中長期在留者の生活相談等に従事した経験がある者を支援責任者及び支援担当者として選任していることを求めるもの。

ｂ　用語の定義

（ａ）「生活相談等」とは，特定の相談内容を指すものではなく，広く中長期在留者の生活に関する相談一般をいう。なお，生活相談の内容については特段限定しないが，業務として一定の反復継続性をもって行ったことが求められ，いわゆるボランティアとして行った生活相談については，実績に含まない。

生活相談業務に従事する者の例としては，次の者が挙げられる。なお，これ以外の者であっても，業務として生活相談に従事する者であれば，対象となり得る。

・　技能実習制度における監理団体や実習実施者に所属して生活指導員を務めた者

・　技能実習生の送出機関の日本駐在員として技能実習生の生活相談員を務めた者

・　中長期在留者が在籍している受入れ機関との間の生活支援を行う旨の業務委託に基づいて行った生活相談業務に従事した経験がある者

・　法律事務所，地方公共団体，都道府県労働局等で相談員を務めた者

・　中長期在留者が在籍する企業に勤務し，当該企業において当該中長期在留者の生活相談担当者を務めた者

・　職業紹介事業者に勤務し，当該事業者の紹介先に所属する中長期在留者の生活相談担当者を務めた者（なお，職業紹介事業者が，外国人労働者に求人情報を紹

介する行為のみをもって，「各種の相談業務に従事した経験」には該当しないことに留意する。）

（ｂ）「経験を有する」とは，生活相談業務等を少なくとも１件以上行ったことをいい，件数の多寡を問わない。なお，生活相談は業務として行ったことが求められることから，いわゆるボランティアとして行ったものは含まれない。

（ｃ）「支援責任者」及び「支援担当者」については，前記（ア）ｂのとおり。

ｃ　審査のポイント

（ａ）申請書（所属機関等作成用Ⅴ）の記載から，役員又は職員であって過去２年間に法別表第１の１の表，２の表及び５の表の上欄の在留資格による中長期在留者の生活相談等に従事した経験を有するものの中から，支援責任者及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに１名以上の支援担当者を選任していることを確認する。

（ｂ）支援責任者の履歴書（参考様式第１－２０号）及び支援担当者の履歴書（参考様式第１－２２号）の「過去２年間に中長期在留者の生活相談等に従事した経験」欄の記載並びに電算記録（雇用状況届出情報を含む。）から，支援責任者及び支援担当者の主張どおりに中長期在留者が在籍（在留）していることを確認する。

（ｃ）支援責任者のみに中長期在留者の生活相談等に従事した経験がある場合は，本基準に適合しないこととなる。ただし，当該経験を有する支援責任者が支援担当者を兼ねる場合は，基準に適合するものとして取り扱う。

（ｄ）前記（ｂ）に関し，生活相談業務経験の記載（相談対象の外国人の国籍，在留資格，人数，当該外国人が所属する機関の名称や所在地，相談期間等）が具体性を欠いている場合や，当局保有情報によっても相談対象の外国人を確認できない場合には立証が不十分であることから，具体的に説明した文書及び立証資料（在籍していた機関業務を明らかにするパンフレット，業務委託契約書の写し等）の提出を求める。

また，支援責任者又は支援担当者が過去に生活相談業務を行っていた機関の在籍事実に疑義がある場合には，社会保険の加入事実や雇用保険の被保険者であったことを証明する資料の提出を求めるなどして確認する。

ｄ　立証資料

- 支援責任者の履歴書（参考様式第１－２０号）
- 支援担当者の履歴書（参考様式第１－２２号）

（ウ）その他の実績

特定技能基準省令第２条第２項

法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合１号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは，次のとおりとする。

１号　次のいずれかに該当すること。

ハ　イ又はロの基準に適合する者のほか，これらの者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者として認めたもので，役員又は職員の中から，支援責任者及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに１名以上の支援担当者を選任していること。

a　要件の内容

同号イ又はロの実績を有さない者については，同号イ又はロの実績を有する者と同程度の能力・体制を備えている者として認められた者であることを求めるもの。

b　用語の定義

（ａ）「同程度に支援業務を適正に実施することができる者」とは，第１号イ又はロに該当しない場合であっても，中長期在留者の適正な受入れ実績等がある機関と同程度に支援業務を適正に実施することができる者であり，かつ，これまで日本人労働者等を適正かつ適切に雇用してきた実績のある機関であって責任をもって適切に行うことが見込まれるものをいう。これまでの活動実績や組織体制からも相談対応や情報提供を適切に行うことができると認められるなど，第１号イ又はロに該当する者と同程度に相談対応などの支援を責任をもって適正に行うことが合理的に期待できる者をいう。

（ｂ）「適正に」とは，[redacted]，「適正に」支援を実施できる者とは認められない。

（ｃ）本要件に適合するものとして認められた事例（登録支援機関の登録における同種の要件に係る事例を含む。）としては，次のようなものがある。なお，本要件の適合性の判断に当たっては，根拠とする実績（経験年数等）についても第３号イからハまでと同程度であり，それが資料によって客観的に立証されていることが求められることに留意する。

[redacted]

[redacted]

ｃ　審査のポイント

以下の事項を確認し，本基準に適合すると認められることについて，地方局限りで判断して差し支えないが，判断に迷う場合は，本庁に上申する。

（ａ）申請書（所属機関等作成用Ｖ）の記載から，特定技能基準省令第２条第２項第１号イ又はロの基準に適合する者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者として認められた者であることを確認する。

（ｂ）特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１号）の「支援を適正に行う能力・体制を備えていることの申告」の記載内容等から，支援を適正に行う能力・体制を備えている旨の申告がされていることを確認する。

（ｃ）特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１号）の４（３）の「過去５年間に労働基準監督署から是正勧告を受けたことの有無」欄から，是正指導がないことを確認する。

（ｄ）本要件に適合しているといえるためには，本邦に在留する外国人（在留資格は問わない。）の雇用管理や生活相談を行った実績のほか，支援を適切に行う能力や

体制があるといえるような事業実績，並びに支援業務に従事する役職員の経験及び保有する資格などの諸事情を踏まえ，第１号イ又はロに該当する者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者であると認定できるものでなければならない。なお，立証が十分ではない場合には，資料の追加提出を求めることとする。

（ｅ）本要件の適合性の判断に併せて，前記（ア）又は（イ）の該当性がないことについても申請人に立証を確認するとともに，審査中であっても前記（ア）又は（イ）のいずれかに該当する旨の立証を行う意思があれば立証の機会を与えるなど適切に対応する。

ｅ　立証資料

- 特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１号）
- 第１号ハに該当（同号イ又はロに掲げる者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者）することの説明書
- 上記説明書の記載内容に係る立証資料

イ　１号特定技能外国人が十分に理解できる言語により情報提供を行う体制を有していること

特定技能基準省令第２条第２項 法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合１号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは，次のとおりとする。 ２号　特定技能雇用契約の当事者である外国人に係る１号特定技能外国人支援計画に基づく職業生活上，日常生活上又は社会生活上の支援を当該外国人が十分に理解することができる言語によって行うことができる体制を有していること。

（ア）要件の内容

特定技能所属機関は，１号特定技能外国人に対する支援として，事前ガイダンス，在留中の生活オリエンテーション，相談対応等の各種相談業務を１号特定技能外国人が十分に理解できる言語により行わなければならないことから，当該言語による情報提供体制を有していることを求めるもの。

（イ）用語の定義

ａ　「特定技能外国人が十分に理解できる言語」とは，母国語に限らず，１号特定技能外国人が内容を余すことなく理解できる言語をいう。

b　「体制を整備している」とは，当該言語により対応可能な者が職員として在籍していることや，必要な際に通訳人を確実に確保できることなどをいうが，通訳人として特定技能所属機関の職員として雇い入れることまでは必要なく，必要なときに委託するなどして通訳人を確保できるものであれば足りる。

（ウ）審査のポイント

a　申請書（所属機関等作成用Ⅴ）の記載から，１号特定技能外国人支援を申請人が十分に理解できる言語によって行うことができる体制を整備していることを確認する。

b　対応可能時間が限定されており，通常時又は緊急時の言語対応に疑義が認められる場合や，在籍する１号特定技能外国人の人数に比して言語対応可能な職員等が明らかに少ない場合は，理由書（任意様式）の提出を求めた上で，慎重に判断する。

（エ）立証資料

・　１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）

ウ　支援状況に関する帳簿類の作成・保存

特定技能基準省令第２条第２項 法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合１号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは，次のとおりとする。 ３号　１号特定技能外国人支援の状況に係る文書を作成し，当該１号特定技能外国人支援を行う事業所に特定技能雇用契約の終了の日から１年以上備えて置くこととしていること。

（ア）要件の内容

特定技能所属機関に対し，適合１号特定技能外国人支援計画の適正な実施及び支援の実施状況に係る届出の正確性を確保するため，帳簿書類を作成及び備え付けを求めるもの。

（イ）用語の定義

「１号特定技能外国人支援の状況に係る文書」とは，次のものをいい，少なくとも以下の項目を含むものとする。

a　支援実施体制に関する管理簿

・　支援を行う事業所の名称，所在地及び連絡先

・　職員数（常勤・非常勤職員数の内訳）

・　支援実績（各月における支援人数，行方不明者数）
・　支援責任者の身分事項，住所，役職及び経歴（履歴書及び就任承諾書）
・　支援担当者の身分事項，住所，役職及び経歴（履歴書及び就任承諾書）
・　対応可能な言語及び同言語による相談担当者に関する事項（委託契約書，通訳人名簿）

b　支援の委託契約に関する管理簿

・　支援業務に関する事項（委託契約書）
・　支援経費の収支に関する事項（支援委託費含む。）

c　支援対象者に関する管理簿

・　１号特定技能外国人の氏名，生年月日，国籍・地域，性別及び在留カード番号
・　１号特定技能外国人支援計画の内容（１号特定技能外国人支援計画書）
・　支援の開始日
・　支援の終了日（支援を終了した理由を含む。）

d　支援の実施に関する管理簿

①　事前ガイダンスに関する事項

・　１号特定技能外国人の氏名，生年月日，国籍・地域，性別及び在留カード番号
・　実施日時及び実施場所
・　実施内容（情報提供内容）
・　実施方法
・　実施担当者（通訳人を含む。）の氏名及び所属

※　事前ガイダンスの確認書（参考様式第１－７号）を保存する。

②　出入国する際の送迎に関する事項

・　１号特定技能外国人の氏名，生年月日，国籍・地域，性別及び在留カード番号
・　出迎え日（上陸日）及び見送り日（出国日）
・　実施担当者の氏名及び所属

③　適切な住居の確保に係る支援・生活に必要な契約に係る支援に関する事項

・　１号特定技能外国人の氏名，生年月日，国籍・地域，性別及び在留カード番号

・　確保した住宅に関する事項（住所，住宅の形態（賃貸，社宅等）及び家賃等）

・　その他日常生活に必要な契約に係る支援の概要

④　生活オリエンテーションに関する事項（関係機関への同行に関する事項を含む。）

・　１号特定技能外国人の氏名，生年月日，国籍・地域，性別及び在留カード番号

・　実施日時及び実施場所

・　実施内容（情報提供内容）

・　実施方法

・　実施担当者（通訳人及び法的保護に関する情報提供の実施者を含む。）の氏名及び所属

⑤　日本語学習の機会の提供に関する事項

・　１号特定技能外国人の氏名，生年月日，国籍・地域，性別及び在留カード番号

・　実施内容（情報提供内容）

・　実施方法

・　実施担当者（委託先の講師を含む。）の氏名及び所属

⑥　相談又は苦情への対応に関する事項

・　１号特定技能外国人の氏名，生年月日，国籍・地域，性別及び在留カード番号

・　相談日時

・　相談内容及び対応内容（面談記録，対応記録）

・　関係行政機関への通報・相談日時及び通報・相談先の名称

・　実施担当者（通訳人を含む。）の氏名及び所属

⑦　日本人との交流促進に関する事項

・　１号特定技能外国人の氏名，生年月日，国籍・地域，性別及び在留カード番号

・　実施日時及び実施場所

・　実施方法（促進した事項）

・　実施担当者の氏名及び所属

⑧　外国人の責めに帰すべき事由によらないで特定技能雇用契約を解除される場合の転職支援に関する事項

- １号特定技能外国人の氏名，生年月日，国籍・地域，性別及び在留カード番号
- 転職相談日時及び実施場所
- 相談内容及び対応内容（面談記録，対応記録）
- 公共職業安定所への相談日時及び相談を行った公共職業安定所の名称
- 転職先候補企業の名称，所在地及び連絡先
- 実施担当者（通訳人を含む。）の氏名及び所属

⑨　定期的な面談の実施に関する事項

- １号特定技能外国人の氏名，生年月日，国籍・地域，性別及び在留カード番号
- １号特定技能外国人を監督する立場にある者の氏名及び役職
- 面談日時
- 面談内容及び対応内容（面談記録，対応記録）
- 実施担当者（通訳人を含む。）の氏名及び所属

（ウ）審査のポイント

申請書（所属機関等作成用Ⅴ）の記載から，支援の実施状況に係る文書を備え付けておくこととしていることを確認する。

（エ）その他留意事項

文書の作成及び備付けを行っていないことが疑われる場合は，必要に応じて調査・指導等を行い，改善期日までに帳簿の作成及び備付けを行わない場合は，基準不適合として取り扱う。

エ　支援責任者及び支援担当者が欠格事由に該当しないこと等

特定技能基準省令第２条第２項 法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合１号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは，次のとおりとする。 ４号　支援責任者及び支援担当者が，外国人を監督する立場にない者その他の１号特定技能外国人支援計画の中立な実施を行うことができる立場の者であり，かつ，第１項第４号イからルまでのいずれにも該当しない者であること。

ａ　要件の内容

１号特定技能外国人に対する適正な支援の実施を確保する観点から，支援責任者及び支援担当者が支援を中立的に行うことができる立場の者であること及び一定の欠格事由に該当しないことを求めるもの。

b　用語の定義

（ａ）「支援責任者」及び「支援担当者」については，前記ア（ア）ｂのとおり。

（ｂ）「外国人を監督する立場にない者その他の１号特定技能外国人支援計画の中立な実施を行うことができる立場の者」とは，特定技能外国人とは異なる部署の職員であるなど，１号特定技能外国人に対する指揮命令権を有さない者をいい，異なる部署であっても，当該外国人に実質的に指揮命令を行い得る立場にある者は，これに該当しない。したがって，１号特定技能外国人と形式上異なる部署の職員であっても，代表取締役，当該外国人が所属する部署を監督する長（例えば，当該外国人の所属する部署が製造課である場合の製造部長）など組織図を作成した場合に縦のラインにある者は適格性がないこととなる。また，特定技能所属機関が個人事業主であって小規模の家族経営である場合，事業主の家族（配偶者及び２親等以内の親族）についても適格性がないこととなる。

（ｃ）「第１項第４号イからルまでのいずれにも該当しない者」とは，特定技能基準省令第２条第１項第４号に規定する欠格事由のうちイからルまでに掲げる事由に該当しない者をいう。欠格事由の詳細については，前記（１）エ（エ）「欠格事由」を参照。

c　審査のポイント

（ａ）申請書（所属機関等作成用Ｖ）の記載から，支援責任者及び支援担当者が，外国人を監督する立場にない者その他の１号特定技能外国人支援計画の中立な実施を行うことができる立場の者であり，かつ，特定技能基準省令第２条第１項第４号イからルまでのいずれにも該当しない者であることを確認する。

（ｂ）特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１号）の記載から，支援責任者と支援担当者が申請人とは異なる部署の職員であるなど申請人に対する指揮命令を有しない立場にあること，１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）のⅡ欄の４の記載から，支援の中立性を確保していることを確認する。

なお，支援責任者又は支援担当者が申請人を監督する立場にあるなど支援の中立的な実施を行うことができる立場にないと疑われる場合には，必要に応じて申請人と支援責任者及び支援担当者との関係性を明らかにする資料（組織図等）の

提出を求めるなどして慎重に審査する。

ｄ　その他の留意事項

支援責任者又は支援担当者が中立的な立場でなくなった場合，又は欠格事由に該当することとなった場合は，特定技能所属機関に対し，当該支援責任者又は支援担当者を交代し，基準を満たす者を選任するよう指導を行う。

当該指導を受けたにもかかわらず，改善期日までに当該支援責任者又は支援担当者を交代させない場合は，基準不適合として取り扱う。

ｅ　立証資料

・　特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１号）

オ　１号特定技能外国人支援計画を怠ったことがないこと

特定技能基準省令第２条第２項 法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合１号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは，次のとおりとする。 ５号　特定技能雇用契約の締結の日前５年以内又はその締結の日以後に，法第１９条の２２第１項の規定に反して適合１号特定技能外国人支援計画に基づいた１号特定技能外国人支援を怠ったことがないこと。

（ア）要件の内容

１号特定技能外国人への確実な支援の実施を担保するため，特定技能所属機関が特定技能雇用契約の締結の日前５年以内又はその締結の日以後に雇用する当該外国人への支援を怠ったことがないことを求めるもの。

（イ）用語の定義

ａ　「特定技能雇用契約の締結の日前５年以内又はその締結の日以後」とは，特定技能雇用契約の締結の日の５年前のみならず，特定技能雇用契約の締結後も含む趣旨である。

ｂ　「支援を怠った」とは，１号特定技能外国人支援計画に基づいた支援を行わなかったことをいう。

ｃ　「１号特定技能外国人支援計画」の詳細については，後記４「１号特定技能外国人支援計画に関する基準」を参照。

（ウ）審査のポイント

ａ　申請書（所属機関等作成用Ｖ）の記載から，特定技能雇用契約の締結の日前５年以内に支援を怠ったことがないこと及び１号特定技能外国人支援計画に基づい

た支援を行うこととしていることを確認する。

b [redacted]

特定技能所属機関による支援の懈怠に関する指導等が行われていないこと又は指導等を受けている場合に改善がされていることを確認する。

（エ）その他留意事項

１号特定技能外国人から適切な支援を受けることができなかった旨の申告があった場合や届出の内容等から，特定技能所属機関による支援の実施状況に疑義がある場合は，本章第８応用・資料編「４　特定技能所属機関又は登録支援機関が不適格行為に及んだ場合の措置」に基づき，調査・指導等を行う。

カ　特定技能外国人及び監督をする立場にある者との定期的な面談の実施

特定技能基準省令第２条第２項 法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合１号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは，次のとおりとする。 ６号　支援責任者又は支援担当者が特定技能雇用契約の当事者である外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施することができる体制を有していること。

（ア）要件の内容

特定技能所属機関（登録支援機関に支援の全部を委託する場合は登録支援機関）が支援の一環として１号特定技能外国人及びその監督者と定期的に面談することができる体制を有していることを求め，もって安定的な就労活動を確保するもの。

（イ）用語の定義

a　「監督をする立場にある者」とは，特定技能外国人に対し直接指導を行う者のみならず，間接的にも当該外国人に対し影響を及ぼし得る者を含む。

b　「定期的な面談」とは，３か月に１回以上の頻度で面談を行うことをいう。

c　「面談」とは，直接に対面して話をすることをいう。なお，面談を効果的に行うための準備として，質問予定の項目について，あらかじめアンケート等を実施することは差し支えない。

（ウ）審査のポイント

a　申請書（所属機関等作成用Ⅴ）の記載から，特定技能外国人及びその監督者と定期的な面談を実施することとしていることを確認する。

b　１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）の記載から，定期的

な面談を３か月に１回以上行うこととしていることを確認する。

（エ）その他留意事項

a　特定技能所属機関は，面談を通じて，実際の就業時間に見合った残業代を支払わないなどの労働関係法令違反又は資格外活動等の入管法違反や旅券及び在留カードの取上げ等その他の問題の発生を知ったときは，出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為（不正行為）に係る届出書（参考様式第３－５号）を提出する必要があるとともに，労働基準監督機関その他の関係行政機関に通報することが求められる。

b　また，特定技能外国人からの申告又は労働基準監督署等関係機関からの不正行為の通報を受けた場合は，必要に応じて特定技能所属機関から事情を聴取し，面談記録の提示を求めるなどの調査及び指導を行う。その結果，定期的な面談が実施されておらず，かつ，体制の改善が認められない場合は，基準不適合として取り扱う。また，特定技能所属機関が不正行為を認知していた又は認知し得たにもかかわらず適切な措置を講じていない場合にも，基準不適合として取り扱う。

キ　分野の特性に応じた基準に適合すること

特定技能基準省令第２条第２項 法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合１号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは，次のとおりとする。 ７号　前各号に掲げるもののほか，法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては，当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が，法務大臣と協議の上，当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

（ア）要件の内容

特定産業分野ごとの特有の事情に鑑みて上乗せ基準を設けることができるもの。なお，詳細については，特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照すること。

（イ）用語の定義

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照すること。

（ウ）審査のポイント

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照しながら，特定分野の要件適合性審査チェックリストに従って審査を行う。

４　１号特定技能外国人支援計画に関する基準

法第２条の５第６項

別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号に掲げる活動を行おうとする外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする本邦の公私の機関は，法務省令で定めるところにより，当該機関が当該外国人に対して行う，同号に掲げる活動を行おうとする外国人が当該活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上，日常生活上又は社会生活上の支援（次項及び第４章第１節第２款において「１号特定技能外国人支援」という。）の実施に関する計画（第８項，第７条第１項第２号及び同款において「１号特定技能外国人支援計画」という。）を作成しなければならない。

法第２条の５第８項

１号特定技能外国人支援計画は，法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。

特定技能基準省令第３条第１項

法第２条の５第６項の１号特定技能外国人支援計画には，次に掲げる事項を記載しなければならない。

１号　次に掲げる事項を含む職業生活上，日常生活上又は社会生活上の支援の内容

イ　法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号に掲げる活動を行おうとする外国人に係る在留資格認定証明書の交付の申請前（当該外国人が他の在留資格をもって本邦に在留している場合にあっては，在留資格の変更の申請前）に，当該外国人に対し，特定技能雇用契約の内容，当該外国人が本邦において行うことができる活動の内容，上陸及び在留のための条件その他の当該外国人が本邦に上陸し在留するに当たって留意すべき事項に関する情報の提供を実施すること。

ロ　当該外国人が出入国しようとする港又は飛行場において当該外国人の送迎をすること。

ハ　当該外国人が締結する賃貸借契約に基づく当該外国人の債務についての保証人となることその他の当該外国人のための適切な住居の確保に係る支援をすることのほか，銀行その他の金融機関における預金口座又は貯金口座の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすること。

ニ　当該外国人が本邦に入国した後（当該外国人が他の在留資格をもって本邦に在留している者である場合にあっては，在留資格の変更を受けた後），次に掲げる事項に関する情報の提供を実施すること。

（１）本邦での生活一般に関する事項

（２）法第１９条の１６その他の法令の規定により当該外国人が履行しなければならない又は履行すべき国又は地方公共団体の機関に対する届出その他の手続

（３）特定技能所属機関又は当該特定技能所属機関から契約により１号特定技能外国人支援の実施の委託を受けた者において相談又は苦情の申出に対応することとされている者の連絡先及びこれらの相談又は苦情の申出をすべき国又は地方公共団体の機関の連絡先

（４）当該外国人が十分に理解することができる言語により医療を受けることができる医療機関に関する事項

（５）防災及び防犯に関する事項並びに急病その他の緊急時における対応に必要な事項

（６）出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他当該外国人の法的保護に必要な事項

ホ　当該外国人がニ（２）に掲げる届出その他の手続を履行するに当たり，必要に応じ，関係機関への同行その他の必要な支援をすること。

ヘ　本邦での生活に必要な日本語を学習する機会を提供すること。

ト　当該外国人から職業生活，日常生活又は社会生活に関し，相談又は苦情の申出を受けたときは，遅滞なく，当該相談又は苦情に適切に応じるとともに，当該外国人への助言，指導その他の必要な措置を講ずること。

チ　当該外国人と日本人との交流の促進に係る支援をすること。

リ　当該外国人が，その責めに帰すべき事由によらないで特定技能雇用契約を解除される場合においては，公共職業安定所その他の職業安定機関又は職業紹介事業者等の紹介その他の他の本邦の公私の機関との特定技能雇用契約に基づいて法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号に掲げる活動を行うことができるようにするための支援をすること。

ヌ　支援責任者又は支援担当者が当該外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施し，労働基準法その他の労働に関する法令の規定に違反していることその他の問題の発生を知ったときは，その旨を労働基準監督署その他の関係行政機関に通報すること。

２号　適合１号特定技能外国人支援計画の全部の実施を契約により登録支援機関に委託する場合にあっては，当該登録支援機関に係る登録支援機関登録簿に登録され

た事項及び当該契約の内容

３号　１号特定技能外国人支援の実施を契約により他の者に委託する場合にあっては，当該他の者の氏名又は名称及び住所並びに当該契約の内容

４号　支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職名

５号　前各号に掲げるもののほか，法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては，当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が，法務大臣と協議の上，当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める事項

特定技能基準省令第３条第２項

１号特定技能外国人支援計画は，特定技能所属機関が，日本語及び当該１号特定技能外国人支援計画に係る外国人が十分に理解することができる言語により作成し，当該外国人にその写しを交付しなければならない。

特定技能基準省令第４条

法第２条の５第８項の法務省令で定める基準は，次のとおりとする。

１号　法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号に掲げる活動を行おうとする外国人に対する職業生活上，日常生活上又は社会生活上の支援の内容が，当該外国人の適正な在留に資するものであって，かつ，特定技能所属機関（契約により他の者に１号特定技能外国人支援の全部の実施を委託した特定技能所属機関を除く。）及び特定技能所属機関から契約により１号特定技能外国人支援の全部又は一部の実施の委託を受けた者において適切に実施することができるものであること。

２号　前条第１項第１号イに掲げる支援が，対面により又はテレビ電話装置その他の方法により実施されることとされていること。

３号　前条第１項第１号イ，ニ，ト及びヌ（外国人との定期的な面談の実施の場合に限る。）に掲げる支援が，外国人が十分に理解することができる言語により実施されることとされていること。

４号　１号特定技能外国人支援の一部の実施を契約により他の者に委託する場合にあっては，その委託の範囲が明示されていること。

５号　前各号に掲げるもののほか，法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては，当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が，法務大臣と協議の上，当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

特定技能所属機関は，特定技能基準省令第３条及び第４条に定める内容及び方法が記載さ

れた１号特定技能外国人支援計画を，日本語及び当該１号特定技能外国人支援計画に係る外国人が十分に理解することができる言語により作成し，１号特定技能外国人にその写しを交付しなければならない。

（１）職業生活上，日常生活上又は社会生活上の支援の内容及び方法に係る記載

ア　事前ガイダンスの提供

特定技能基準省令第３条第１項

法第２条の５第６項の１号特定技能外国人支援計画には，次に掲げる事項を記載しなければならない。

１号　次に掲げる事項を含む職業生活上，日常生活上又は社会生活上の支援の内容

イ　法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号に掲げる活動を行おうとする外国人に係る在留資格認定証明書の交付の申請前（当該外国人が他の在留資格をもって本邦に在留している場合にあっては，在留資格の変更の申請前）に，当該外国人に対し，特定技能雇用契約の内容，当該外国人が本邦において行うことができる活動の内容，上陸及び在留のための条件その他の当該外国人が本邦に上陸し在留するに当たって留意すべき事項に関する情報の提供を実施すること。

特定技能基準省令第４条

法第２条の５第８項の法務省令で定める基準は，次のとおりとする。

２号　前条第１項第１号イに掲げる支援が，対面により又はテレビ電話装置その他の方法により実施されることとされていること。

（ア）要件の内容

１号特定技能外国人に係る在留資格認定証明書交付申請の前（当該外国人が他の在留資格をもって本邦に在留している場合にあっては，在留資格変更許可申請の前）に，当該外国人が十分に理解できる言語をもって，特定技能雇用契約の内容，当該外国人が本邦において行うことができる活動の内容，上陸及び在留のための条件その他の当該外国人が本邦に上陸し在留するに当たって留意すべき事項に関する情報を提供することを求めるもの。

（イ）支援の内容

事前ガイダンスは，次のａからｃまでに従って情報提供しなければならない。なお，事前ガイダンスは，１号特定技能外国人が十分に理解できるまで行う必要があ

る。

ａ　情報提供内容

次の（ａ）から（ｊ）までの全ての事項についての情報提供を，必ず行わなければならない支援（以下「義務的支援」という。）として行わなければならない。

（ａ）１号特定技能外国人に従事させる業務の内容，報酬の額その他の労働条件に関する事項

（ｂ）本邦において行うことができる活動の内容（法別表第１の２の表の「特定技能」の項の下欄第１号に掲げる活動であること，技能水準が認められた業務区分に従事すること）

（ｃ）入国に当たっての手続に関する事項（新たな入国の場合は，交付された在留資格認定証明書の送付を特定技能所属機関から受け，受領後に管轄の日本大使館・領事館で査証申請を行い，在留資格認定証明書交付日から３か月以内に日本に入国すること，既に在留している場合は，在留資格変更許可申請を行い，在留カードを受領する必要があること）

（ｄ）１号特定技能外国人又はその配偶者，直系若しくは同居の親族その他当該外国人と社会生活において密接な関係を有する者が，特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して，保証金の徴収その他名目のいかんを問わず，金銭その他の財産を管理されず，かつ，特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約の締結をしておらず，かつ，締結させないことが見込まれること

（ｅ）１号特定技能外国人に係る特定技能雇用契約の申込みの取次ぎ又は外国における特定技能１号の活動の準備に関して外国の機関に費用を支払っている場合は，その額及び内訳を十分理解して，当該機関との間で合意している必要があること

（ｆ）１号特定技能外国人支援に要する費用について，直接又は間接に当該外国人に負担させないこととしていること

（ｇ）特定技能所属機関等が１号特定技能外国人が入国しようとする港又は飛行場において当該外国人を出迎え，特定技能所属機関の事業所（又は当該外国人の住居）までの送迎を行うこと

（ｈ）１号特定技能外国人のための適切な住居の確保に係る支援の内容（社宅等を貸与予定の場合は広さのほか，家賃等外国人が負担すべき金額を含む。）

（ｉ）１号特定技能外国人からの職業生活，日常生活又は社会生活に関する相談又は苦情の申出を受ける体制（対応可能時間及び対応方法等）

（ｊ）特定技能所属機関等の支援担当者氏名，連絡先（メールアドレス等）

ｂ　情報提供方法

１号特定技能外国人と対面又はテレビ電話装置若しくはその他の方法（インターネットによるビデオ電話など）により，本人であることの確認を行った上で，実施しなければならず，文書の郵送や電子メールの送信のみによることは認められない。

また，事前ガイダンスは，１号特定技能外国人が十分に理解できる言語により実施しなければならない。

ｃ　提供時期

在留資格認定証明書交付申請の前（１号特定技能外国人が他の在留資格をもって本邦に在留している場合にあっては，在留資格変更許可申請の前）に行わなければならない。

（ウ）審査のポイント

ａ　申請書（所属機関等作成用Ｖ）の記載から，事前ガイダンスを行うこととしていることを確認する。

ｂ　１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）のⅣ欄の「１　事前ガイダンスの提供」欄の「ア　情報提供内容等」欄の記載から，次の事項について確認する。

（ａ）「支援内容」欄及び「実施予定」欄の記載から，支援内容ａからｊまでの全ての事項について，「実施予定」欄の「有」にチェックがされていることを確認する。

また，括弧内の実施予定日が，在留資格認定証明書交付申請日又は在留資格変更許可申請日よりも前の時期（日付）であることを確認する。

なお，支援内容（入国する際の送迎に関する支援の内容）について，技能実習２号等から特定技能１号へ在留資格を変更する場合など，本支援を行うことが客観的状況に照らして明らかに不要である場合は，支援の対象とならない。

（ｂ）「実施方法」欄に，「対面」，「テレビ電話装置」又は「その他」のいずれかににチェックがされていることを確認する。なお，「その他」にチェックがされている場合は，「対面」や「テレビ電話装置」と同様に本人であることの確認がで

きる方法で行われるものであることを確認する。

c　１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）のⅣ欄の「１　事前ガイダンスの提供」欄の「イ　実施言語」欄に記載された言語に雇用条件書（参考様式第１－６号）等の翻訳言語が含まれていることを確認する。

d　１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）のⅣ欄の「１　事前ガイダンスの提供」欄の「ウ　実施予定時間」欄に記載された時間から，３時間程度（１号特定技能外国人が情報提供される事項を十分に理解するために必要と考えられる時間）を何らの理由なく大きく下回るものでないことを確認する。

なお，実施時間が１時間に満たないような場合は，事前ガイダンスを適切に行ったとは認められない。

e　雇用の経緯に係る説明書（参考様式第１－１６号）の記載から，１号特定技能外国人支援計画に定めるとおりに事前ガイダンスが実施されていることを確認する。

（エ）立証資料

・　雇用の経緯に係る説明書（参考様式第１－１６号）

・　１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）

イ　出入国する際の送迎

特定技能基準省令第３条第１項 法第２条の５第６項の１号特定技能外国人支援計画には，次に掲げる事項を記載しなければならない。 １号　次に掲げる事項を含む職業生活上，日常生活上又は社会生活上の支援の内容 ロ　当該外国人が出入国しようとする港又は飛行場において当該外国人の送迎をすること。

（ア）要件の内容

１号特定技能外国人の出入国しようとする空港等において，当該外国人を送迎することを求めるもの。

（イ）支援の内容

a　出入国する際の送迎は，次の（ａ）及び（ｂ）を義務的支援として行わなければならない。なお，次の（ａ）における支援については，技能実習２号等その他の在留資格を有する外国人が特定技能１号へ在留資格を変更しようとする場合な

ど，本支援を行うことが客観的状況に照らして明らかに不要である場合は，本支援の対象とならない。

（ａ）入国時

１号特定技能外国人が上陸の手続を受ける空港等と特定技能所属機関の事業所（又は当該外国人の住居）の間の送迎を行わなければならない。

（ｂ）出国時

１号特定技能外国人が出国の手続を受ける空港等までの送迎を行わなければならない。また，単に空港等へ当該外国人を送り届けるだけではなく，保安検査場の前まで同行し，入場することを確認する必要がある。

ｂ　送迎が安全かつ確実に実施できる方法であれば，車両（社用車や自家用車）を利用して支援を実施するほか，鉄道やバス・タクシーなどの公共交通機関を利用して実施することも可能である。

ただし，特定技能所属機関から委託を受けた登録支援機関が，車両（社用車や自家用車）を利用して送迎を行う場合，当該登録支援機関が道路運送法上の必要な許可を受けていなければ，道路運送法違反となる可能性が高いため，公共交通機関を利用する必要があることに留意する。

※　在留諸申請に係る審査において，登録支援機関が道路運送法上の許可を受けていることの確認は要しない。

※　道路運送法上の許可に関して申請人等から問合せがあれば，最寄りの地方運輸局支局を案内すること。

ｃ　本支援には，一時帰国の際の出入国は対象とならない。

（ウ）審査のポイント

ａ　申請書（所属機関等作成用Ⅴ）の記載から，出入国する際の送迎を行うこととしていることを確認する。

ｂ　１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）のⅣ欄の「２　出入国する際の送迎」欄の記載から，次の事項について確認する。

（ａ）入国時の送迎

ｉ　「支援内容」欄及び「実施予定」欄の記載から，支援内容ａについて「実施予定」欄の「有」にチェックがされていることを確認する。

「実施方法」欄に出迎え空港等，送迎方法が記載されていることを確認する。

ii　支援項目について「実施予定」欄の「無」にチェックがされている場合は，括弧内の記載された支援を実施しない理由が合理的なもの（支援を行うことが客観的状況に照らして明らかに不要であること）であることを確認する。

（b）出国時の送迎

「支援内容」欄及び「実施予定」欄の記載から，支援内容bについて「実施予定」欄の「有」にチェックがされていることを確認する。

（エ）立証資料

１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）

ウ　適切な住居の確保に係る支援・生活に必要な契約に係る支援

特定技能基準省令第３条第１項

法第２条の５第６項の１号特定技能外国人支援計画には，次に掲げる事項を記載しなければならない。

１号　次に掲げる事項を含む職業生活上，日常生活上又は社会生活上の支援の内容

ハ　当該外国人が締結する賃貸借契約に基づく当該外国人の債務についての保証人となることその他の当該外国人のための適切な住居の確保に係る支援をすることのほか，銀行その他の金融機関における預金口座又は貯金口座の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすること。

（ア）要件の内容

１号特定技能外国人が本邦在留中に居住する適切な住居の確保に係る支援を行うこと及び生活に必要な各種契約に係る支援を行うことを求めるもの。

（イ）支援の内容

適切な住居の確保・生活に必要な契約に係る義務的支援として，次のa及びbの支援をいずれも行わなければならない。なお，当該外国人が他の在留資格をもって本邦に在留している場合で，既に自ら住居を確保し，口座開設等を行っているなど，当該支援が客観的状況に照らして明らかに不要である場合には，実施しないこととして差し支えない。

また，居室の広さは，一般的に我が国に相当数存在する居室の面積等を考慮し，１人当たり７．５㎡以上を満たすことが求められる（ただし，技能実習２号等から特定技能１号へ在留資格を変更する場合等であって，特定技能所属機関が既に確保

している社宅等の住居に居住することを希望する場合を除く。)。

なお，ここにいう「居室」とは，居住，執務，作業，集会，娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいい（建築基準法第２条第４号），ロフト等はこれに含まれない。

（注）技能実習２号等を修了した技能実習生が一度帰国し，特定技能１号の在留資格認定証明書交付申請に及んだ場合においては，特定技能所属機関が既に確保している社宅等（技能実習生として居住していたもの）が当該外国人の生活の本拠として継続しており，当該社宅等に引き続き居住することを希望する場合に限り，寝室が４．５㎡以上を満たしていれば要件を満たすものとして取り扱う。

１号特定技能外国人が，在留資格変更許可申請（又は在留資格認定証明書交付申請）の時点で既に確保している社宅等の住居に居住することを希望する場合であっても，少なくとも技能実習生について求められている寝室について１人当たり４．５㎡以上を満たしていなければならない。

ａ　適切な住居の確保に係る支援

次の（ａ）から（ｃ）までのいずれかの支援を行わなければならない。

（ａ）１号特定技能外国人が賃借人として賃貸借契約を締結するに当たり，不動産仲介事業者や賃貸物件に係る情報を提供し，必要に応じて当該外国人に同行し，住居探しの補助を行う。また，賃貸借契約に際し連帯保証人が必要な場合であって，連帯保証人として適当な者がいないときは，少なくとも

・　特定技能所属機関等が連帯保証人となる

・　利用可能な家賃債務保証業者を確保するとともに，特定技能所属機関等が緊急連絡先となる

のいずれかの支援を行う。

（ｂ）特定技能所属機関等が自ら賃借人となって賃貸借契約を締結した上で，１号特定技能外国人の合意の下，当該外国人に対して住居として提供する。ただし，次の点を満たさなければならない。

・　支援対象者が支払う家賃が，特定技能所属機関等が賃借人となった賃貸借契約上の賃料（共益費を含む。同居人がいる場合には当該同居人の数で賃料を除した額）を超えないこと

・　家賃が近隣の同程度の民間賃貸住宅の賃料相場を超えないこと

・　居室の広さは１人当たり７．５㎡以上とすること（ただし，技能実習２号等から特定技能１号へ在留資格を変更する場合等であって，特定技能所属機関が申請時点で既に確保している社宅等の住居に居住することを希望する場合には，少なくとも寝室について１人当たり４．５㎡以上を満たす必要がある。）

（ｃ）特定技能所属機関が所有する社宅等を，１号特定技能外国人の合意の下，当該外国人に対して住居として提供し，

・　他の入居者の家賃の額と同等であること

・　居室の広さは１人当たり７．５㎡以上とすること（ただし，技能実習２号等から特定技能１号へ在留資格を変更する場合等であって，特定技能所属機関が申請時点で既に確保している社宅等の住居に居住することを希望する場合には，少なくとも寝室について１人当たり４．５㎡以上を満たす必要がある。）

とする。

ｂ　生活に必要な契約に係る支援

次の（ａ）から（ｃ）までの全ての事項について必要な書類の提供及び窓口の案内を行い，必要に応じて当該外国人に同行するなど，手続の補助を行わなければならない。

（ａ）銀行その他の金融機関における預金口座又は貯金口座の開設

（ｂ）携帯電話の利用に関する契約

（ｃ）その他の生活に必要な契約（電気・ガス・水道等のライフライン）

（ウ）審査のポイント

ａ　適切な住居の確保に係る支援

（ａ）申請書（所属機関等作成用Ⅴ）の記載から，適切な住居の確保の支援を行うこととしていることを確認する。

（ｂ）１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）のⅣ欄の「３　適切な住居の確保に係る支援・生活に必要な契約に係る支援」欄の「ア　適切な住居の確保に係る支援」欄の記載から，次の事項について確認する。

ｉ　「支援内容」欄及び「実施予定」欄の記載から，支援内容ａからｃまでのいずれかについて「実施予定」欄の「有」にチェックがされていることを確認する。

ii　「支援内容」欄及び「実施予定」欄の記載から，支援内容ａからｃまでの全てについて「実施予定」欄の「無」にチェックがされている場合は，括弧内の記載から，支援を実施しない理由を確認し，その理由が合理的なもの（申請人が他の在留資格をもって本邦に在留している場合で，既に自ら住居を確保し，同住居に引き続き居住するなど，住居の確保に係る支援が客観的状況に照らして明らかに不要であると認められること等）であることを確認する。

iii　「ｄ　情報提供する又は住居として提供する住居の概要」欄の記載から，次の事項について確認する。

（ｉ）支援内容ａを実施する場合

「居室の広さ」欄の記載から，「１人当たり７．５㎡以上を確保」にチェックがされていることを確認する（支援内容ａを実施する場合でも，居室の広さなど適切な住居についての情報提供をすることなどが求められる。）。

（ii）支援内容ｂ又はｃを実施する場合

「居室の広さ」欄の記載から，「１人当たり７．５㎡以上を確保」にチェックがされていること，又は，「１人当たり４．５㎡以上を確保」にチェックがされていること（その場合，「在留資格変更許可申請（又は在留資格認定証明書交付申請）の時点で確保しているもの」にチェックがされていること。）を確認する。

ｂ　生活に必要な契約に関する支援

（ａ）申請書（所属機関等作成用Ｖ）の記載から，生活に必要な契約に関する支援を行うこととしていることを確認する。

（ｂ）１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）のⅣ欄の「３　適切な住居の確保に係る支援・生活に必要な契約に係る支援」欄の「イ　生活に必要な契約に係る支援」欄の記載のうち，次の事項を確認する。

i　「支援内容」欄及び「実施予定」欄の記載から，支援内容ａからｃまでの全ての事項について「実施予定」欄の「有」にチェックがされていることを確認する。また，括弧内の実施予定日の記載から，入国後までに速やかに当該支援を実施することとしていることを確認する。

ii　「支援内容」欄及び「実施予定」欄の記載から，支援内容ａからｃまでのいずれかについて「実施予定」欄の「無」にチェックがされている場合は，括弧内の記載から，支援を実施しない理由を確認し，その理由が合理的なも

の（申請人が技能実習２号等から特定技能１号へ在留資格を変更する場合において，既に口座開設等を行っている場合など，生活に必要な契約に係る支援が客観的状況に照らして明らかに不要であると認められること等）であることを確認する。

iii　「実施方法」欄の記載から，支援内容ａからｃまでの全てについて，「必要に応じて手続に同行」にチェックがされていることを確認する。

（エ）立証資料

１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）

エ　生活オリエンテーションの実施

特定技能基準省令第３条第１項

法第２条の５第６項の１号特定技能外国人支援計画には，次に掲げる事項を記載しなければならない。

１号　次に掲げる事項を含む職業生活上，日常生活上又は社会生活上の支援の内容

ニ　当該外国人が本邦に入国した後（当該外国人が他の在留資格をもって本邦に在留している者である場合にあっては，在留資格の変更を受けた後），次に掲げる事項に関する情報の提供を実施すること。

（１）本邦での生活一般に関する事項

（２）法第１９条の１６その他の法令の規定により当該外国人が履行しなければならない又は履行すべき国又は地方公共団体の機関に対する届出その他の手続

（３）特定技能所属機関又は当該特定技能所属機関から契約により１号特定技能外国人支援の実施の委託を受けた者において相談又は苦情の申出に対応することとされている者の連絡先及びこれらの相談又は苦情の申出をすべき国又は地方公共団体の機関の連絡先

（４）当該外国人が十分に理解することができる言語により医療を受けることができる医療機関に関する事項

（５）防災及び防犯に関する事項並びに急病その他の緊急時における対応に必要な事項

（６）出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他当該外国人の法的保護に必要な事項

ホ　当該外国人がニ（２）に掲げる届出その他の手続を履行するに当たり，必要に応じ，関係機関への同行その他の必要な支援をすること。

特定技能基準省令第４条

法第２条の５第８項の法務省令で定める基準は，次のとおりとする。

３号　前条第１項第１号イ，ニ，ト及びヌ（外国人との定期的な面談の実施の場合に限る。）に掲げる支援が，外国人が十分に理解することができる言語により実施されることとされていること。

（ア）要件の内容

１号特定技能外国人が本邦に入国した後（又は在留資格変更許可後），遅滞なく，本邦における職業生活，日常生活又は社会生活を円滑に行うために必要な情報を当該外国人が十分に理解できる言語により提供すること（以下「生活オリエンテーション」という。），及び法令の規定により当該外国人が履行しなければならない届出その他の手続について，必要に応じて関係機関に同行し，手続の補助を行うことを求めるもの。

（イ）支援の内容

「生活オリエンテーション」において，義務的支援として，次のａからｇまでの全ての事項について情報を提供しなければならない。なお，次のａからｇまでの事項は，１号特定技能外国人が本邦に入国後（又は在留資格を変更した後），遅滞なく，当該外国人が十分に理解できる言語により実施し，当該外国人が理解できるまで，少なくとも８時間以上実施しなければならない（技能実習２号等から特定技能１号へ在留資格を変更する場合等であっても，基本的には全ての事項について情報提供を行う。）。

ａ　本邦での生活一般に関する事項

（ａ）金融機関の利用方法

・　金融機関における入出金・振込等の方法，利用可能な時間，ＡＴＭの使い方，手数料等

・　出国する場合など，自己名義の銀行口座が不要となるときは，口座を閉鎖する手続を行うこと。ただし，将来再び入国するときのために口座を継続して利用する希望がある場合には，出国前に銀行に相談すること

（ｂ）医療機関の利用方法等

・　利用可能な医療機関（症状別），医療機関での受診方法，保険証を持参する

こと等

・　アレルギー・宗教上の理由により治療に制限がある場合は，医療機関にその旨を説明すること

（ｃ）交通ルール等

・　歩行者は右側通行，車両は左側通行・歩行者優先であること，自転車損害賠償責任保険等

・　自動車，バイク等を運転する場合は運転免許が必要であること（必要に応じて，運転免許の取得方法）

（ｄ）交通機関の利用方法等

・　就労・生活する地域の公共交通機関（通勤に最適な公共交通機関）及びその利用方法

・　勤務先までの経路及び所要時間

・　通勤定期又は切符の購入・利用方法

・　ＩＣカードの購入・利用方法等

（ｅ）生活ルール・マナー

・　就労・生活する地域におけるゴミの廃棄方法等（分別・出し方，収集日，粗大ゴミの捨て方等）

・　夜中に大声で騒いだり騒音を出したりするなど，近隣住民の迷惑になる行為は控えること

・　空き地や畑に無断で入ることは避けること

・　喫煙には一定の制限があること（喫煙，禁煙場所等）

（ｆ）生活必需品等の購入方法等

就労・生活する地域のスーパーマーケット，コンビニエンスストア，ドラッグストア，家電量販店等の所在地等

（ｇ）気象情報や災害時に行政等から提供される災害情報の入手方法等

気象情報・災害情報に関するホームページ，アプリ，出身国別の外国人向けのコミュニティサイト等

（ｈ）我が国で違法となる行為

・　原則として，銃砲刀剣類の所持が禁止されていること

・　大麻，覚醒剤等違法薬物の所持等は犯罪であること

・　在留カードの不携帯は犯罪であること

・　在留カード，健康保険証等を貸し借りすることは禁止されていること

・　自己名義の銀行口座・預貯金通帳・キャッシュカード・携帯電話を他人に譲渡することは犯罪であること

・　ＡＴＭで他人名義の口座から無断で現金を引き出すことは犯罪であること

・　他人になりすまして，配達伝票に署名したり，他人の宅配便を受領することは犯罪であること

・　放置されている他人の自転車等を使用することは犯罪であること　等

b　法第１９条の１６その他の法令の規定により当該外国人が履行しなければならない又は履行すべき国又は地方公共団体の機関に対する届出その他の手続

次の（ａ）から（ｄ）までの手続について情報提供するとともに，必要に応じて当該届出・手続を行う関係行政機関の窓口へ同行し，書類作成の補助をするなどの支援を行わなければならない。

（ａ）所属機関等に関する届出（入管法第１９条の１６関係）

特定技能所属機関の名称又は所在地の変更，その消滅，特定技能所属機関との契約の終了又は新たな契約の締結

（ｂ）住居地に関する届出（入管法第１９条の７から第１９条の９まで）

新規上陸後の住居地届出，在留資格変更等に伴う住居地の届出，住居地の変更届出

（ｃ）社会保障及び税に関する手続

ｉ　社会保障に関する手続

※　未納がある場合には在留諸申請が不許可になる場合がある（在留期間更新及び在留資格変更の申請において保険料の納付状況を確認する）こと

・　健康保険及び厚生年金保険に関する手続・制度（保険料が給与から天引きされること）

（注）特定技能所属機関が適用事業所の場合（法人事業所，常時５人以上の労働者を雇用する個人経営の事業所（農林漁業，サービス業の事業所は除く。））

・　国民健康保険及び国民年金に関する手続（外国人自身が手続を行う必要があること）

（注）特定技能所属機関が適用事業所以外の場合又は当該外国人が適用事業所を離職する場合

ii　税に関する手続

※　未納がある場合には在留諸申請が不許可になる場合がある（在留期間更新及び在留資格変更の申請において税の納付状況を確認する）こと

・　源泉徴収・特別徴収制度（所得税，住民税は原則として給与から天引きされること）

・　住民税納付の仕組み（前年の給与所得がない場合は入社２年目の年から納税が始まり，原則として離職後の翌年まで納税義務があること，離職後の納税については一括納税や納税管理人制度の利用が可能であること，転職により離職する場合には，転職先において，引き続き，未納税額を給与から天引きすることも可能であること）

iii　その他

個人番号カード制度の仕組み（マイナンバーは日本国内での社会保障・税・災害対策の分野で利用されるものであること，住所地で住民票が作成された後，マイナンバーを通知するカード（通知カード（紙製））が自宅に郵送されること，マイナンバーカード（写真付きＩＣカード）が申請により取得できること，マイナンバーカードは市町村によってはコンビニエンスストアで住民票の写し等の証明書を取得できるなど，各種サービスに利用できること）

（ｄ）その他の行政手続

自転車防犯登録の方法等（店頭又はインターネットで購入した場合や他人等から譲り受けた場合の登録方法，盗難又は撤去された場合の対応）

c　特定技能所属機関又は当該特定技能所属機関から契約により１号特定技能外国人支援の実施の委託を受けた者において相談又は苦情の申出に対応することとされている者の連絡先として次の事項

・　支援担当者の氏名

・　支援担当者の電話番号，メールアドレス等

d　相談又は苦情の申出をすることができる国又は地方公共団体の機関の連絡先として次の事項

・　地方出入国在留管理局（入国・在留に関する相談）

・　労働基準監督署（残業代を含む賃金の未払やその他労働条件に関する事項（労働時間，休暇など），仕事中にけがをしたときなど労働に関する相談）

・　ハローワーク（失業等給付の受給手続に関する相談，職業相談）

・　法務局・地方法務局（差別，いじめ等人権に関する問題の相談）
・　警察署（犯罪被害相談や交通事故事件相談等）
・　最寄りの市区町村（住民税，国民健康保険，国民年金や行政サービスに関する相談）
・　弁護士会，日本司法支援センター（法テラス）（民事や刑事などの様々な法的なトラブルが生じた場合の相談）
・　大使館・領事館（パスポートの棄損・紛失等）等

e　当該外国人が十分に理解することができる言語により医療を受けることができる医療機関に関する事項

・　通訳人が配置されている病院又はインターネットや電話による医療機関向け通訳サービスが導入されているなど，外国人患者の受入れ体制が整備されている病院の名称，所在地及び連絡先
・　医療に関する支援の一環として，予期せぬ病気やけがの際に，高額な医療費の支払に不安を感じることなく，安心して医療サービスを受けることができるよう，医療通訳雇入費用等をカバーする民間医療保険への加入案内

f　防災及び防犯に関する事項並びに急病その他の緊急時における対応に必要な事項

・　トラブル対応や身を守るための方策（地震・津波・台風等の自然災害，事件・事故等への備え，火災の予防（たばこの不始末，コンロ・ストーブの取扱い，消火器の使い方）
・　緊急時の連絡先・場所，警察・消防・海上保安庁等への通報・連絡の方法（110番，119番，118番，大使館・領事館，最寄りの警察署・交番，救急医療機関への連絡方法）
・　気象情報・避難指示・避難勧告等の把握方法，災害時の避難場所

g　出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他当該外国人の法的保護に必要な事項

・　入管法令（在留手続，みなし再入国制度，在留資格の取消し及び在留カードに関する手続等）及び労働関係法令（労働契約，労働保険制度，休業補償制度，労働安全衛生及び未払賃金に関する立替払制度）に関する知識
・　入管法令に関する違反がある場合（資格外活動違反，不法就労者雇用等），その相談先（地方出入国在留管理局）及び連絡先

・　労働に関する法令違反がある場合（残業代を含む賃金の不払い，３６協定を超えた時間外・休日労働等），その相談先（労働基準監督署又は地方出入国在留管理局）及び連絡方法

・　特定技能雇用契約に反することがあった場合，その相談先（地方出入国在留管理局又は労働基準監督署）及び連絡方法

・　人権侵害があった場合，その相談先（法務局・地方法務局又は地方出入国在留管理局）及び連絡方法

・　年金の受給権に関する知識（老齢年金の受給資格期間は１０年であることや，一定の要件を満たした場合には障害年金や遺族年金等の受給権が得られることを含む。）及び脱退一時金制度に関する知識（脱退一時金を受給した場合，その額の計算の基礎となった被保険者期間は，被保険者でなかったものとみなされることを含む。），それらの相談先（日本年金機構）及び連絡方法

（ウ）審査のポイント

ａ　申請書（所属機関等作成用Ⅴ）の記載から，生活オリエンテーションを行うこととしていることを確認する。

ｂ　１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）のⅣ欄の「４　生活オリエンテーション」の「ア　情報提供内容等」欄の記載から，次の事項について確認する。

（ａ）「支援内容」欄及び「実施予定」欄の記載から，支援内容ａからｆまでの全ての事項について「実施予定」欄の「有」にチェックがされていることを確認する。また，括弧内の実施予定日（時期）の記載から，本邦入国後（又は在留資格変更許可後），遅滞なく，情報提供を行うことが見込まれることを確認する。

（ｂ）「実施方法」欄の記載から，ａからｆまでについて，「対面」又は「テレビ電話や DVD 等の動画視聴等」のいずれか又は両方にチェックがされていることを確認する。

ｃ　１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）のⅣ欄の「４　生活オリエンテーション」欄の「イ　実施言語」欄に記載された実施言語に雇用条件書（参考様式第１－６号）等の翻訳言語が含まれていることを確認する。

ｄ　１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）のⅣ欄の「４　生活オリエンテーション」欄の「ウ　実施予定時間」欄の記載から，支援内容ａからｆまでの事項に関する情報提供を８時間以上行うこととしていることを確認する。

なお，今回の受入れ機関で活動していた技能実習２号良好修了者，留学生等が引き続き特定技能外国人として就労する場合には，生活環境に変化がないことなどを考慮して４時間行うことで差し支えない。

（エ）立証資料

１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）

オ　日本語学習の機会の提供

特定技能基準省令第３条第１項 法第２条の５第６項の１号特定技能外国人支援計画には，次に掲げる事項を記載しなければならない。 １号　次に掲げる事項を含む職業生活上，日常生活上又は社会生活上の支援の内容 へ　本邦での生活に必要な日本語を学習する機会を提供すること。

（ア）要件の内容

１号特定技能外国人支援として，１号特定技能外国人に対し，日本語を学習する機会を提供することを求めるもの。

（イ）支援の内容

日本語を学習する機会の提供に係る義務的支援として，次のａからｃまでのいずれかの支援を行わなければならない。

ａ　就労・生活する地域の日本語教室や日本語教育機関に関する入学案内の情報を提供し，必要に応じて１号特定技能外国人に同行して入学の手続の補助を行う

ｂ　自主学習のための日本語学習教材やオンラインの日本語講座に関する情報を提供し，必要に応じて日本語学習教材の入手やオンラインの日本語講座の利用契約手続の補助を行う

ｃ　１号特定技能外国人との合意の下，特定技能所属機関等が日本語講師と契約して当該外国人に日本語の講習の機会を提供する

（ウ）審査のポイント

ａ　申請書（所属機関等作成用Ⅴ）の記載から，日本語を学習する機会を提供することとしていることを確認する。

ｂ　１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）のⅣ欄の「５　日本語学習の機会の提供」欄の「支援内容」欄及び「実施予定」欄の記載から，支援内容ａからｃまでのいずれかについて「実施予定」欄の「有」にチェックがされ

ていることを確認する。また，括弧内に実施予定日が記載されており，支援の実施が見込まれることを確認する。

（エ）立証資料

１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）

カ　相談又は苦情への対応

特定技能基準省令第３条第１項

法第２条の５第６項の１号特定技能外国人支援計画には，次に掲げる事項を記載しなければならない。

１号　次に掲げる事項を含む職業生活上，日常生活上又は社会生活上の支援の内容

ト　当該外国人から職業生活，日常生活又は社会生活に関し，相談又は苦情の申出を受けたときは，遅滞なく，当該相談又は苦情に適切に応じるとともに，当該外国人への助言，指導その他の必要な措置を講ずること。

特定技能基準省令第４条

法第２条の５第８項の法務省令で定める基準は，次のとおりとする。

３号　前条第１項第１号イ，ニ，ト及びヌ（外国人との定期的な面談の実施の場合に限る。）に掲げる支援が，外国人が十分に理解することができる言語により実施されることとされていること。

（ア）要件の内容

１号特定技能外国人支援として，１号特定技能外国人から相談又は苦情の申出を受けたときは，遅滞なく，当該外国人の十分に理解できる言語により，相談又は苦情に適切に応じ，必要な助言，指導その他の必要な措置を講ずることを求めるもの。

（イ）支援の内容

相談・苦情に係る義務的支援として，１号特定技能外国人が十分に理解できる言語により，次のａ及びｂの支援を行わなければならない。

ａ　１号特定技能外国人から職業生活，日常生活又は社会生活に関する相談又は苦情の申出を受けたときは，遅滞なく，適切に応じるとともに，相談等の内容に応じて当該外国人への必要な助言，指導を行う

ｂ　必要に応じ，相談等の内容に対応する適切な機関（地方出入国在留管理局，労働基準監督署等）を案内し，当該外国人に同行して必要な手続の補助を行う

（ウ）審査のポイント

ａ　申請書（所属機関等作成用Ⅴ）の記載から，１号特定技能外国人の十分に理解できる言語により，相談・苦情の申出に対して，遅滞なく，適切に対応することとしていることを確認する。

ｂ　１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）のⅣ欄の「６　相談又は苦情への対応」欄の記載から，次の事項について確認する。

（ａ）「ア　対応内容等」欄の「支援内容」欄及び「実施予定」欄の記載から，支援内容ａ及びｂのいずれについても，「実施予定」欄の「有」にチェックがされていることを確認する。

（ｂ）「イ　実施方法」欄の「対応時間」欄から，特定技能外国人の勤務形態に合わせて，１週間当たり勤務日に３日以上，休日に１日以上を対応可能としており，相談時間帯は，特定技能外国人が相談しやすい就業時間外などに設定されていることを確認する。なお，祝日について設定されていることが望ましい。

（ｃ）「イ　実施方法」欄の「緊急時対応」欄の記載から，緊急時における連絡手段を確保していることを確認する。

（ｄ）「ウ　実施言語」欄の言語に，雇用条件書（参考様式第１－６号）等の翻訳言語が含まれていることを確認する。

（エ）立証資料

１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）

キ　日本人との交流促進に係る支援

特定技能基準省令第３条第１項 法第２条の５第６項の１号特定技能外国人支援計画には，次に掲げる事項を記載しなければならない。 １号　次に掲げる事項を含む職業生活上，日常生活上又は社会生活上の支援の内容 チ　当該外国人と日本人との交流の促進に係る支援をすること。

（ア）要件の内容

１号特定技能外国人支援計画として，１号特定技能外国人と日本人との交流の促進に係る支援を行うことを求めるもの。

（イ）支援の内容

日本人との交流促進に係る義務的支援として，次のａ及びｂの支援を行わなければならない。

a　必要に応じ，地方公共団体やボランティア団体等が主催する地域住民との交流の場に関する情報の提供や地域の自治会等の案内を行い，各行事等への参加の手続の補助を行うほか，必要に応じて当該外国人に同行して各行事の注意事項や実施方法を説明するなどの補助を行う

b　１号特定技能外国人が日本の文化を理解するために必要な情報として，必要に応じ，就労又は生活する地域の行事に関する案内を行うほか，必要に応じて当該外国人に同行して現地で説明するなどの必要な補助を行う

（ウ）審査のポイント

a　申請書（所属機関等作成用Ｖ）の記載から，日本人との交流促進に係る支援を行うこととしていることを確認する。

b　１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）のⅣ欄の「７　日本人との交流促進に係る支援」欄の「支援内容」欄及び「実施予定」欄の記載から，支援内容ａ及びｂの事項について，「実施予定」欄の「有」にチェックがされていることを確認する。また，括弧内の実施予定日（時期）の記載から，支援の実施が見込まれることを確認する。

（エ）立証資料

１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）

ク　外国人の責めに帰すべき事由によらないで特定技能雇用契約を解除される場合の転職支援

特定技能基準省令第３条第１項

法第２条の５第６項の１号特定技能外国人支援計画には，次に掲げる事項を記載しなければならない。

１号　次に掲げる事項を含む職業生活上，日常生活上又は社会生活上の支援の内容

リ　当該外国人が，その責めに帰すべき事由によらないで特定技能雇用契約を解除される場合においては，公共職業安定所その他の職業安定機関又は職業紹介事業者等の紹介その他の他の本邦の公私の機関との特定技能雇用契約に基づいて法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号に掲げる活動を行うことができるようにするための支援をすること。

（ア）要件の内容

１号特定技能外国人支援計画として，１号特定技能外国人が人員整理や倒産等に

よる受入側の都合により特定技能雇用契約を解除される場合には，当該外国人が引き続き特定技能に係る活動を行うことができるよう，必要な転職支援を行うことを求めるもの。

（イ）支援の内容

外国人の責めに帰すべき事由によらずに特定技能雇用契約を解除される場合の転職に係る義務的支援として，次のａからｄまでのいずれか，及びｅからｇまでの全ての支援を行い，可能な限り次の受入先が決まるまで支援を行わなければならない。

ａ　所属する業界団体や関連企業等を通じて，次の受入先に関する情報を入手し提供すること

ｂ　公共職業安定所その他の職業安定機関又は職業紹介事業者等を案内し，必要に応じて１号特定技能外国人に同行し，次の受入先を探す補助を行うこと

ｃ　１号特定技能外国人の希望条件，技能水準，日本語能力等を踏まえ，適切に職業相談・職業紹介が受けられるよう又は円滑に就職活動が行えるよう推薦状を作成すること

ｄ　特定技能所属機関等が職業紹介事業の許可又は届出を受けて職業紹介事業を行うことができる場合は，就職先の紹介あっせんを行うこと

ｅ　１号特定技能外国人が求職活動をするための必要な有給休暇を付与すること

ｆ　離職時に必要な行政手続（国民健康保険や国民年金に関する手続等）について情報を提供すること

ｇ　特定技能所属機関が自ら１号特定技能外国人支援の全部を実施することとしている場合であって，倒産等により，転職のための支援が適切に実施できなくなることが見込まれるときは，それに備え，当該機関に代わって支援を行う者（登録支援機関，関連企業等）を確保すること

（ウ）審査のポイント

ａ　申請書（所属機関等作成用Ⅴ）の記載から，外国人の責めに帰すべき事由によらずに特定技能雇用契約を解除される場合の転職支援を行うこととしていることを確認する。

ｂ　１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）のⅣ欄の「８　非自発的離職時の転職支援」欄の「支援内容」欄及び「実施予定」欄の記載から，支援内容ａからｄまでのいずれか，及びｅからｇまでの全てについて「実施予定」欄の「有」にチェックがされていることを確認する。

（エ）立証資料

１号特定技能外国人支援計画（参考様式第１－１７号）

ケ　定期的な面談の実施，行政機関への通報

特定技能基準省令第３条第１項

法第２条の５第６項の１号特定技能外国人支援計画には，次に掲げる事項を記載しなければならない。

１号　次に掲げる事項を含む職業生活上，日常生活上又は社会生活上の支援の内容

ヌ　支援責任者又は支援担当者が当該外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施し，労働基準法その他の労働に関する法令の規定に違反していることその他の問題の発生を知ったときは，その旨を労働基準監督署その他の関係行政機関に通報すること。

特定技能基準省令第４条

法第２条の５第８項の法務省令で定める基準は，次のとおりとする。

３号　前条第１項第１号イ，ニ，ト及びヌ（外国人との定期的な面談の実施の場合に限る。）に掲げる支援が，外国人が十分に理解することができる言語により実施されることとされていること。

（ア）要件の内容

１号特定技能外国人支援計画として，１号特定技能外国人及びその監督者と定期的に面談すること，及び法令違反その他の問題の発生を認知した場合に，関係機関へ通報することを求めるもの。

（イ）支援の内容

定期的な面談等に係る義務的支援として，１号特定技能外国人が十分に理解できる言語により，次のａからｄまでの全ての支援を行わなければならない。

ａ　１号特定技能外国人の労働状況や生活状況を確認するため，当該外国人及びその監督をする立場にある者（直接の上司や雇用先の代表者等）と定期的（３か月に１回以上）な面談を実施する。なお，派遣形態の場合には，派遣先の監督的立場にある者との面談を行うこととなる。

ｂ　定期的に行う面談の場において，前記エの生活オリエンテーションで提供した本邦での生活一般に関する事項，防災及び防犯に関する事項並びに急病その他の緊急時における対応に必要な事項その他の事項に係る情報を，必要に応じ，改め

て提供する。

c　１号特定技能外国人との定期的な面談において，労働基準法（長時間労働，賃金不払残業など）その他の労働に関する法令（最低賃金法，労働安全衛生法など）の規定に違反していることを知ったときは，その旨を労働基準監督署やその他の関係行政機関へ通報する。

d　１号特定技能外国人との定期的な面談において，資格外活動等の入管法違反，又は，旅券及び在留カードの取上げ等その他の問題の発生を知ったときは，その旨を地方出入国在留管理局に通報する。

（ウ）審査のポイント

a　申請書（所属機関等作成用Ⅴ）の記載から，１号特定技能外国人及びその監督者と定期的な面談を実施することとしていることを確認する。

b　１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）のⅣ欄の「９　定期的な面談の実施」欄の「ア　面談内容等」欄の「支援内容」欄及び「実施予定」欄の記載から，支援内容ａからｄまでの全てについて「実施予定」欄の「有」にチェックがされていることを確認する。

c　１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）のⅣ欄の「９　定期的な面談の実施」欄の「イ　実施言語」欄に記載された言語に雇用条件書（参考様式第１－６号）等の翻訳言語が含まれていることを確認する。

（エ）立証資料

・　１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）

（２）登録支援機関に係る記載

特定技能基準省令第３条第１項 法第２条の５第６項の１号特定技能外国人支援計画には，次に掲げる事項を記載しなければならない。 ２号　適合１号特定技能外国人支援計画の全部の実施を契約により登録支援機関に委託する場合にあっては，当該登録支援機関に係る登録支援機関登録簿に登録された事項及び当該契約の内容

ア　要件の内容

１号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合は，当該登録支援機関に係る登録支援機関登録簿に記載された事項及び契約の内容が１号特定技能外国人支援計画に記載されていることを求めるもの。

イ　記載事項

１号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合は，１号特定技能外国人支援計画に次の事項が記載されていなければならない。

（ア）登録支援機関登録簿に記載された事項

a　登録支援機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては，代表者の氏名

b　支援業務を行う事務所の所在地

c　支援業務の内容及びその実施方法

d　支援業務を開始する年月日

e　特定技能外国人からの相談に応じる体制の概要

f　登録年月日及び登録番号

（イ）支援委託契約の内容

ウ　審査のポイント

（ア）１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）の「Ⅲ　登録支援機関」欄について所要の記載がされていることを確認する。

（イ）登録支援機関との委託契約に関する説明書（参考様式第１－２５号）に所要の記載がされていることを確認する。

エ　立証資料

- １号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）
- 登録支援記機関との委託契約に関する説明書（参考様式第１－２５号）

（３）第三者への委託に係る記載

特定技能基準省令第３条第１項

法第２条の５第６項の１号特定技能外国人支援計画には，次に掲げる事項を記載しなければならない。

３号　１号特定技能外国人支援の実施を契約により他の者に委託する場合にあっては，当該他の者の氏名又は名称及び住所並びに当該契約の内容

特定技能基準省令第４条

法第２条の５第８項の法務省令で定める基準は，次のとおりとする。

４号　１号特定技能外国人支援の一部の実施を契約により他の者に委託する場合にあっては，その委託の範囲が明示されていること。

ア　要件の内容

特定技能所属機関が，１号特定技能外国人支援計画の全部又は一部の実施を他の者

（登録支援機関を除く。）に委託する場合は，１号特定技能外国人支援計画に委託に係る事項が記載されていることを求めるもの。

イ　記載事項

１号特定技能外国人支援計画の全部又は一部の実施を他者に委託する場合は，１号特定技能外国人支援計画に次の事項が記載されていなければならない。

（ア）委託する他者に係る事項

ａ　氏名又は名称

ｂ　住所

（イ）委託契約の内容

（ウ）委託契約の範囲

ウ　審査のポイント

（ア）１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）の「Ⅳ　支援内容」欄の１から９の「委託の有無」欄の「有」にチェックがされているか否かを確認する。

（イ）（ア）で「有」にチェックがされている場合には，１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）の「Ⅳ　支援の内容」欄の１から９の「支援担当者又は委託を受けた実施担当者」欄の記載から，委託する他者の氏名又は名称及び住所が記載されていることを確認する。

エ　立証資料

１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）

（４）支援責任者及び支援担当者に係る記載

特定技能基準省令第３条第１項 法第２条の５第６項の１号特定技能外国人支援計画には，次に掲げる事項を記載しなければならない。 ４号　支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職

ア　要件の内容

１号特定技能外国人支援計画に支援責任者及び支援担当者の記載を求めるもの。

イ　記載事項

支援責任者及び支援担当者に係る記載事項として，氏名及び役職が記載されていなければならない。

ウ　審査のポイント

（ア）１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）の「Ⅱ　特定技能所属

機関」欄又は「Ⅲ　登録支援機関」欄に，支援責任者の氏名及び役職の記載があることを確認する。また，「Ⅳ　支援内容」欄の各支援内容における「支援担当者又は委託を受けた実施担当者」欄に，支援担当者（「委託の有無」欄に「無」とされている場合）の氏名及び役職の記載があることを確認する。

（イ）上記（ア）に記載された支援責任者及び支援担当者について，特定技能所属機関が登録支援機関に委託しない場合には，特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１号）に記載のある氏名及び役職に齟齬がないことを確認する。

エ　立証資料

・　特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１号）

・　１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）

（５）分野の特性に応じて求められる記載

特定技能基準省令第３条第１項

法第２条の５第６項の１号特定技能外国人支援計画には，次に掲げる事項を記載しなければならない。

５号　前各号に掲げるもののほか，法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては，当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が，法務大臣と協議の上，当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める事項

現時点（２０１９年３月１５日現在）において，告示基準なし。

（６）１号特定技能外国人支援計画を適切に実施することができること

特定技能基準省令第４条

法第２条の５第８項の法務省令で定める基準は，次のとおりとする。

１号　法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号に掲げる活動を行おうとする外国人に対する職業生活上，日常生活上又は社会生活上の支援の内容が，当該外国人の適正な在留に資するものであって，かつ，特定技能所属機関又は当該機関から契約により１号特定技能外国人支援の全部又は一部の実施の委託を受けた者において適切に実施することができるものであること。

ア　要件の内容

１号特定技能外国人支援計画は，上記（１）から（５）までの事項が記載されていることに加えて，特定技能所属機関又は登録支援機関が適切に実施することができる内容であることが求められる。

イ　用語の定義

「特定技能所属機関又は当該機関から契約により１号特定技能外国人支援の全部又は一部の実施の委託を受けた者において適切に実施することができる」とは，[redacted]

ウ　審査のポイント

（ア）特定技能所属機関が自ら支援を行う場合

[redacted]

（イ）登録支援機関が支援を行う場合

[redacted]

エ　立証資料

１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）

第３　特定技能２号

１　特定技能２号外国人の基準（上陸基準省令）

上陸基準省令

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第７条第１項第２号の基準は，法第６条第２項の申請を行った者（以下「申請人」という。）が本邦において行おうとする次の表の上欄に掲げる活動に応じ，それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第２号に掲げる活動）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第２条の５第１項及び第２項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第３項（第２号を除く。）及び第４項の規定に適合することのほか，申請人が次のいずれにも該当していること。

１号　申請人が次のいずれにも該当していること。

イ　１８歳以上であること。

ロ　健康状態が良好であること。

ハ　従事しようとする業務に必要な熟練した技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ　退去強制令書の円滑な執行に協力するとして法務大臣が告示で定める外国政府又は地域の権限ある機関の発行した旅券を所持していること。

２号　申請人又はその配偶者，直系若しくは同居の親族その他申請人と社会生活において密接な関係を有する者が，特定技能雇用契約に基づく申請人の本邦における活動に関連して，保証金の徴収その他名目のいかんを問わず，金銭その他の財産を管理されず，かつ，特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約が締結されておらず，かつ，締結されないことが見込まれること。

３号　申請人が特定技能雇用契約の申込みの取次ぎ又は外国における法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第２号に掲げる活動の準備に関して外国の機関に費用を支払っている場合にあっては，その額及び内訳を十分に理解して当該機関との間で合意していること。

４号　申請人が国籍又は住所を有する国又は地域において，申請人が本邦で行う活動に関連して当該国又は地域において遵守すべき手続が定められている場合にあっては，当該手続を経ていること。

５号　食費，居住費その他名目のいかんを問わず申請人が定期に負担する費用について，当該申請人が，当該費用の対価として供与される食事，住居その他の利

益の内容を十分に理解した上で合意しており，かつ，当該費用の額が実費に相当する額その他の適正な額であり，当該費用の明細書その他の書面が提示されること。

６号　技能実習の在留資格をもって本邦に在留していたことがある者にあっては，当該在留資格に基づく活動により本邦において修得，習熟又は熟達した技能等の本国への移転に努めるものと認められること。

７号　前各号に掲げるもののほか，法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては，当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が，法務大臣と協議の上，当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

（１）年齢基準（上陸基準省令第１号イ）

「特定技能１号」の上陸基準省令第１号イに係る基準の審査方法（前記第２の１（１））を参照して審査を行う。

（２）健康状態が良好であること（上陸基準省令第１号ロ）

「特定技能１号」の上陸基準省令第１号ロに係る基準の審査方法（前記第２の１（２））を参照して審査を行う。

（３）技能水準（上陸基準省令第１号ハ）

「特定技能１号」の上陸基準省令第１号ハに係る基準の審査方法（前記第２の１（３））を参照して審査を行う。

なお，「特定技能１号」と異なり，分野別運用方針において定められた試験その他の評価方法による証明が必要であり，技能実習の修了をもって試験等の免除がないこと，日本語能力に係る基準もないことに留意する。

（４）出入国管理上の支障がないこと（上陸基準省令第１号ニ）

「特定技能１号」の上陸基準省令第１号ホに係る基準の審査方法（前記第２の１（５））を参照して審査を行う。

（５）保証金・違約金の禁止（上陸基準省令第２号）

「特定技能１号」の上陸基準省令第２号に係る基準の審査方法（前記第２の１（７））を参照して審査を行う。

（６）費用負担に係る合意（上陸基準省令第３号及び第５号）

「特定技能１号」の上陸基準省令第３号及び第５号に係る基準の審査方法（前記第２

の１（８））を参照して審査を行う。

（７）本国で「特定技能」の活動に関して必要な手続を行っていること（上陸基準省令第４号）

「特定技能１号」の上陸基準省令第４号に係る基準の審査方法（前記第２の１（９））を参照して審査を行う。

（８）技能実習により修得等した技能等の本国への移転に努めるものと認められること（上陸基準省令第６号）

上陸基準省令第６号 技能実習の在留資格をもって本邦に在留していたことがある者にあっては，当該在留資格に基づく活動により本邦において修得，習熟又は熟達した技能等の本国への移転に努めるものと認められること。

ア　要件の内容

技能実習の活動に従事していた者が特定技能２号に移行する場合に，当該活動により本邦において修得，習熟又は熟達した技能等を本国へ移転することに努めるものであることを求めるもの。

イ　用語の定義

「努めるものと認められること」とは，本邦で修得等した技能等の本国への移転に努めることが見込まれることをいい，実際に本国への移転を行い成果を挙げたことまでを求めるものではない。

ウ　審査のポイント

申請書（申請人等作成用Ⅴ）及び「技能移転に係る申告書（参考様式第１－１０号）」の記載から，本邦で修得した技能等の本国への移転に努めることとされていることを確認する。

エ　立証資料

技能移転に係る申告書（参考様式第１－１０号）

（９）分野の特性に応じた基準に適合すること（上陸基準省令第７号）

「特定技能１号」の上陸基準省令第６号に係る基準の審査方法（前記第２の１（１０））を参照して審査を行う。

２　特定技能雇用契約に関する基準

法第２条の５第１項（特定技能雇用契約等） 別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号又は第２号に掲げる活動を行おうと

する外国人が本邦の公私の機関と締結する雇用に関する契約（以下この条及び第４章第１節第２款において「特定技能雇用契約」という。）は，次に掲げる事項が適切に定められているものとして法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。

１号　特定技能雇用契約に基づいて当該外国人が行う当該活動の内容及びこれに対する報酬その他の雇用関係に関する事項

２号　前号に掲げるもののほか，特定技能雇用契約の期間が満了した外国人の出国を確保するための措置その他当該外国人の適正な在留に資するために必要な事項

第２項

前項の法務省令で定める基準には，外国人であることを理由として，報酬の決定，教育訓練の実施，福利厚生施設の利用その他の待遇について，差別的取扱いをしてはならないことを含むものとする。

特定技能基準省令第１条

第１項　出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第２条の５第１項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは，労働基準法（昭和２２年法律第４９号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか，次のとおりとする。

１号　出入国管理及び難民認定法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成３１年法務省令第６号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人を従事させるものであること。

２号　外国人の所定労働時間が，特定技能所属機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であること。

３号　外国人に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること。

４号　外国人であることを理由として，報酬の決定，教育訓練の実施，福利厚生施設の利用その他の待遇について，差別的な取扱いをしていないこと。

５号　外国人が一時帰国を希望した場合には，必要な有給休暇を取得させるものとしていること。

６号　外国人を労働者派遣等（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号。以下「労働者派遣法」という。）第２条第１号に規定する労働者派遣及び船員職業安定法（昭和２３年法律第１３０号）第６条第１１項に規定する船員派遣をいう。以下同じ。）の対象とする場合にあっては，当該外国人が労働者派遣等をされることとなる本邦の公私の機関の氏名又は名称及び住所並びにその派遣の期間が定められていること。

７号　前各号に掲げるもののほか，法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては，当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が，法務大臣と協議の上，当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

第２項　法第２条の５第１項の法務省令で定める基準のうち外国人の適正な在留に資するために必要な事項に係るものは，次のとおりとする。

１号　外国人が特定技能雇用契約の終了後の帰国に要する旅費を負担することができないときは，当該特定技能雇用契約の相手方である特定技能所属機関が，当該旅費を負担するとともに，当該特定技能雇用契約の終了後の出国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていること。

２号　特定技能所属機関が外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていること。

３号　前各号に掲げるもののほか，法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては，当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が，法務大臣と協議の上，当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

前記第２の２「特定技能雇用契約に関する基準」の審査方法（前記第２の２）を参照して審査を行う。

３　特定技能所属機関に関する基準

法第２条の５第３項

特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関は，次に掲げる事項が確保されるものとして法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。

１号　前２項の規定に適合する特定技能雇用契約（第１９条の１９第２号において「適合特定技能雇用契約」という。）の適正な履行

２号　第６項及び第７項の規定に適合する第６項に規定する１号特定技能外国人支援計画（第５項及び第４章第１節第２款において「適合１号特定技能外国人支援計画」という。）の適正な実施

特定技能基準省令第２条

第１項　法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは，次のとおりとする。

１号　労働，社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していること。

２号　特定技能雇用契約の締結の日前１年以内又はその締結の日以後に，当該特定技能雇用契約において外国人が従事することとされている業務と同種の業務に従事していた労働者（次に掲げる者を除く。）を離職させていないこと。

イ　定年その他これに準ずる理由により退職した者

ロ　自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇された者

ハ　期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）の期間満了時に当該有期労働契約を更新しないことにより当該有期労働契約を終了（労働者が当該有期労働契約の更新の申込みをした場合又は当該有期労働契約の期間満了後遅滞なく有期労働契約の締結の申込みをした場合であって，当該有期労働契約の相手方である特定技能所属機関が当該労働者の責めに帰すべき重大な理由その他正当な理由により当該申込みを拒絶することにより当該有期労働契約を終了させる場合に限る。）された者

ニ　自発的に離職した者

３号　特定技能雇用契約の締結の日前１年以内又はその締結の日以後に，当該特定技能雇用契約の相手方である特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させていないこと。

４号　次のいずれにも該当しないこと。

イ　禁錮以上の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者

ロ　次に掲げる規定又はこれらの規定に基づく命令の規定により，罰金の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者

（１）労働基準法第１１７条（船員職業安定法第８９条第１項又は労働者派遣法第４４条第１項の規定により適用される場合を含む。），第１１８条第１項（労

働基準法第６条及び第５６条の規定に係る部分に限る。），第１１９条（同法第１６条，第１７条，第１８条第１項及び第３７条の規定に係る部分に限る。）及び第１２０条（同法第１８条第７項及び第２３条から第２７条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第１２１条の規定

（２）船員法（昭和２２年法律第１００号）第１２９条（同法第８５条第１項の規定に係る部分に限る。），第１３０条（同法第３３条，第３４条第１項，第３５条，第４５条及び第６６条（同法第８８条の２の２第４項及び第５項並びに第８８条の３第４項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分に限る。）及び第１３１条（第１号（同法第５３条第１項及び第２項，第５４条，第５６条並びに第５８条第１項の規定に係る部分に限る。）及び第３号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第１３５条第１項の規定（これらの規定が船員職業安定法第９２条第１項の規定により適用される場合を含む。）

（３）職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）第６３条，第６４条，第６５条（第１号を除く。）及び第６６条の規定並びにこれらの規定に係る同法第６７条の規定

（４）船員職業安定法第１１１条から第１１５条までの規定

（５）法第７１条の３，第７１条の４，第７３条の２，第７３条の４から第７４条の６の３まで，第７４条の８及び第７６条の２の規定

（６）最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）第４０条の規定及び同条の規定に係る同法第４２条の規定

（７）労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和４１年法律第１３２号）第４０条第１項（第２号に係る部分に限る。）の規定及び当該規定に係る同条第２項の規定

（８）建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和５１年法律第３３号）第４９条，第５０条及び第５１条（第２号及び第３号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第５２条の規定

（９）賃金の支払の確保等に関する法律（昭和５１年法律第３４号）第１８条の規定及び同条の規定に係る同法第２０条の規定

（１０）労働者派遣法第５８条から第６２条までの規定

（１１）港湾労働法（昭和６３年法律第４０号）第４８条，第４９条（第１号を除く。）及び第５１条（第２号及び第３号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第５２条の規定

（１２）中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成３年法律第５７号）第１９条，第２０条及び第２１条（第３号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第２２条の規定

（１３）育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第６２条から第６５条までの規定

（１４）林業労働力の確保の促進に関する法律（平成８年法律第４５号）第３２条，第３３条及び第３４条（第３号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第３５条の規定

（１５）外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成２８年法律第８９号。以下「技能実習法」という。）第１０８条，第１０９条，第１１０条（同法第４４条の規定に係る部分に限る。），第１１１条（第１号を除く。）及び第１１２条（第１号（同法第３５条第１項の規定に係る部分に限る。）及び第６号から第１１号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第１１３条の規定

（１６）労働者派遣法第４４条第４項の規定により適用される労働基準法第１１８条，第１１９条及び第１２１条の規定，船員職業安定法第８９条第７項の規定により適用される船員法第１２９条から第１３１条までの規定並びに労働者派遣法第４５条第７項の規定により適用される労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）第１１９条及び第１２２条の規定

ハ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）の規定（同法第５０条（第２号に係る部分に限る。）及び第５２条の規定を除く。）により，又は刑法（明治４０年法律第４５号）第２０４条，第２０６条，第２０８条，第２０８条の２，第２２２条若しくは第２４７条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正１５年法律第６０号）の罪を犯したことにより，罰金の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者

ニ　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第２０８条，第２１３条の２若しく

は第２１４条第１項，船員保険法（昭和１４年法律第７３号）第１５６条，第１５９条若しくは第１６０条第１項，労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）第５１条前段若しくは第５４条第１項（同法第５１条前段の規定に係る部分に限る。），厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第１０２条，第１０３条の２若しくは第１０４条第１項（同法第１０２条又は第１０３条の２の規定に係る部分に限る。），労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和４４年法律第８４号）第４６条前段若しくは第４８条第１項（同法第４６条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第８３条若しくは第８６条（同法第８３条の規定に係る部分に限る。）の規定により，罰金の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者

ホ　精神の機能の障害により特定技能雇用契約の履行を適正に行うに当たっての必要な認知，判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ヘ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ト　技能実習法第１６条第１項の規定により実習認定を取り消され，当該取消しの日から起算して５年を経過しない者

チ　技能実習法第１６条第１項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合（同項第３号の規定により実習認定を取り消された場合については，当該法人がロ又はニに規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において，当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者をいい，相談役，顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず，法人に対し業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ヲにおいて同じ。）であった者で，当該取消しの日から起算して５年を経過しないもの

リ　特定技能雇用契約の締結の日前５年以内又はその締結の日以後に，次に掲げる行為その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

（１）外国人に対して暴行し，脅迫し又は監禁する行為

（２）外国人の旅券又は在留カードを取り上げる行為

（３）外国人に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為

（４）外国人の外出その他私生活の自由を不当に制限する行為

（５）（１）から（４）までに掲げるもののほか，外国人の人権を著しく侵害する行為

（６）外国人に係る出入国又は労働に関する法令に関して行われた不正又は著しく不当な行為に関する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し外国人に法第３章第１節若しくは第２節の規定による証明書の交付，上陸許可の証印若しくは許可，同章第４節の規定による上陸の許可若しくは法第４章第１節若しくは第２節若しくは第５章第３節の規定による許可を受けさせる目的で，偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し，又は提供する行為

（７）特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して，保証金の徴収若しくは財産の管理又は当該特定技能雇用契約の不履行に係る違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結する行為

（８）外国人若しくはその配偶者，直系若しくは同居の親族その他当該外国人と社会生活において密接な関係を有する者との間で，特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して，保証金の徴収その他名目のいかんを問わず金銭その他の財産の管理をする者若しくは当該特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結した者又はこれらの行為をしようとする者からの紹介を受けて，当該外国人と当該特定技能雇用契約を締結する行為

（９）法第１９条の１８の規定による届出をせず，又は虚偽の届出をする行為

（１０）法第１９条の２０第１項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず，若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし，又は同項の規定による質問に対して答弁をせず，若しくは虚偽の答弁をし，若しくは同項の規定による検査を拒み，妨げ，若しくは忌避する行為

（１１）法第１９条の２１第１項の規定による処分に違反する行為

ヌ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

ル　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって，その法定代理人がイからヌまで又はヲのいずれかに該当するもの

ヲ　法人であって，その役員のうちにイからルまでのいずれかに該当する者があるもの

ワ　暴力団員等がその事業活動を支配する者

５号　特定技能雇用契約に係る外国人の活動の内容に係る文書を作成し，当該外国人に当該特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所に当該特定技能雇用契約の終了の日から１年以上備えて置くこととしていること。

６号　特定技能雇用契約を締結するに当たり，外国人又はその配偶者，直系若しくは同居の親族その他当該外国人と社会生活において密接な関係を有する者が，当該特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して，他の者に，保証金の徴収その他名目のいかんを問わず金銭その他の財産の管理をされている場合，又は，他の者との間で，当該特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結している場合にあっては，そのことを認識して当該特定技能雇用契約を締結していないこと。

７号　他の者との間で，特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して，当該特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していないこと。

８号　法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号に掲げる活動を行おうとする外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする本邦の公私の機関にあっては，１号特定技能外国人支援に要する費用について，直接又は間接に当該外国人に負担させないこととしていること。

９号　外国人を労働者派遣等の対象としようとする本邦の公私の機関にあっては，次のいずれにも該当すること。

イ　外国人を労働者派遣等の対象としようとする本邦の公私の機関が，次のいずれかに該当し，かつ，外国人が派遣先において従事する業務の属する特定産業分野を所管する関係行政機関の長と協議の上で適当であると認められる者であること。

（１）当該特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っている者であること。

（２）地方公共団体又は（１）に掲げる者が資本金の過半数を出資していること。

（３）地方公共団体の職員又は（１）に掲げる者若しくはその役員若しくは職員が役員であることその他地方公共団体又は（１）に掲げる者が業務執行に実質的に関与していると認められる者であること。

（４）外国人が派遣先において従事する業務の属する分野が農業である場合にあっては，国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号）第１６条の５第１項に規定する特定機関であること。

ロ　外国人を労働者派遣等の対象としようとする本邦の公私の機関が，第１号から第４号までのいずれにも該当する者に当該外国人に係る労働者派遣等をすることとしていること。

１０号　事業に関する労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険に係る保険関係の成立の届出その他これに類する措置を講じていること。

１１号　特定技能雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていること。

１２号　特定技能雇用契約に基づく外国人の報酬を，当該外国人の指定する銀行その他の金融機関に対する当該外国人の預金口座又は貯金口座への振込み又は当該外国人に現実に支払われた額を確認することができる方法によって支払われることとしており，かつ，当該預金又は貯金への振込み以外の方法によって報酬の支払をした場合には，出入国在留管理庁長官に対しその支払の事実を裏付ける客観的な資料を提出し，出入国在留管理庁長官の確認を受けることとしていること。

１３号　前各号に掲げるもののほか，法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては，当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が，法務大臣と協議の上，当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

第２項　法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合１号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは，次のとおりとする。

１号　次のいずれかに該当すること。

イ　過去２年間に法別表第１の１の表，２の表及び５の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。ロにおいて同じ。）をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績があり，かつ，役員又は職員の中から，適合１号特定技

能外国人支援計画の実施に関する責任者（以下「支援責任者」という。）及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに１名以上の適合１号特定技能外国人支援計画に基づく支援を担当する者（以下「支援担当者」という。）を選任していること（ただし，支援責任者は支援担当者を兼ねることができる。以下同じ。）。

ロ　役員又は職員であって過去２年間に法別表第１の１の表，２の表及び５の表の上欄の在留資格をもって在留する中長期在留者の生活相談等に従事した経験を有するものの中から，支援責任者及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに１名以上の支援担当者を選任していること。

ハ　イ又はロの基準に適合する者のほか，これらの者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者として認めたもので，役員又は職員の中から，支援責任者及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに１名以上の支援担当者を選任していること。

２号　特定技能雇用契約の当事者である外国人に係る１号特定技能外国人支援計画に基づく職業生活上，日常生活上又は社会生活上の支援を当該外国人が十分に理解することができる言語によって行うことができる体制を有していること。

３号　１号特定技能外国人支援の状況に係る文書を作成し，当該１号特定技能外国人支援を行う事業所に特定技能雇用契約の終了の日から１年以上備えて置くこととしていること。

４号　支援責任者及び支援担当者が，外国人を監督する立場にない者その他の１号特定技能外国人支援計画の中立な実施を行うことができる立場の者であり，かつ，第１項第４号イからルまでのいずれにも該当しない者であること。

５号　特定技能雇用契約の締結の日前５年以内又はその締結の日以後に，法第１９条の２２第１項の規定に反して適合１号特定技能外国人支援計画に基づいた１号特定技能外国人支援を怠ったことがないこと。

６号　支援責任者又は支援担当者が特定技能雇用契約の当事者である外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施することができる体制を有していること。

７号　前各号に掲げるもののほか，法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては，当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が，法務大臣と協議の上，当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に

適合すること。

「特定技能所属機関に関する基準」の審査方法（前記第２の３）を参照して審査を行う。

第４　立証資料

第３１節別表のとおり。

第５　在留期間

在留資格	在留期間
特定技能	一　法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号に掲げる活動を行う者にあっては，１年，６月又は４月 二　法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第２号に掲げる活動を行う者にあっては，３年，１年又は６月

１　特定技能１号

（１）原則

特定技能雇用契約の期間が１年以上であり，かつ，「特定技能１号」での通算在留期間が４年以内の者については，「１年」の在留期間を決定する（通算在留期間の計算方法については「第２の１（６）在留期間が通算して５年に達していないこと」を参照すること）。

（２）例外

「特定技能１号」での通算在留期間が４年を超えている者からの在留諸申請については，通算５年の残余の雇用期間を下回らない在留期間のうちで最短の在留期間（注）を決定する。

なお，許可に当たっては，①申請人が通算在留期間が５年に達した時点で「特定技能１号」の活動を終了することを誓約していること，②特定技能雇用契約の期間が通算で５年を超えるものではないこと，③通算在留期間が５年に達した時点で特定技能所属機関が帰国等必要な支援を行うこととしていることを確認することとする。

（注）在留期間決定の例

① 申請時の通算在留期間が４年４か月の者について，残余の雇用期間は８か月であれば，８か月を下回らない在留期間である「１年」を決定する。

② 申請時の通算在留期間が４年７か月の者については，残余の雇用期間は５か月であれば，５か月を下回らない在留期間のうち最短の「６月」を決定する。

③ 申請時の通算在留期間が４年１０か月の者について，残余の雇用期間が２か

月であれば，２か月を下回らない在留期間のうち最短の「４月」を決定する。

２　特定技能２号

在留期間	運用
３年	次のいずれにもに該当するもの ①　申請人が入管法上の届出義務（住居地の届出，住居地変更の届出，所属機関の変更の届出等）を履行しているもの ②　学齢期（義務教育の期間をいう。）の子を有する親にあっては，子が小学校又は中学校（いわゆるインターナショナルスクール等も含む。）に通学しているもの ③　「特定技能２号」の在留資格で本邦において引き続き３年以上「特定技能２号」の在留資格に該当する活動を行っているもの（今次在留時に「特定技能２号」で在留した期間に限る。） ④　就労予定期間が１年を超えているもの
１年	３年又は６月のいずれにも該当しないもの
６月	次のいずれかに該当するもの ①　申請人が入管法上の届出義務（住居地の届出，住居地変更の届出，所属機関の変更の届出等）を履行していないもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ②　職務上の地位，活動実績，特定技能所属機関の受入れ状況等から，在留状況を６月に１回確認する必要があるもの ③　就労予定期間が６月以下であるもの

３　在留期間決定に際しての留意事項（「特定技能１号」及び「特定技能２号」共通）

（１）申請人が納税及び公的保険の保険料納付を始めとする各種の公的義務を履行していない場合の確認については，後記第７の２のとおり，当該義務の履行状況を勘案し，在留の可否，許可する場合の在留期間を検討することとなる。

（２）刑事処分を受けた者は，その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し，在留の可否，許可する場合の在留期間を検討することとなる。

（３）[redacted]

ア [redacted]

（ア）[redacted]

[redacted]

（イ）[redacted]

[redacted]

イ [redacted]

[redacted]

[redacted]

第６　指定書の記載

入管法施行規則第３１号の４様式による指定書をもって「特定技能１号」又は「特定技能２号」に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関及び特定産業分野を指定するところ，同指定書の記載については，次のとおりとする。

なお，「特定技能１号」又は「特定技能２号」において，特定技能所属機関又は特定産業分野の変更に伴い在留資格変更許可を受けた場合は，新たな指定書を作成し本邦の公私の機関及び特定産業分野を指定することとする。

１　特定技能１号

出入国管理及び難民認定法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号の規定に基づき，同号に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関及び特定産業分野を次のとおり指定します。

・本邦の公私の機関

氏名又は名称　　○○○○株式会社

所　在　地　　○○県○○市○○町１－１

・特定産業分野　　○○

（複数の分野を指定する場合）主たる分野：○○，従たる分野：○○

（参考）

従事する業務区分は，○○○○○とする。

２　特定技能２号

出入国管理及び難民認定法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第２号の規定に基づき，同号に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関及び特定産業分野を次のとおり指定します。

・本邦の公私の機関

氏名又は名称　　〇〇〇〇株式会社 所　在　地　　〇〇県〇〇市〇〇町１－１ ・特定産業分野　　〇〇 （複数の分野を指定する場合）主たる分野：〇〇，従たる分野：〇〇
（参考） 従事する業務区分は，〇〇〇〇〇とする。

第７　在留諸申請におけるその他の留意事項

１　在留資格認定証明書交付申請

在留資格認定証明書を交付する場合には，指定書を在留資格認定証明書の裏面左上にステイプラーで留めた上，指定書と在留資格認定証明書を入国審査官認証印で割り印する。

２　在留資格変更許可申請

（１）他の在留資格から「特定技能」への在留資格変更の可否については，第２の１（３）イ（イ）ａを参照する。

（２）中長期在留者として在留中の者が，在留資格「特定技能」への在留資格変更許可申請を行う場合，特定技能で在留中の特定技能外国人が，特定技能所属機関を変更し，他の特定技能所属機関に移行（転職）する場合又は特定産業分野を変更する場合にあっては，在留資格変更許可申請を行う必要があるところ，特に「特定技能１号」の在留資格を有する者については通算在留期間が５年に限定されていることに鑑み，審査を迅速に行うこととし，特段の事情がある場合を除き，おおむね２週間以内に許否の判断を行う。

（３）社会保険料の納付義務履行状況に係る確認

国民健康保険及び国民年金保険への加入及び保険料の納付が義務付けられている者から，在留資格「特定技能」への在留資格変更許可申請があった場合には，次のとおり確認する。

ア　国民健康保険

（ア）申請人に対し，国民健康保険被保険者証の写し（保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングが施されたものに限る。）の提出を求めた上，国民健康保険被保険者証の写しの記載から，国民健康保険に加入していることを確認する。

（イ）申請人に対し，国民健康保険料（税）納付証明書の提出を求めた上，国民健康保険料（税）納付証明書の記載から，[redacted]を確認する。なお，[redacted]に留意する。

（ウ）[redacted]速やかに保険料を納付するよう指導するとともに，当該指導からおおむね１か月後又は特例期間の満了日の１か月前のいずれか早い日までを目安に保険料を納付したことを示す資料の提出を求める。

（エ）なお，速やかに保険料の納付ができない場合には市町村役場に保険料の納付に係る相談を行わせた上，納付（税）緩和措置（換価の猶予，納付の猶予又は納付受託）の適用を受けた場合には，納付（税）緩和措置（換価の猶予，納税の猶予又は納付受託）の適用がある旨の記載がある納付（税）証明書又は納付（税）緩和措置（換価の猶予，納付の猶予又は納付受託）に係る通知書の写しを提出するよう案内する。

（オ）指定した期間内に国民健康保険料（税）納付証明書，納付（税）緩和措置（換価の猶予，納税の猶予又は納付受託）の適用がある旨の記載がある納付（税）証明書又は納付（税）緩和措置（換価の猶予，納税の猶予又は納付受託）に係る通知書の写しが提出された場合には，保険料の納付義務を履行しているものと評価する。

イ　国民年金

（ア）申請人に対し，被保険者記録照会回答票（基礎年金番号にマスキングが施されたものに限る。）の提出を求めた上，被保険者記録照会回答票の記載から，国民年金に加入していること及び過去２４か月間に国民年金への加入期間を有していることを確認する。

（イ）申請人に対し，国民年金保険料領収書の写し（在留諸申請のあった日の属する月の前々月までの２４か月分全て）又は被保険者記録照会（納付Ⅱ）（基礎年金番号にマスキングが施されたものに限る。）の提出を求めた上，これらの書類の記載から，[redacted]を確認する。

（ウ）国民年金保険料領収書の写し（在留諸申請の日のあった日の属する月の前々月までの２４か月分全て）又は被保険者記録照会（納付Ⅱ）の記載から[redacted]速やかに保険料を納付するよう指導するとともに，当該指導からおおむね１か月後又は特例期間の満了日の１か月前のいずれか早い日までを目安に保険料を納付したことを示す資料の提出を求める。

（エ）指定した期間内に保険料を納付したことを示す資料が提出された場合には，保険料の納付義務を履行しているものと評価とする。

ウ　上記ア及びイの確認の結果，申請人に社会保険料（税）の納付義務不履行がある場合において，申請人が当該不履行について是正する意思を有しているものの，在留期

間（特例期間を含む。）の満了日までに当該義務を履行できない特段の事情（注）があるものについては，当局の指導に従って次回の在留期間更新許可申請時までに義務を速やかに履行する旨を誓約した公的義務履行に関する誓約書（参考様式第１－２６号）を提出した場合には社会保険料（税）の納付義務不履行があるとは取り扱わない。なお，当該誓約書を提出した上で在留が許可された者が次回の在留期間更新許可申請において納付義務を履行していない場合には更新は許可されないこととなる。

（注）特段の事情とは，滞納した税や保険料を即時に納付することができないものの１年以内であれば納付することができる場合，市町村が作成した分納計画に従って納付することとしている場合，納付緩和措置（換価の猶予，納税（納付）の猶予又は納付受託等）又は社会保険料の納付免除措置の準備を行っているものの時間を要する場合などをいう。

（４）税の納付義務履行状況に係る確認

特定技能外国人は，源泉徴収や特別徴収制度により，特定技能所属機関が特定技能外国人の給与から納付すべき税金を預かり，特定技能外国人に代わって納税しているため，特定技能外国人が直接納税することは想定されないが，留学生など他の在留資格により中長期在留者として在留している者が在留資格「特定技能」へ在留資格変更許可申請を行う場合のほか，特定技能外国人が途中で特定技能所属機関を変更し，複数の機関から給与所得を得ていた場合や給与所得以外の所得が発生した場合には，これらの外国人は確定申告を行うなどして，自ら納税することを要することから，納税義務の履行状況について，次のとおり確認する。

なお，後記イの地方税に係る納税義務の履行状況の確認において，特定技能所属機関が特定技能外国人から特別徴収をした個人住民税を納付していないことに起因して，特定技能外国人が個人住民税の未納があることが判明した場合には，特定技能所属機関が，特定技能基準省令第２条第１項第１号の規定に基づき，労働，社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守している旨の基準に適合していないこととして取り扱うこととし，特定技能外国人本人が納税義務を履行していないものと評価しないこととする。

ア　国税

（ア）確定申告の要否に係る確認

ａ　直近１年分の個人住民税の課税証明書の「総所得の金額」欄と住民税の課税証明書と同一年分の給与所得の源泉徴収票の「給与所得金額」（給与所得控除後の金額）欄の金額が同一であることを確認する。住民税の課税証明書の「総所

得の金額」欄と源泉徴収票の「給与所得金額」（給与所得控除後の金額）の欄の金額が同一である場合は後記（イ）（確定申告を要しない場合），同一でない場合は後記（ウ）（確定申告を要する場合）の規定による確認を行う。

b　直近１年分の個人住民税の課税証明書の「分離課税の所得」欄に金額が記載されていないことを確認する。「分離課税の所得」欄に金額が記載されていない場合は後記（イ）（確定申告を要しない場合），金額が記載されている場合は後記（ウ）（確定申告を要する場合）の規定による確認を行う。

c　住民税の課税証明書と同一年分の給与所得の源泉徴収票が複数枚提出されていないことを確認する。提出された源泉徴収票が複数枚でない場合は後記（イ）（確定申告を要しない場合），複数枚である場合は後記（ウ）（確定申告を要する場合）の規定による確認を行う。

（イ）確定申告を要しない場合

源泉徴収票，個人住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書の記載により，収入額が契約時の金額を下回っていないこと並びに源泉徴収により所得税が特定技能所属機関から納付されていることを確認する。

（ウ）確定申告を要する場合

a　源泉所得税及び復興特別所得税，申告所得税及び復興特別所得税，消費税及び地方消費税，相続税，贈与税を税目とする納税証明書（その３）の記載から，当該税目に係る税の未納がないことを確認する。

b　納税証明書（その３）の記載から各税目に未納があることが判明した場合には速やかに未納がある税を納付するよう指導するとともに，当該指導からおおむね１か月後又は特例期間の満了日の１か月前のいずれか早い日までを目安に未納がある税を納税したことを示す資料の提出を求める。

c　なお，速やかに税の納付ができない場合には管轄の税務署に税の納付に係る相談を行わせた上，法定の納税緩和措置（換価の猶予，納税の猶予又は納付受託）の適用を受けた場合には，未納がある税目に係る「未納税額のみ」の納税証明書（その１）で備考欄に換価の猶予，納税の猶予又は納付受託中である旨の記載のあるもの又は納税緩和措置（換価の猶予，納税の猶予又は納付受託）に係る通知書の写しを提出するよう案内する。

d　指定した期間内に，未納がある税目に係る納税証明書（その３），納税緩和措置（換価の猶予，納税の猶予又は納付受託）の適用がある旨の記載がある納税

証明書（その１）又は納税緩和措置（換価の猶予，納税の猶予又は納付受託）に係る通知書の写しが提出された場合には，納税義務を履行しているものと評価する。

イ　地方税

（ア）直近１年分の個人住民税の課税証明書及び納税証明書の記載から，当該税目に係る税の未納がないことを確認する。

（イ）課税証明書及び納税証明書の記載から未納があることが判明した場合には，特定技能所属機関が特別徴収をした個人住民税を市町村に納付していない可能性があることから，特定技能外国人及び特定技能所属機関から事実関係を確認する。

（ウ）特定技能所属機関が特定技能外国人から特別徴収をした個人住民税を納付していないことに起因して，特定技能外国人が個人住民税の未納があることが判明した場合には，特定技能所属機関が，特定技能基準省令第２条第１項第１号の規定に基づき，労働，社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守している旨の基準に適合していないこととなるため，特定技能所属機関（特定技能所属機関が特定技能外国人から特別徴収をした個人住民税を納付していないことに起因しない場合は特定技能外国人本人）に対し，速やかに特別徴収をした個人住民税を納付するよう指導するとともに，当該指導からおおむね１か月後又は特例期間の満了日の１か月前のいずれか早い日までを目安に税を納税したことを示す資料の提出を求める。

（エ）なお，速やかに税の納付ができない場合には管轄の市町村に税の納付に係る相談を行わせた上，法定の納税緩和措置（換価の猶予，納税の猶予又は納付受託）を受けた場合には，納税緩和措置（換価の猶予，納税の猶予又は納付受託）の適用がある旨の記載がある納税証明書又は納税緩和措置（換価の猶予，納税の猶予又は納付受託）に係る通知書の写しを提出するよう案内する。

（オ）指定した期間内に，納税証明書，納税緩和措置（換価の猶予，納税の猶予若しくは納付受託）の適用がある旨の記載がある納税証明書又は納税緩和措置（換価の猶予，納税の猶予若しくは納税受託）に係る通知書の写しが提出された場合には，納税義務を履行しているものと評価する。

ウ　上記ア及びイの確認の結果，申請人に税の納付義務不履行がある場合については，上記（３）ウと同様に取り扱う。

（５）特定技能所属機関の法人格に変動が生じた場合の手続

ア　個人事業主が法人化する場合又は法人が個人事業主となる場合の手続等

特定技能所属機関である個人事業主が法人化する場合又は法人が個人事業主となる場合は，特定技能雇用契約の主体が変更され，法務大臣が指定した本邦の公私の機関に変更が生じることから，新たな事業組織による在留資格変更許可申請が必要となる。

イ　個人事業主が死亡した場合の手続等

個人事業主が死亡した場合には，特定技能雇用契約の法人格が失われ，当該契約も終了することとなるから，特定技能外国人が「特定技能」に係る活動の継続を希望する場合には新たな本邦の公私の機関と特定技能雇用契約を締結した上，在留資格変更許可申請が必要となる。

なお，個人事業主が死亡した場合には，個人事業主の遺族を届出者として，死亡日から１４日以内に特定技能雇用契約に係る届出書（参考様式第３－１号）及び受入れ困難に係る届出書（参考様式第３－４号）を提出するよう指導・助言する。

ウ　法人の合併等をする場合の手続等

現に特定技能外国人を受け入れている特定技能所属機関が，法人の合併等に際し，消滅する法人（以下「消滅法人」という。）又は合併後存続する法人（以下「存続法人」という。）となったり，合併により新たに設立される法人（以下「新設法人」という。）において特定技能外国人を受け入れようとする場合の取扱いは次のとおりとする。

（ア）　吸収合併の場合の取扱い

a　在留資格変更許可申請が必要となる場合

合併前の特定技能所属機関が消滅法人である場合であって，合併後に存続法人が特定技能所属機関となろうとするときは，在留資格変更許可申請が必要となる。この場合，特定技能雇用契約に基づいた「特定技能」に活動を行う期間に空白が生じることを避けるため，在留資格変更許可申請に当たっては，例えば合併を議決した総会議事録等により合併が確実に行われることを確認することにより，合併と同日付けで在留資格変更許可を受けることが可能となるよう，存続法人を特定技能所属機関として事前に在留資格変更許可申請を行うことが望ましい。その際，合併により，事業開始予定日まで又は事業開始予定日付けで，法人の名称，住所，代表者，役員が変更するときであって，これらについて，在留資格変更許可申請時に合併を議決した総会議事録等により当該変更が確認できるときは，在

留資格変更許可申請書においては，変更後のものを記載し，変更後直ちに，その内容に違いがない旨の報告を行わせることとする。合併後の法人を特定技能所属機関とする在留資格変更許可申請を合併前に行わせるものであるため，通常の在留資格変更許可申請の手続に必要な関係書類のほか，原則として，以下の書類を提出することが必要となる。

- 合併の経緯，合併後の法人及び「特定技能」に係る活動を行わせる事業所の概要
- 関係法人の総会議事録（合併を議決したもの）
- 社会・労働保険等合併後に提出すべき書類
- 存続する法人及び消滅する法人の最近の事業年度における貸借対照表等

また，特定技能基準省令第２条第１１号に規定する特定技能雇用契約継続履行に関する基準は，原則として，存続する法人の貸借対照表等により確認することとなるが，合併により存続する法人の資産状況が大きく毀損するおそれがある場合（消滅する法人の最近の事業年度の決算において，多額の負債が確認できる場合など）にあっては，合併後も特定技能雇用契約を継続して履行できる体制（財産的基礎）を有していることを疎明することとする。

b 在留資格変更許可申請を必要としない場合

存続法人が特定技能所属機関である場合であって，合併後も存続法人が特定技能所属機関となるときは，新たに在留資格変更許可申請を行う必要はない。

（イ） 新設合併の場合の取扱い

新設合併の場合（合併する法人が全て解散し，それと同時に新設法人が成立する場合）には，合併後に新設法人が特定技能所属機関となるときは，在留資格変更許可申請が必要となる。この場合，吸収合併の場合の取扱いと同様の手続により事前に在留資格変更許可申請を行うこととして差し支えない。申請時には新設法人の主体はないものの，特例的に合併後の予定に基づいて申請書等を記載するものとし，新設法人の成立後直ちに，その内容に違いがない旨を報告することが必要である。なお，全ての消滅法人が合併前に特定技能所属機関であり，かつ，当該消滅法人の事業所において，合併後に新設法人が引き続き特定技能所属機関となるときであっても，特定技能雇用契約を継続して履行できる体制（財産的基礎）に係る基準の判断については，通常どおり取り扱うこととなる。

（ウ）吸収分割等の場合の取扱い

既に存在する他の法人に分割する法人の営業を継承させる吸収分割の場合又は新設する法人に分割する営業を継承させる新設分割の場合には，吸収合併の場合の取扱いに準じて対応することとなる。

３　在留期間更新許可申請

（１）申請書の勤務先，職歴，職務上の地位及び職務内容欄の記載並びに立証資料により，「特定技能１号」又は「特定技能２号」の在留資格に係る活動を継続するものであることを確認する。

（２）住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書により，収入額が契約時の金額を下回っていないことを確認する。

（３）特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事業所でない場合は，前記２（３）のとおり確認する。

（４）特定技能外国人が確定申告を要することの確認及び確定申告を要する場合の納税義務の履行については，前記２（４）のとおり確認する。

（５）直近の申請において，上記２（３）ウ又は（４）ウの取扱いに従って在留を許可した者については，誓約どおりに義務の履行がされていない場合には更新を認めない。

４　国税局への通報

特定技能外国人及び特定技能所属機関に，国税に係る一定程度の滞納があることを理由として，特定技能に係る在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請を不許可とする場合には，不許可処分とする前にあらかじめ，別記第６４号様式により管轄する国税局へ通報する。

※　通報先の国税局では，滞納された国税に係る徴収手続をとるため，通報に係る情報を速やかに把握する必要があることから，国税局に通報書を送付する前にあらかじめ電話をし，通報書の記載内容を口頭で伝えるとともに，通報書を速達により郵送する。

※　国税局においては，通報のあった外国人を特定する必要があることから，通報書の記載に当たっては，備考欄の余白に，申請を不許可とする特定技能外国人の住居地を記載する。

５　人手不足状況の変化等への対応としての在留資格認定証明書の交付の停止等

（１）基本方針においては，分野別運用方針に記載する向こう５年間の受入れ見込数については，大きな経済情勢の変化が生じない限り，「特定技能１号」の在留資格をもって在留する外国人の受入れの上限として運用するとされている。

（２）法務大臣等の制度関係機関の長等及び分野所管行政機関の長は，人手不足状況の変化の

程度その他の受入れをめぐる状況を踏まえて，今後の受入れ方針等について協議することとし，必要に応じ，在留資格認定証明書の交付の停止又は特定産業分野を定める省令から当該分野の削除の措置を講じることができることとなっている。

（３）これらの措置を執ることとなった場合の在留諸申請における取扱いについては，別途，本庁から通知することとなることから，それに従う。

第８　応用・資料編

１　特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する資料

特定技能の在留資格に係る審査等の業務に従事するに当たっては，以下の資料を参照する。

（１）特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針

特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため，法第２条の３第１項の規定に基づき，政府が「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成３０年１２月２５日閣議決定）（基本方針）を策定したもの。

基本方針には，①特定技能の在留資格に係る制度の意義に関する事項，②人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する基本的な事項，③当該産業上の分野において求められる人材に関する基本的な事項，④特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項，⑤特定技能の在留資格に係る制度の運用に関するその他の重要事項が定められている。

（２）分野別運用方針及び分野別運用要領

人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため，法第２条の３第１項及び第２条の４第１項の規定に基づき，以下の分野において，法務省，警察庁，外務省及び厚生労働省（制度所管省庁）並びに分野所管省庁が，当該産業上の分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（分野別運用方針）及び当該産業上の分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針に係る運用要領(分野別運用要領）を策定したもの。

分野別運用方針には，①人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野，②当該産業上の分野における人材の不足の状況（当該分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項，③当該産業上の分野において求められる人材の基準に関する事項，④在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項，⑤その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項が定められている。

（３）外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）（令和元年１２月２０日・外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）

外国人材を適正に受け入れ，共生社会の実現を図ることにより，日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため，外国人材の受入れ

・共生に関して，目指すべき方向性を示すものである。

在留資格「特定技能」に関係する主な施策は以下のとおり。

○　特定技能制度において，大都市圏等の特定の地域に集中して就労することを防止し，かつ，就労を希望する国内外の外国人の意向と中小企業をはじめとした外国人雇用の経験に乏しい外国人の雇用を希望する企業のニーズをマッチングさせるため，各分野特有の状況等を考慮の上，以下の措置を講ずる。

・　受入れに係る採用，生活環境整備，人材育成等の優良事例の紹介や，共同での企業 PR 活動，宿舎手配，研修等の事業者間の連携を促進するための情報提供。（14 分野）

・　企業・在留外国人に対する地方におけるセミナーの開催（14 分野）

・　分野別協議会における引き抜き防止の申合せ等引き抜き防止に対する厳格な対応が行われるよう分野別協議会を通じた指導を実施（14 分野）

・　地方における技能評価試験の実施（14 分野）

・　特定技能外国人として就労を希望する者と特定技能外国人の雇用を希望する企業のマッチングを実施する都道府県（適切な団体に委託可）に対する必要な経費の助成（介護分野）

・　技能評価試験合格証明書の発行の際，過度集中地域の受入れ機関から徴収する費用の引上げ。（ビルクリーニング分野）

・　特定技能外国人の受入れ事業実施のための法人を設立し，全国の求人求職情報の集約等のマッチングの実施。また，都市部と地方の間で著しい待遇の格差が生じないよう，同法人において，地方における求人の発掘を積極的に行うとともに，受入れ企業に対する求人条件の見直しなどの助言・指導の実施。（建設分野）

・　地域における事業者間連携による自律的取組の発掘・支援（自動車整備分野

・　特定技能外国人の雇用を希望するホテル，旅館等の求人情報について業界団体や試験実施機関のホームページへの掲載。ホテル，旅館等や在留外国人を対象としたセミナーを開催し、制度の広報等を行い受入れ環境を整備。（宿泊分野）〔厚生労働省，経済産業省，国土交通省，農林水産省等〕《施策番号８》

○　外国人の受入れ・定着に積極的に取り組む地方公共団体とハローワークが連携する「地域外国人材受入れ・定着モデル事業（仮称）」を実施し，優良事例や効果を検証する。〔厚生労働省〕《施策番号９》

○　特定技能外国人が，大都市圏等の特定の地域に集中して就労することを防止し，か

つ，就労を希望する国内外の外国人の意向と中小企業をはじめとした外国人雇用の経験に乏しい外国人の雇用を希望する企業のニーズをマッチングさせるため，必要な措置を講じるに当たっては，分野所管省庁等に特定技能外国人に係る在留数等必要な情報を提供していく。また，就労を希望する外国人等に対し，受入れ機関の情報を提供していく仕組みを構築するとともに，地方における人手不足の状況や特定技能外国人の受入れ状況等の情報把握・分析機能の強化を行う。〔法務省，厚生労働省〕《施策番号 10》

○　地方公共団体と連携して地方で就労することのメリットを周知するとともに，外国人受入環境整備交付金による地方への支援を引き続き推進する。〔法務省〕《施策番号 11》

○　「特定技能」の在留資格が創設されたことを踏まえ，大都市圏その他の特定の地域に外国人が過度に集中することなく，地域の人手不足に的確に対応し，地域の持続的発展につなげていく必要がある。外国人材の受入支援や共生支援等の優良事例の収集・横展開を行い，地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組について，引き続き地方創生推進交付金により積極的に支援する。〔内閣府（地方創生），内閣官房（まち・ひと・しごと創生本部）〕《施策番号 12》

○　以下の取組については，必ずしも外国人材を対象にしたものではないが，その推進を図ることにより，地域への就労促進に資すると考えられる。

・　住宅紹介等を行う地方の居住支援法人や家賃低廉化補助等を行う地方公共団体等の取組に対する地方財政措置を含めた充実した財政支援の実施

・　元請・下請の取引関係の適正化や介護等公定価格でサービス対価が決まる分野における処遇改善等の賃金の引上げに関する取組の推進〔厚生労働省、国土交通省、経済産業省、公正取引委員会〕《施策番号 13》

○　特定技能制度における技能試験及び日本語試験を国内外で円滑に実施する観点から，以下の措置を講じる。

・　短期滞在者には限定的にしか認められていない試験の受験資格の見直しを令和２年１月中に実施するなど受験対象者の拡大を図る。

・　新たな日本語試験の活用を検討するとともに，特定技能制度における日本語試験の不正防止を徹底し，適正な実施を図る。〔法務省，外務省〕《施策番号 14》

○　法務省ホームページにおいて特定技能試験及び日本語試験についての最新情報を多言語で一元的に提供していく。試験情報に係る関係機関のホームページの多言語

化を進めるなど，外国人及び受入れ機関の双方が必要な試験情報にアクセスできるよう周知方法を充実させる。〔法務省〕《施策番号 15》

○　適正かつ円滑な送出し及び受入れの確保のため，ＭＯＣ作成国等と定期又は随時に協議を行うための体制構築を行う。〔法務省，外務省〕《施策番号 16》

○　日本人との同等報酬を確保しつつ外国人材の技能等を高めることにより更に報酬が増えていくことを示すことや，帰国後にどのような活躍ができるのかなど，分野別の協議会等において，積極的にキャリアパスの明確化を図る。〔厚生労働省，経済産業省，国土交通省，農林水産省等〕《施策番号 17》

○　建設分野における特定技能外国人の適正就労監理について，「建設キャリアアップシステム等を活用して，外国人建設就労者の適正就労等を推進する」（「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元年６月４日デジタル・ガバメント閣僚会議決定））との方針に基づき、適切に対応する。〔国土交通省〕《施策番号 18》

○　介護分野においては，経済連携協定（ＥＰＡ）、技能実習，在留資格「介護」，特定技能等，様々な受入方法があることから，引き続き，各制度の要件，関係性，キャリアパス等の周知に努めるほか，外国人介護人材の育成やキャリア支援についての実態を把握し，好事例の周知を図る。〔厚生労働省〕《施策番号 19》

○　受入れ機関による在留諸申請等が円滑になされるよう，引き続き誤記入例やよくある疑問点等を的確に把握・分析した上で，申請書の記載例や留意点をより分かりやすいものに充実させて周知するなど，受入れ機関や登録支援機関にとって分かりやすい申請手続に努める。〔法務省〕《施策番号 20》

○　生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお，当該分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要となる分野に限り，受入れ分野の追加を認めるとしているが，当該分野を所管する行政機関から，有効求人倍率，雇用動向調査その他の公的統計，業界団体を通じた所属企業への調査等の客観的な指標等が示されれば，制度の運用状況等を踏まえつつ，関係行政機関と協議し，受入れ分野を追加するかについて十分な検討を行う。〔法務省〕《施策番号 21》

○　特定技能外国人等受入（予定）施設等に対して，特定技能外国人等が介護現場で日本人職員や利用者と円滑にコミュニケーションを図るために必要な取組や介護福祉士を取得するために必要な学習支援に関する取組等について，必要な経費についての助成を可能とする。〔厚生労働省〕《施策番号 22》

○　「特定技能」の在留資格について，悪質な仲介事業者の排除を目的とし，情報共有の枠組みの構築を内容とする二国間取決めのための政府間文書を作成した国について，制度の運用状況等を踏まえ，当該国との情報連携及び協議を着実に進めるとともに，必要に応じ，政府間文書の内容の見直しを行う。また，かかる政府間文書の作成に至っていない国であって送出しが想定されるものとの間では，同様の政府間文書の作成に向けた交渉を引き続き進める。〔外務省，法務省，厚生労働省，警察庁〕《施策番号 24》

○　法務省、厚生労働省，警察，文部科学省及び外務省は，必要に応じ，技能実習生・特定技能外国人等からの聴取，関係団体からの報告，実習実施者・受入れ機関等に対する立入検査，送出し国政府からの情報提供等を通じて国内外の悪質な仲介事業者等の存在を把握したときは，その情報を相互に提供するとともに，外国人技能実習機構に提供する。〔法務省，厚生労働省，警察庁，文部科学省，外務省〕《施策番号 27》

○　法務省，厚生労働省，警察，文部科学省，外務省及び外国人技能実習機構は，技能実習生，特定技能外国人，留学生等の受入れに係る外国の悪質な仲介事業者等に関する情報を把握したときは，必要に応じ，当該国の政府に対し，その情報を提供し，当該仲介事業者等に対し厳正な処分がなされるべきことについて申入れ等を行うとともに，その情報を相互に提供する。法務省、厚生労働省及び外務省は、国内外の悪質な仲介事業者等に関する情報提供を得たときは、当該仲介事業者等を排除するため、当該情報を所管法令に基づく調査や査証審査に活用する。また，法務省及び厚生労働省において，技能実習生については関係する監理団体等に対し，特定技能外国人等については国内にいる当該仲介事業者等又はその関係者に対し，それぞれ，悪質な場合は法令に基づいて適正に行政処分を行う。さらに，必要に応じ，捜査機関において犯罪捜査を行うなど適切に対処するとともに，これらの取組の状況等を白書等により定期的に公表する。〔外務省，法務省，厚生労働省，警察庁，文部科学省〕《施策番号 28》

○　外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組や外国人との共生社会の実現のための受入れ環境整備等に関して情報共有・意見交換をするため，国際会議を開催するなど，関係国等との情報交換の枠組みを構築し，連携強化を図る。〔法務省〕《施策番号 29》

○　法務省においては，技能実習生・特定技能外国人等の入国前に，在留資格認定証

明書について厳格な審査を実施し，悪質な仲介事業者等の関与が認められた場合には当該技能実習生・特定技能外国人等の入国を許可しないなどの措置を講ずる。〔法務省〕《施策番号 30》

○　職業紹介事業者がその職業紹介により就職した外国人に対して早期の転職を勧奨する等の不適切な行為を防止するため，職業安定法に基づく指針の周知・啓発を行うとともに，違反が認められた場合には厳正に指導する。〔厚生労働省〕《施策番号 31》

○　外国人が必要とする防災・気象情報に容易にアクセスできるよう，防災・気象情報に関する多言語辞書の作成（11 か国語），当該 11 か国語多言語辞書の「Safety tips」への反映及び気象庁ホームページの多言語化（11 か国語）を進めたところであり，これらについて，さらに対応言語を 14 か国語に拡大するとともに，民間事業者のウェブサイトやアプリ等を通じた防災・気象情報の多言語化を推進する。

こうした対応等について，多言語化を進めている出入国在留管理庁ホームページにおいて日本語を解さない人でも理解できるような案内を掲載するとともに，「特定技能」の在留資格に基づく外国人材の受入れ機関、登録支援機関等を通じて，周知・普及促進を図る。〔内閣府（防災担当），法務省，総務省，国土交通省〕《施策番号 64》

○　受入れ企業は特定技能外国人及び技能実習生が金融機関において円滑に口座を開設できるように必要なサポートを行う。〔法務省〕《施策番号 77》

○　地方入国管理官署における外国人の在留資格変更・在留期間更新時や、ハローワークにおける求人受理時等において，関係行政機関が連携を図ることにより，外国人雇用事業所や外国人の社会保険への加入促進に取り組む。このため，新たな在留資格による外国人について，特定技能外国人の受入れに関する審査に当たり，社会保険制度上の義務の履行状況などを確認することとし，過去にその納付すべき社会保険料を一定程度滞納するなどした受入れ機関については受入れを認めないこととする。また，上陸許可や在留資格変更許可等をした外国人の身分事項や所属機関の情報及びその帯同家族の情報を法務省から厚生労働省等に提供し，関係機関において，当該情報を活用しながら所要の確認や適用，必要に応じた加入指導等を行うことにより，社会保険の加入促進に取り組む。加えて，国民健康保険・国民年金については，保険料を一定程度滞納した者からの在留期間更新許可申請や在留資格変更許可申請を不許可とする等の対策を講ずる。上記の新たな在留資格における法務省から厚生労働省等への情報提供等や在留期間更新許可申請等に係る取組については，

その他の在留資格を有する外国人についても，今後，同様の措置を講ずることを検討する。〔法務省，厚生労働省〕《施策番号 136》

○　地方入国管理官署における特定技能外国人の受入れに関する審査に当たっては，受入れ機関における納税義務の履行状況を確認することとし，一定程度滞納がある受入れ機関については特定技能外国人の受入れを認めないこととするとともに，その受入れ後において，特定技能外国人からの在留資格変更許可申請や在留期間更新許可申請の際に，受入れ機関の源泉所得税等の滞納状況を確認することとし，一定程度滞納がある受入れ機関に対しては適切な指導等を行う。また，納付すべき所得税や住民税を自己の責めに帰すべき事由により一定程度滞納がある特定技能外国人については，同人からの在留資格変更許可申請等を不許可とすることとし，関係機関に通報するなど必要な情報連携を行うこととするほか，その他の在留資格を有する外国人についても，今後，同様の措置を講ずることを検討する。〔法務省（国税庁，総務省）〕《施策番号 138》

○　受入れ機関は，特定技能１号外国人が円滑に納税を行うことができるようにするための支援，特に，在留期間満了時までに，翌年納付すべき住民税を当該外国人に代わって納付することができるようにするための支援措置を講ずることとし，出入国在留管理庁（平成３１年４月発足）は，受入れ機関が納税に係る支援を的確に実施できるよう受入れ機関に対する周知を図り，適正な履行が確保されていない受入れ機関に対しては，適切な指導等を行う。〔法務省〕《施策番号 139》

○　在留申請手続のオンライン化について，令和２年春頃を目途に対象手続を在留資格変更許可申請，在留資格認定証明書交付申請及び就労資格証明書交付申請に拡大する。また，「特定技能」の在留資格による外国人の所属機関が行う雇用契約の終了等に関する出入国在留管理庁長官に対する届出をオンラインで行うためのシステムの整備について，引き続き検討を行う。さらに，外国人の受入れ状況に係る情報を継続的に把握し，受入れ機関単位で情報を管理・把握するための情報基盤の整備及び特定技能外国人の受入れ機関が行う出入国在留管理庁長官に対する届出をオンラインで行うためのシステム整備についても，引き続き検討を行う。〔法務省〕《施策番号 142》

○　地方出入国在留管理官署における在留諸申請について，在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請の標準処理期間（２週間から１か月）内の処理を励行する。特に，中小・小規模事業者をはじめとした人手不足の深刻化に対応するため，特定技能外国人が地域において速やかに就労を開始できるよう，地方出入国在留管理官署においては，「特定技能」の在留資格に係る在留諸申請及び登録支援機関登録申請に係る

標準処理期間内の処理を励行し，迅速な処理を行う。〔法務省〕《施策番号 145》

○　外国人材の受入れに関して，「特定技能」の在留資格については，法務省令において，「退去強制令書の円滑な執行に協力する外国政府又は地域の権限ある機関の発行した旅券を所持していること」と規定されていることから，被退去強制者を引き取らない国の国民に対して，在留資格認定証明書を交付しない。また，その他の在留資格についても，被退去強制者を引き取らない国の国民に対しては，在留資格認定証明書交付申請に対する審査及び入国審査に際して，厳格な審査を実施する。〔法務省〕《施策番号 170》

２　審査等を実施する上での留意事項

（１）労働関係法令の遵守

ア　特定技能外国人の受入れは，雇用契約に基づいて行われるものであり，特定技能外国人を受け入れる使用者側には，労働関係法令を遵守することが必要であり，労働関係法令に違反した場合には処罰の対象となる。特に，賃金不払について最低賃金法や労働基準法を遵守するほか，法務省令等において申請人に対する報酬が日本人が従事する場合の報酬と同等以上であることを規定されていることに留意する。

また，「管理費」等の名目で特定技能外国人の賃金から控除したり，賃金の一部を預かることは，労働関係法令上，違法となることがあることから，行うべきでないことを指導する。

イ　特定技能所属機関は，特定技能外国人について労働時間の管理を行う必要があるほか，時間外労働や休日労働を行わせる場合には，労働基準法に定める割増賃金の支払だけでなく，労使協定（３６協定）の締結が必要である。

なお，農業分野と漁業分野の特定技能所属機関については，労働時間，休憩及び休日に関する労働基準法の規定（深夜業，年次有給休暇に関する規定を除く。）の適用が除外されていることに留意する必要がある。

（参考１）変形労働時間

労働基準法第３２条の２から第３２条の５までに規定する労働時間に関する制度をいい，フレックスタイム制と呼ばれる。変形労働時間制を採用する場合にあっては，労働基準法に定める就業規則等の制定，書面による協定，労働時間等の規定を遵守していることが当然必要である。

（参考２）交替制勤務

交替制勤務は，２４時間切れ目無く業務が続く業種，早朝から深夜まで業務

が継続する業種，待機を伴う業務，年中無休で継続する業務，業務時間が断続的な場合など所定労働時間以上に及び業務体系が必要なときに，労働者を交替で勤務させる勤務形態をいう。

（２）職業紹介関係

本制度では，技能実習制度（団体監理型技能実習）と異なり，必ずしも雇用関係の成立のあっせんを行う者が存在することを想定しているものではないものの，特定技能外国人と特定技能所属機関の雇用関係の成立のあっせんを行う者が存在する場合にあっては，当該あっせん者は，職業安定法第３０条，第３３条及び第３３条の３の規定に基づき無料職業紹介の届出若しくは許可又は有料職業紹介事業の許可を得た上で特定技能外国人のあっせんを行わなければならないことに留意する必要がある。

また，船員職業安定法上の船員に該当する特定技能外国人の雇用関係の成立のあっせんを行う者については，同法第３４条により，無料の船員職業紹介事業の許可を得ていることが求められる。

なお，有料職業紹介の許可で行うことができない職業紹介には，建設業，港湾運送業務があることに留意する。

厚生労働省職業安定局ホームページの「人材サービス総合サイト」において，都道府県，届出・許可番号等を入力することにより取扱い範囲等を確認することが可能である。

（注）新規取得の場合は同サイトに反映されるまで１～２か月を要している。